

「こうのとりのゆりかご」第5期検証報告書

熊本市要保護児童対策地域協議会
こうのとりのゆりかご専門部会

令和3年6月

目次

序章 こうのとりのゆりかごの中期的検証について.....	1
第1章 ゆりかごについて	3
1 ゆりかごが設置されるまでの経緯	3
(1) ゆりかごの構想.....	3
(2) 医療法上の許可.....	3
2 ゆりかごの仕組み	3
(1) ゆりかごの設備と運用.....	3
(2) 慈恵病院内での初期対応.....	5
3 関係機関での対応	6
(1) 病院から連絡を受けた後の関係機関の対応.....	6
(2) 熊本市児童相談所での対応.....	6
4 現在のドイツの状況	8
5 ゆりかごをめぐる主な動き	9
(1) 主な動き	9
(2) 法改正等の動き.....	10
(3) 関西におけるこうのとりのゆりかご設置の動き.....	12
第2章 ゆりかごの預け入れ状況とその背景	13
1 ゆりかごの預け入れ状況と背景	13
(1) 預け入れ時の状況.....	13
(2) 家族等の状況.....	16
(3) 預け入れの経緯.....	19
2 ゆりかごの預け入れ状況の特徴	21
(1) 預け入れ時の状況.....	21
(2) 家族等の状況.....	22
(3) 預け入れの経緯.....	23

(4) ゆりかごの預け入れ状況公表項目一覧.....	24
3 預け入れられた子どものその後の養育状況.....	28
(1) 身元が判明した事例.....	29
(2) 身元不明の事例.....	33
第3章 妊娠・出産にかかる相談体制と対応状況.....	39
1 慈恵病院での相談対応の状況	39
(1) 相談対応の実績.....	39
(2) 相談事例への緊急的対応（緊急対応・緊急面談）.....	41
(3) 相談事例での特別養子縁組の状況.....	43
(4) 慈恵病院における相談及び事例の特徴.....	44
2 熊本県・熊本市での相談対応の状況	44
(1) 相談対応の実績.....	44
(2) 行政への相談の特徴.....	47
第4章 ゆりかご事例と相談事例から見える諸課題.....	49
1 ゆりかごに預け入れる以前の課題	49
(1) 公的相談機関のあり方について.....	49
(2) 妊娠期・出産期からの支援体制について.....	50
(3) 妊娠・出産に対する意識・理解について.....	50
(4) 子どもの父親の当事者としての自覚について.....	51
2 ゆりかごへの預け入れに伴う危険性	51
(1) ゆりかごに預け入れるまでの経過における危険性【新規】.....	51
(2) ゆりかごの扉の中に入れない場合の危険性【新規】.....	52
(3) 実母へのケアができないことによる危険性【新規】.....	53
(4) 医学的課題【新規】.....	53
3 ゆりかごの運用面と対応における課題.....	54
(1) 慈恵病院の対応.....	54
(2) 特異な預け入れ事例等について.....	55

(3) 児童相談所及び関係機関の対応.....	56
(4) 預け入れ状況等の公表について.....	57
4 預け入れられた子どものその後の援助に関する課題.....	57
(1) 児童相談所での保護・援助について.....	57
(2) 子どもの健全な成長の確保について.....	57
(3) 家庭引取りにおける措置解除の判断について.....	58
(4) 里親制度と特別養子縁組制度をめぐる課題について.....	58
5 措置解除後の子ども及び里親等に対する援助について.....	60
6 出自が不明であることの課題について.....	60
(1) 子どもについて.....	60
(2) 父母について.....	61
(3) 行政の手続きについて.....	61
7 国外からの預け入れにおける課題	62
8 ゆりかごが誤解されている側面	62
(1) 匿名性について.....	62
(2) 預け入れ後の子どもの居場所について.....	62
(3) 特別養子縁組について.....	62
 第5章 ゆりかごへの評価	 63
1 子どもの人権・子どもの福祉の観点からの評価.....	63
(1) 生命の保障、生命・身体の安全の確保の面からの評価.....	63
(2) 出自を知る権利の保障の面からの評価.....	65
(3) 「安易な預け入れにつながっていないか」との観点からの評価.....	66
(4) ゆりかごの匿名性の観点からの評価.....	67
2 「相談業務と一体的に運用されるゆりかご」としての評価.....	68
3 公的機関の対応の面からの評価.....	69
 第6章 今後の対応策―各機関への要望―	 70
1 慈恵病院に対する要望	70

2	熊本市に対する要望	70
3	国に対する要望	71
4	全国の行政・関係機関に対する要望	71
5	マスメディア関係者に対する要望	72
6	地域社会の人々に対する要望	72
おわりに		73

【資料編】

- 資料1 「こうのとりのゆりかご」の預け入れ状況に係る統計資料
- 資料2 妊娠に関する悩み相談3機関比較
- 資料3 相談窓口広報カード
- 資料4 慈恵病院ホームページ
- 資料5 ゆりかご短期的検証で述べられた主な意見一覧
- 資料6 熊本市から国への要望書等
- ・ 予期せぬ妊娠で悩む人々への十分な対応を図る体制整備に関する指定都市市長会要請
 - ・ 令和4年度（2022年度）の重点施策に関する要望 「こうのとりのゆりかご」への国の積極的な関与及びいわゆる内密出産についての法整備等

序章 こうのとりのゆりかごの中期的検証について

「こうのとりのゆりかご」（以下「ゆりかご」という。）は、熊本市西区島崎にある医療法人聖粒会慈恵病院が、病院の建物内部に設置し、平成 19 年 5 月 10 日から運用を始めたもので、本年度で 14 年目を迎えている。

当初のゆりかごに関する検証は、医療法上の許可を行った熊本市と、その当時、社会的養護を担っていた熊本県が、役割分担をしながら進められた。熊本市が熊本市要保護児童対策地域協議会の中に設置した「こうのとりのゆりかご専門部会」（以下「当専門部会」という。）では、6 か月に 1 回（平成 26 年度までは 3 か月に 1 回）主に「ゆりかごが安全で適正に運用されているか」といった観点から短期的検証を実施してきた。短期的検証の結果はその都度報告し、さらに 1 年に 1 回、預け入れ状況の公表を行ってきた。

一方、熊本県が設置し、熊本市と共同で運営した『「こうのとりのゆりかご」検証会議』（以下「県検証会議」という。）では、短期的検証の結果を踏まえたうえで、ゆりかごの預け入れ事例や慈恵病院における相談事例などの分析を通して、ゆりかごをめぐる社会的な課題、児童福祉における課題や制度上の問題を明らかにし、国や関係機関への提言や要望をとりまとめることを目的とする中期的検証を実施した。その内容については、平成 19 年 11 月以来重ねられた審議を経て、平成 21 年 11 月 26 日に『「こうのとりのゆりかご」が問いかけるもの～こうのとりのゆりかご検証会議・最終報告～』として取りまとめられた。

その後、平成 22 年 4 月 1 日、熊本市が児童相談所を開設したことにより、児童相談所設置市として、それまで熊本県が担っていた、ゆりかごに預け入れられた子どもへの対応についても責任を担うことになったことから、当専門部会において、これまでの短期的な検証に加え、ゆりかごをめぐる中期的観点からの検証もあわせて行うこととし、平成 19 年 5 月 10 日から平成 29 年 3 月 31 日まで、4 期にわたり検証を行ってきた。（※検証期間は下記表のとおり。）

本報告書の作成にあたっては、検証期間平成 29 年 4 月 1 日から令和 2 年 3 月 31 日まで（以下「第 5 期」という。）の 3 年間に預け入れられた 25 事例について、半期ごとの短期的検証の結果を踏まえつつ、預け入れ状況や背景・事情の分析を行った。また、平成 29 年 3 月 31 までに預け入れられた事例との比較検証を行い、新たな特徴や課題を整理した。

さらに、預け入れ後の子どもの状況についての検証として、ゆりかごが設置されてから令和 2 年 3 月 31 日までの約 13 か年の期間における全 155 事例を対象として、預け入れ後の一時保護から乳児院・児童養護施設への措置、里親委託若しくは特別養子縁組といった養育の流れにそって、子どもの現況調査を実施し、その結果を踏まえて課題を整理した。

今回の検証にあたっては、これまでの検証報告書との継続性を図り、比較検証が可能となるように、当初からの検証方法を基本的に踏襲している。また、今回の検証において新たに設けた項目については、【新規】と表記している。

加えて、自宅での出産について、本報告書においては、専門家の立会いがなく医療的ケアをまったく伴わない母親一人での出産を「自宅出産（孤立出産）」といい、車中出産を含む場合は「自宅出産等（孤立出産）」と表記する。

※これまでの検証期間

期	期間	備考
第1期	平成19年5月10日～平成21年9月30日	熊本県検証
第2期	平成21年10月1日～平成23年9月30日	以降、熊本市検証
第3期	平成23年10月1日～平成26年3月31日	
第4期	平成26年4月1日～平成29年3月31日	

第1章 ゆりかごについて

1 ゆりかごが設置されるまでの経緯

(1) ゆりかごの構想

平成18年11月9日、熊本市西区島崎にある医療法人聖粒会（慈恵病院）が進める「このとりのゆりかご」の設置計画が明らかになった。

慈恵病院では、平成14年から、妊娠に悩む女性のために、「赤ちゃんのための電話相談（現在「SOS赤ちゃんとお母さんの妊娠相談」）」を実施する等、早くから胎児や子どもの命を守るための取組を行っていたが、遺棄されて命を落とす新生児や人工妊娠中絶で失われていく命を救いたいとの思いから、ドイツの取り組み等を参考として、匿名で子どもを預かる施設の設置が計画されたものである。

(2) 医療法上の許可

ゆりかごの設置については、病院施設の用途・構造の変更を伴い、医療法上の許可が必要とされたため、平成18年12月15日に慈恵病院が医療法に基づく建物の変更許可申請を熊本市に提出した。

熊本市では、ゆりかごの許可が現行の法律上問題ないか、国（厚生労働省）や熊本県とも協議を重ねながら、「刑事法上、保護責任者遺棄罪に当たらないか」「児童福祉法や児童虐待防止法に反しないか」等を中心に、許可の是非について検討を行った。

最終的には、国が平成19年2月に「直ちに違法とはいえない」との判断を示したこともあり、熊本市は同年4月5日、「医療法上の変更許可をしないこととする合理的な理由はない」と判断し、許可したものである。なお、その際、「子どもの安全確保」、「相談機能の強化」、「公的相談機関等との連携」の3つの留意事項を遵守するよう条件を付した。

2 ゆりかごの仕組み

(1) ゆりかごの設備と運用

ゆりかごの施設は、平成23年1月に慈恵病院の新病棟（産科・小児科棟）が開設されたことに伴い、当初の設置場所から同年1月23日に移転し、産科・小児科棟（マリア館）南側に子どもを受け入れるための窓口（図1-1）が設置されている。

屋内の保育器内は一定の温度に保たれており、そこに子どもが預け入れられると、子どもの安全確保のため、扉が自動的にロックされる。同時に、ナースステーション及び新生児室2か所のブザーが作動し、職員が直ちに子どもを保護することとなっている。

慈恵病院は、平成24年5月には、ゆりかごの扉の横に、インターホンと「秘密は守ります 赤ちゃんの幸せのために扉を開ける前にチャイムを鳴らしてご相談ください。」との表示板（図1-2）を設置し、平成25年7月には、子どもを預け入れる前に相談を促すため、ゆりかごへの経路上に預け入れ者に相談を呼びかける内容の案内板（図1-3）の改修を行い、子どもを預け入れる前の相談に繋がるように相談の機密性について標記されている。加えて、子どもの出自にかかる情報を少しでも残してもらうため、令和3年3月1日に、ゆりかごの扉の前にメッセージカードの記載台（図1-4）が設置された。

【図 1-1： ゆりかごの外観 令和 3 年 3 月 4 日撮影】



【図 1-2： ゆりかご扉右壁面部分の案内板
令和 3 年 3 月 4 日撮影】



【図 1-3： ゆりかごへの経路上に設置された案内板 令和 3 年 3 月 4 日撮影】



【図 1-4： ゆりかご扉の前に設置されたメッセージカード 令和 3 年 3 月 4 日撮影】



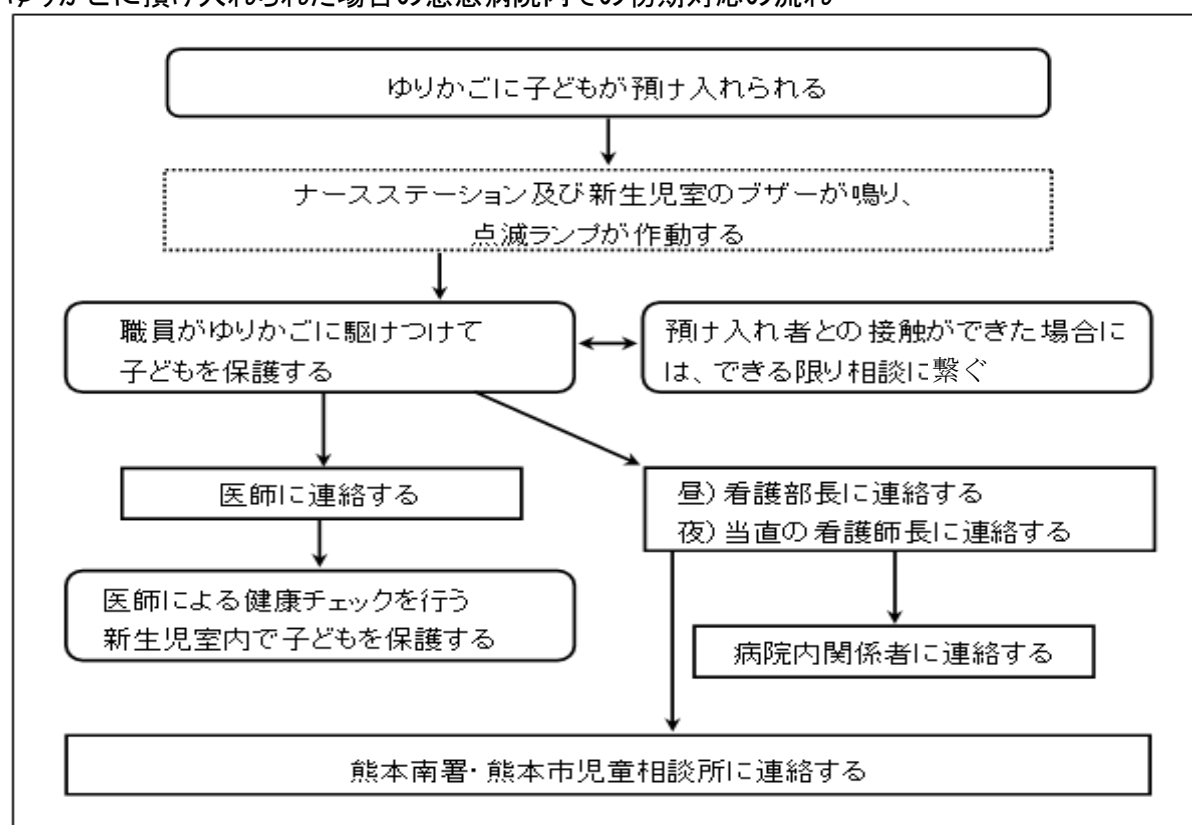
また、病院のホームページには、『『このとりのゆりかご』は“小さいのちを救いたい”という思いから生まれました。本来は、赤ちゃんとお母さんの将来の幸せのために相談を行うことが第一の目的です。』と記載し、妊娠・出産・育児等についてさまざまな悩みを抱える母親や、その周辺の方々の悩みごとを聞き、一緒に考え、解決することを目的として、相談業務と一体になった運用を前面に出している。病院は平成 25 年にホームページをリニューアルし、妊娠相談窓口、相談の流れ、ゆりかごのシステム等を詳しく掲載（資料編資料 4 参照）している。

（２）慈恵病院内での初期対応

子どもが預け入れられた場合、病院では、子どもを保護し、医師の健康チェックを行うとともに、直ちに関係機関（慈恵病院の所在地を所轄する熊本県警察熊本南警察署（以下「熊本南署」という。）、同様に管轄する熊本市児童相談所）に連絡を入れる。預け入れに来た者との接触ができた場合には、できる限り相談に繋いでいる。

預け入れられた子どもの身元が分からない場合、戸籍法上は「棄児」として、熊本南署から、熊本市に対して戸籍法に基づき申出がなされ、熊本市において戸籍が作成されることとなる。なお、慈恵病院からの熊本南署への連絡は、棄児の第一発見者からの警察官への申告と位置づけられる。同時に棄児は、児童福祉法上「要保護児童」として取り扱われるため、慈恵病院からの熊本市児童相談所への連絡は、要保護児童がいる旨の通告と位置づけられる。

ゆりかごに預け入れられた場合の慈恵病院内での初期対応の流れ



3 関係機関での対応

(1) 病院から連絡を受けた後の関係機関の対応

熊本南署の警察官が現場に駆けつけ、保護責任者遺棄罪等、「事件性」がないか確認する。子どもの身元が分からない場合、後日、熊本南署は、棄児発見申出書を作成し、熊本市に申し出る。

通告を受けた熊本市児童相談所では、職員が直ちに慈恵病院に駆けつけ、現場において、子どもの保護に当たる。

熊本市は、子どもの身元が分からない場合、熊本南署からの棄児発見の申出（棄児発見申出書）を受け、後日、棄児発見調書を作成する。また、熊本市において子どもの姓名をつけ、本籍地を定める。なお、熊本市では二重戸籍となることを排除するため、また、できるだけ実親による就籍が望ましいことから、預け入れられたときの状況や熊本市児童相談所による社会調査の結果を踏まえ、就籍手続きを行っている。

(2) 熊本市児童相談所での対応（図 1-5 参照）

子どもが預け入れられ、連絡を受けた熊本市児童相談所は、即日、一時保護措置をとる。以前は、おおむね生後 5 日以内の状態と推測される新生児については、慈恵病院において公費による委託一時保護が行われ、生後 5 日を超えている安定した状態と判断される新生児及び 2 歳未満の乳幼児については、預け入れられた時間帯に応じて、即日、遅くとも翌日には乳児院への委託一時保護または入所措置がとられていた。また、おおむね 2 歳以上の子どもの場合には、一時保護所での一時保護措置を経て児童養護施設への入所措置となっていた。

しかし、預け入れまでどのような状態で養育されていたか不明の子どもを、多くの子どもが生活している施設へ措置することにより、預け入れられた子ども及び施設の子どもの健康の安全管理に関する不安が問題となっていた。また、預け入れにきた保護者が判明している場合、保護者の居住する児童相談所へ移管することとなるため、短期間での子どもの身柄の移動による子どもの心身への負担が問題となっていた。

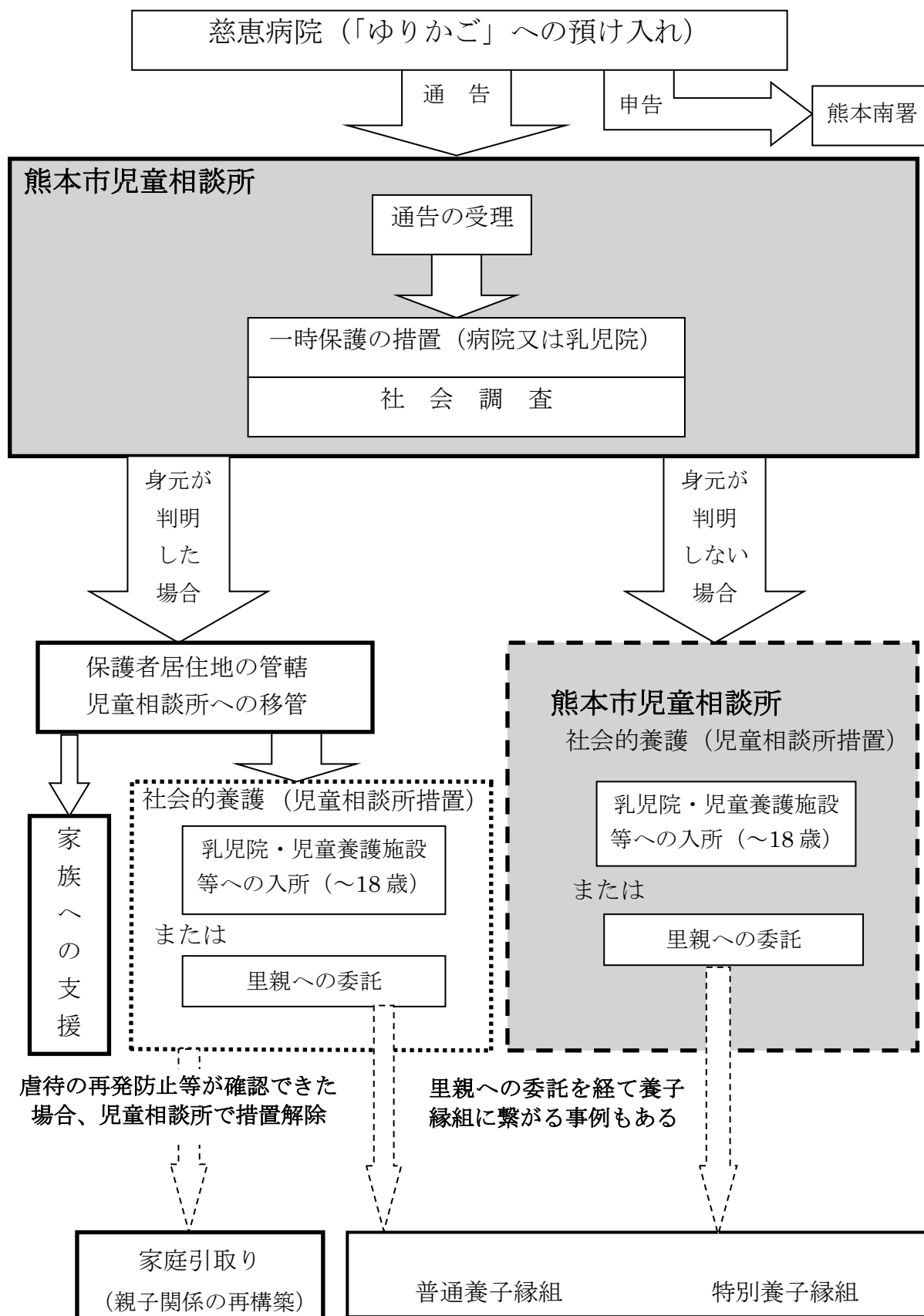
そこで、この措置について病院と協議し、平成 26 年 1 月から預け入れられた子どもが感染症等の恐れがないなど健康面から安全等が確認されるまで、また、保護者の居住する児童相談所への移管までの期間が短い場合は、そのまま 1 週間から 2 週間、慈恵病院へ委託一時保護を行うよう変更された。預け入れの際の慈恵病院の医師による健康チェックの結果、医療行為が必要と判断された事例については、慈恵病院や対応できる医療機関に委託一時保護を実施し、疾病状態に応じた対応がとられる。

熊本市児童相談所においては、子どもにどのような援助が必要かを判断するため、子どもの成育歴や家庭環境等を把握する社会調査を実施しており、ゆりかごに預け入れられた子どもについても、一般の取り扱いと同様に社会調査を実施する。

親が判明した場合には、親の居住地の児童相談所にケース移管する手続きをとるが、親が判明しない子どもについては、熊本市児童相談所において乳児院・児童養護施設等への入所措置、さらには里親への委託といった形で、「公の責任」の下で対応されることになる。また、親が判明せず家庭引き取りになる見通しが無い場合は、民法に基づく特別養子

縁組の手続きが進められることもある。

【図 1-5】 ゆりかごに預け入れられた子どもの措置援助等のフローチャート



4 現在のドイツの状況

慈恵病院が、ゆりかごを設置するにあたり参考としたドイツの状況について、厚生労働省の調査研究では次のとおりである。

(出典：厚生労働省 令和元年度 子ども・子育て支援推進調査研究事業 「妊娠を他者に知られたくない女性に対する海外の法・制度が各国の社会に生じた効果に関する調査研究報告書」)

1. 概要

ドイツでは 2014 年に「内密出産制度」が導入され、妊娠を他者に知られたくない妊婦、様々な理由から苦境に立たされている妊婦に対する支援拡大を進めている。同制度は、2000 年より民間支援団体が開始したベビー・ボックスや匿名出産を含む匿名による子どもの委託が全国的に広がったことを受けての動きである。匿名での子どもの委託については、違法性、子どもが出自を知る権利の侵害、母子に対する医療的支援の不足などが問題視され、これらの課題を解消した上で「妊娠を他者に知られたくない女性」を対象とする、より良い施策が求められていたためである。この動きと合わせて、危機的状況にある妊婦に対して支給される妊娠の継続を目的とした支援金制度や、乳幼児を育てる両親を対象とした早期支援制度なども整備されている。

4. 本調査のまとめ

ドイツにおいては、危機的状況にある女性への支援として、民間の取り組みとして始まった様々な形での匿名での子どもの委託（ベビー・ボックス、匿名出産等）については、乳児殺、乳児遺棄を抑止する効果が認められないこと、そして子どもの出自を知る権利が保障されていないとの批判があったことから、内密出産制度が導入されることとなった。その効果を分析するに当たっては、匿名での子どもの委託件数の増減が主な効果指標として想定されるところ、その増加率が低下していると推測できるデータが存在することから、内密出産制度の導入により匿名による子どもの委託数の増加は抑制されていると考えることもできる。一方で、内密出産制度を利用して生まれた子どもの数は、制度導入初年の 2014 年は 71 人であり、その後 2015 年は 92 人、2016 年は 127 人、2017 年は 120 人、2018 年は 126 人、2019 年は 125 人と推移しており、内密出産導入後の匿名による子どもの委託と内密出産の件数の合計値は増加傾向にあることから、制度の導入がなければ匿名での子どもの委託に至っていたかもしれない層が内密出産へ移行している、又は内密出産という制度ができたことによって以前であれば自分で養育することができたであろう層が内密出産という形で子どもを委託するようになったと捉えることもできる。このことから、内密出産制度が結果として新たな需要を生み出しているという批判もあり、内密出産制度に対する評価は分かれている。なお、内密出産制度の導入に際しては、現行法に抵触するベビー・ボックス等の民間の支援を廃止することも議論されていた。しかしながら、内密出産制度の施行から 5 年間の統計調査の結果、すべての危機に瀕した女性が同制度を受け入れる状況ではなく、ベビー・ボックスによって救われる子どもが存在すると言わざるを得ないことから、連邦家庭省は危機的状況にある妊婦に対して支給される妊娠の継続を目的とした支援金制度や、乳幼児を育てる両親を対象とした早期支援制度なども整備しながら、ベビー・ボックスの運営を引き続き認めている。

5 ゆりかごをめぐる主な動き

(1) 主な動き

年 月 日	動 き
平成18年11月9日	医療法人聖粒会慈恵病院が、ドイツのベビークラッペを参考にした「こうのとりのゆりかご」の設置計画を発表
12月15日	慈恵病院が熊本市保健所にゆりかご設置のための病院開設許可事項の変更を申請
12月18日	熊本市が厚生労働省との協議（断続的に協議）
12月20日	熊本市が熊本県と協議（断続的に協議）
平成19年2月22日	熊本市長が厚生労働省を訪問、6項目の質問事項を照会（条約や法令等に反しないか等）
同日	熊本市から慈恵病院へ文書照会
3月20日	熊本市から国への確認、慈恵病院から熊本市へ回答
4月5日	熊本市保健所が慈恵病院の建物の変更申請を許可
同日	厚生労働省から都道府県等に相談窓口周知の文書を発出
5月1日	慈恵病院ゆりかご施設の改修完了
5月7日	熊本市が24時間の「妊娠に関する悩み電話相談」を開設
5月10日	ゆりかご運用開始
9月19日	熊本市こうのとりのゆりかご専門部会の設置
10月9日	熊本県こうのとりのゆりかご検証会議の設置第1回部会開催（以降3か月毎実施）
11月30日	熊本県検証会議第1回会議開催
平成20年5月20日	熊本市が平成19年度の預け入れ状況を公表（以降毎年1回前年度分を公表）
9月8日	熊本県検証会議「中間とりまとめ」の公表
平成21年3月2日	熊本県知事が厚生労働大臣に「中間とりまとめ」の内容を要望
7月14日	熊本県知事が全国知事会で相談体制の充実を要望
11月	ドイツ倫理審議会は、「赤ちゃんポスト」及び「匿名出産」を廃止するよう勧告
11月26日	熊本県検証会議「最終報告（第1期）」の公表
平成22年2月24日	熊本県知事、熊本市長が厚生労働大臣に児童家庭相談体制の充実等を要望
4月1日	熊本市児童相談所開設
7月27日	厚生労働省から都道府県等に相談体制等の整備の文書を発出
平成23年1月23日	慈恵病院の新病棟開設のためゆりかご移設
平成24年1月20日	ゆりかごの扉の改修（子どもの安全確保のための中扉の設置）
3月29日	熊本市こうのとりのゆりかご専門部会中期的検証報告（第2期）の公表
5月4日	ゆりかごのインターホン設備の改修（預け入れがあったことの連絡設備の追加設置）
6月25日	熊本市長が厚生労働大臣に検証会議への参加等を要望
10月29日	熊本市と国との意見交換会
平成25年7月20日	ゆりかごの案内板の改修（事前相談を促すための文言追加）
9月8日	「あんしん母と子の産婦人科連絡協議会」設立
平成26年5月1日	ドイツ「内密出産法（妊娠支援の拡大と内密出産の規定のための法律）」が施行
6月26日	熊本市児童相談所による慈恵病院での研修会開催
7月18日	熊本市長が厚生労働省に妊娠相談体制の充実等を要望
9月26日	熊本市こうのとりのゆりかご専門部会中期的検証報告（第3期）の公表
10月3日	ゆりかご死体遺棄事件発生
10月20日	熊本市長が第3期検証報告書に基づき厚生労働省へ要望
平成27年1月20日	自宅出産の危険性等について部会から提言
5月20日	慈恵病院ゆりかごに防犯カメラ設置
7月10日	熊本市長が厚生労働省へゆりかごについて国の関与を要望
7月21日	慈恵病院が防犯カメラの映像提供について南警察署と協定を締結
平成28年9月24日	ゆりかごの関西での設置を目指すNPO法人「こうのとりのゆりかごin関西」が設立
平成29年6月29日	熊本市長が慈恵病院を訪問し意見交換
7月7日	熊本市長が厚生労働省へゆりかごについて国の関与等を要望
7月20日	指定都市市長会が厚生労働省へ24時間365日対応の電話相談窓口の国における整備等を要望（提案市として熊本市長が直接要請）
9月23日	熊本市こうのとりのゆりかご専門部会中期的検証報告（第4期）の公表
11月16日	熊本市長が厚生労働省へゆりかごについて国の関与等を要望
12月16日	慈恵病院が病院における「内密出産」実施検討を発表
12月18日、19日	熊本市長がドイツのベビー・クラッペ及び妊娠相談所を視察
12月25日	熊本市長がドイツのベビー・クラッペ等の視察結果を厚生労働大臣へ報告
平成30年1月30日	慈恵病院における「内密出産」実施検討に関し慈恵病院と熊本市が面会
4月14日	baby box国際シンポジウムで、慈恵病院が「慈恵病院が目指す内密出産」を発表
5月7日	熊本市が慈恵病院と面談を実施
6月27日	熊本市長が厚生労働省へゆりかごについて国の関与等を要望
8月9日	「慈恵病院が目指す内密出産制度」に関し慈恵病院と熊本市が意見交換
8月22日	国際シンポジウム＜ドイツの内密出産制度に学ぶ ― 新しい母子救済支援の可能性を探る＞で、慈恵病院が「日本で内密出産は実現可能か？ ― 似て非なる日独社会？」を発表
11月28日	「慈恵病院が目指す内密出産制度」に関し慈恵病院と熊本市が意見交換
平成31年3月14日	「慈恵病院が目指す内密出産制度」に関し慈恵病院と熊本市が意見交換
令和元年6月4日	熊本市長が厚生労働省へ要望
11月21日	慈恵病院が匿名の妊婦の受入を表明
令和2年2月14日	熊本市長が厚生労働省・法務省へ要望
8月13日	熊本市長が厚生労働省へ要望
8月24日	熊本市が慈恵病院に対し、慈恵病院が考える内密出産の実施を控えるよう通知
令和3年5月17日	指定都市市長会が厚生労働省へ要請（提案市として熊本市長が要請）
5月24日	熊本市長が厚生労働省へ要望

（２）法改正等の動き

ア 児童福祉法の改正

① 児童福祉法

平成28年度に改正された児童福祉法において、児童は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切な養育を受け、健やかな成長・発達や自立が図られること等を保障される権利を有することが位置付けられ、その上で、国民、保護者、国・地方公共団体が、それぞれこれを支える形で、児童の福祉が保障される旨が明確化された。

また、家庭は、児童の成長・発達にとって最も自然な環境であり、児童が家庭において心身ともに健やかに養育されるよう、その保護者を支援することが重要であるという考え方のもと、改正法において家庭養育優先の理念が明記された。一方、保護者により虐待が行われているなど、家庭で適切な養育を受けられない場合に、現状では児童養護施設等の施設における養育が中心となっているが、家庭に近い環境での養育を推進するため、養子縁組や里親・ファミリーホームへの委託を一層進めることが重要であることから、こうした場合には、家庭における養育環境と同様の養育環境において、継続的に養育されることが原則である旨が明記された。ただし、専門的なケアを要するなど、里親等への委託が適当でない場合には、施設において養育することとなるが、その場合においても、できる限り小規模で家庭に近い環境（小規模グループケア等）において養育されるよう必要な措置を講じなければならない旨が明記された。

② 新しい社会的養育ビジョン

児童福祉法の改正で明確化された家庭養育優先の理念を具体化するため、「新たな社会的養育の在り方に関する検討会」により「新しい社会的養育ビジョン」（平成29年8月2日）がとりまとめられた。

このビジョンでは、永続的解決（パーマネンシー保障）として特別養子縁組を推進し、概ね5年以内に現状の約2倍である年間1,000人以上の特別養子縁組成立を目指し、その後も増加を図っていくことや、乳幼児の家庭養育原則の徹底と、年限を明確にした取組目標の中で、全年齢にわたって代替養育としての里親委託率（代替養育を受けている子どものうち里親委託されている子どもの割合）の向上に向けた取組が示された。愛着形成に最も重要な時期である3歳未満については概ね5年以内に、それ以外の就学前の子どもについては概ね7年以内に里親委託率75%以上を実現し、学童期以降は概ね10年以内を目途に里親委託率50%以上を実現することとされている。

③ 熊本県社会的養育推進計画

令和2年3月策定の「熊本県社会的養育推進計画」では、社会的養護が必要な子どもについて、子どもの最善の利益を確保するために、特別養子縁組や里親への委託、児童養護施設での養育など様々な選択肢を確保することが重要としている。

その上で、里親委託率については令和11年度（2029年度）の数値目標を38.0%としている。令和2年度末現在、熊本市における里親委託率は16.2%である。これまで、児童相談所は、各施設の里親支援専門相談員やNPO法人、熊本県里親協議会と連携した里親推進を図ってきており、今後は、令和3年4月に開設したフォスタリング機関（里親養育包括支援機関）も含め、連携体制の強化を推進していくこととしている。

【児童福祉法抜粋】

第一条 全て児童は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保障される権利を有する。

第二条 全て国民は、児童が良好な環境において生まれ、かつ、社会のあらゆる分野において、児童の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう努めなければならない。

2 児童の保護者は、児童を心身ともに健やかに育成することについて第一義的責任を負う。

3 国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う。

第三条 前二条に規定するところは、児童の福祉を保障するための原理であり、この原理は、すべて児童に関する法令の施行にあたって、常に尊重されなければならない。

第三条の二 国及び地方公共団体は、児童が家庭において心身ともに健やかに養育されるよう、児童の保護者を支援しなければならない。ただし、児童及びその保護者の心身の状況、これらの者の置かれている環境その他の状況を勘案し、児童を家庭において養育することが困難であり又は適当でない場合にあっては児童が家庭における養育環境と同様の養育環境において継続的に養育されるよう、児童を家庭及び当該養育環境において養育することが適当でない場合にあっては児童ができる限り良好な家庭的環境において養育されるよう、必要な措置を講じなければならない。

イ 養子縁組のあっせんに関する法律の制定

平成 28 年 12 月 9 日、「民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律」が成立した。これまで民間の事業者が養子縁組のあっせんを業として行うことについては、第二種社会福祉事業の届出であったが、この法律により許可制となった。

なお、本市においては、平成 30 年度に医療法人社団愛育会福田病院と、医療法人聖粒会慈恵病院に対し、養子縁組あっせん事業の許可を行っている。なお、両事業者の特別養子縁組の成立件数の合計は、平成 30 年度は 0 件、令和元年度は 5 件、令和 2 年度は 11 件であった。

ウ 特別養子縁組に関する民法等の改正

アに記述の児童福祉法の改正等を踏まえ国の検討会における特別養子縁組制度の利用促進のあり方検討¹の中では、特別養子縁組制度の利用促進のあり方について報告され、その後、養子候補者の上限年齢の引上げ等（民法の改正）及び特別養子縁組の成立の手続きの見直し（家事事件手続法及び児童福祉法の改正）が行われた。

¹ 「特別養子縁組制度の利用促進のあり方について」（平成 29 年 6 月 30 日児童虐待対応における司法関与及び特別養子縁組制度の利用促進のあり方に関する検討会）より引用

エ 子育て世代包括支援センターの法定化

地域のつながりの希薄化等により、妊産婦・母親の孤立感や負担感が高まっている中、妊娠期から子育て期までの支援は、関係機関が連携し、切れ目のない支援を実施することが重要となっている。

このため、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目のない支援を行う子育て世代包括支援センターは、平成29年4月1日、「母子健康包括支援センター」として母子保健法に規定され、市町村は同センターを設置するように努めなければならないこととされた。

【母子保健法抜粋】

第二十二条 市町村は、必要に応じ、母子健康包括支援センターを設置するように努めなければならない。

2 母子健康包括支援センターは、第一号から第四号までに掲げる事業を行い、又はこれらの事業に併せて第五号に掲げる事業を行うことにより、母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進に関する包括的な支援を行うことを目的とする施設とする。

一 母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進に関する支援に必要な実情の把握を行うこと。

二 母子保健に関する各種の相談に応ずること。

三 母性並びに乳児及び幼児に対する保健指導を行うこと。

四 母性及び児童の保健医療又は福祉に関する機関との連絡調整その他母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進に関し、厚生労働省令で定める支援を行うこと。

五 健康診査、助産その他の母子保健に関する事業を行うこと（前各号に掲げる事業を除く。）。

3 （省略）

（３）関西におけるこうのとりのゆりかご設置の動き

お腹の赤ちゃんはかけがえのない尊い生命、大切な社会の一員と考え、慈恵病院が取り組む「こうのとりのゆりかご」設立の趣旨に賛同し、関西に妊娠ＳＯＳの相談窓口の開設と、「こうのとりのゆりかご連携施設」、及び「こうのとりのゆりかご設置施設（匿名出産も受け入れる）」の開設と支援を目的としたNPO法人「こうのとりのゆりかご in 関西」²が平成28年9月に設立された。この後、平成29年2月に神戸市の助産院でのゆりかご設置の計画が公表されたが、常駐医師の確保困難のため、平成29年7月に計画の変更を公表した。現在は、予期せぬ妊娠や出産に関わるＳＯＳ相談事業、講演会やセミナーの実施を行っている。

² 「特定非営利活動法人こうのとりのゆりかご in 関西 定款」より引用

第2章 ゆりかごの預け入れ状況とその背景

1 ゆりかごの預け入れ状況と背景

第5期（平成29年4月1日から令和2年3月31日まで）の3年間の預け入れ状況は以下のとおりである。なお、この項では第5期の預け入れ状況について客観的な事実の記載に留め、第1期から第4期までとの比較に基づく第5期の特徴については、「2 ゆりかごの預け入れ状況の特徴」で述べるものとする。

なお、各項目の構成割合は小数点以下第2位を四捨五入しているため、図表に示す構成割合の合計は必ずしも100%にならない場合がある。

(1) 預け入れ時の状況

ア 預け入れられた子どもの人数および頻度

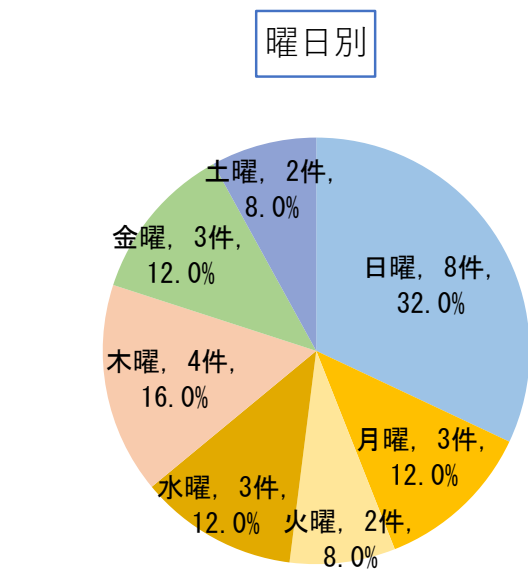
第5期の3年間に、合計25人の子どもの預け入れがあった。年度ごとの内訳は、平成29年度7人、平成30年度7人、令和元年度11人である。

この期間では1か月約0.69人のペースでの預け入れになる。1か月単位でみた場合、預け入れられた子どもの人数が最も多い月は1か月に2人である。

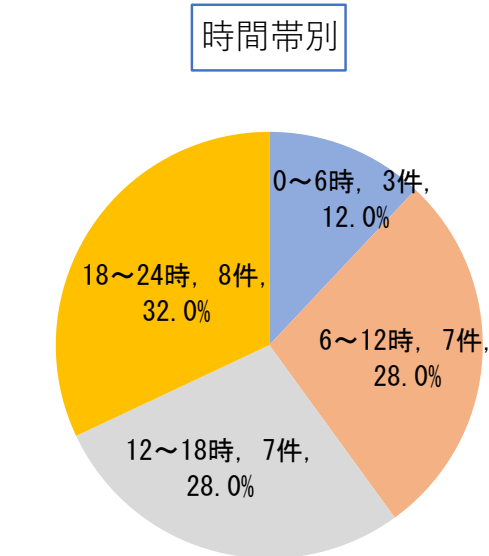
イ 子どもが預け入れられた曜日と時間帯（【図2-1】【図2-2】【表2-1】参照）

子どもが預け入れられた曜日について、25件のうち、32.0%にあたる8件が日曜日に預けられている。また、時間帯は、18時から24時までが8件と全体の32.0%を占め、次いで6時から12時、12時から18時の時間帯がいずれも7件で28.0%となっている。

【図2-1】



【図2-2】



【表2-1】

(単位:件、%)

【表2-1】

(単位: 件、%)

		第5期		
項目	細項目	件数	構成割合	
預け入れ件数		25	100.0	
発見日時	曜日別	日 曜	8	32.0
		月 曜	3	12.0
		火 曜	2	8.0
		水 曜	3	12.0
		木 曜	4	16.0
		金 曜	3	12.0
		土 曜	2	8.0
		計	25	100.0
	時間帯別	0～6時	3	12.0
		6～12時	7	28.0
		12～18時	7	28.0
		18～24時	8	32.0
		計	25	100.0

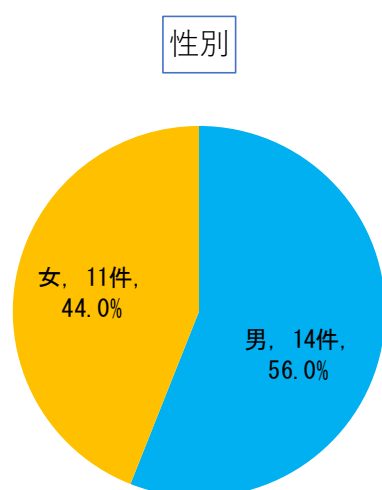
ウ 子どもの性別と年齢（【図 2-3】【図 2-4】【表 2-2】 参照）

性別は、25 件中、男児が 14 件（56.0%）、女児が 11 件（44.0%）となっている。

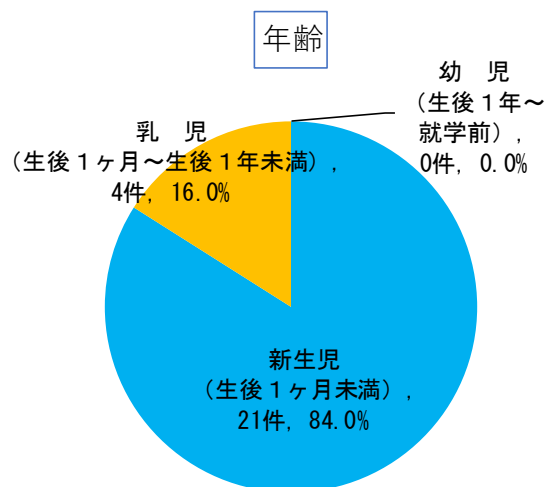
年齢区分は、新生児 21 件（84.0%）、乳児 4 件（16.0%）、幼児 0 件（0%）であった。

このうち、生後 7 日未満の早期新生児は 18 件（72.0%）で、出産から預け入れまでの期間が 1 日以内という事例が 9 件見られた。

【図 2-3】



【図 2-4】



【表2-2】

(単位:件)

項目	細項目	第5期	
		件数	構成割合
性 別	男	14	56.0
	女	11	44.0
	計	25	100.0
年 齢	新生児 (生後1ヶ月未満)	21	84.0
	※(うち早期新生児 (生後7日未満))	18	72.0
	乳 児 (生後1ヶ月～生後1年未満)	4	16.0
	幼 児 (生後1年～就学前)	0	0.0
	計	25	100.0

※第3期より「早期新生児(生後7日未満)」を追加

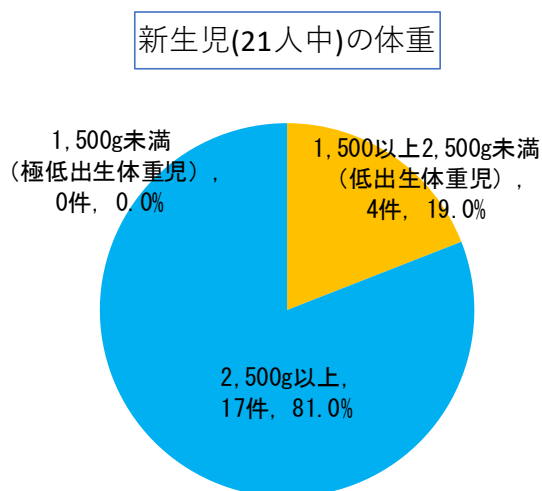
エ 子どもの健康状態と身体的虐待の有無（【図 2-5】【図 2-6】【表 2-3】参照）

子ども（新生児）の体重は、2,500g 以上が 17 件（新生児全体に占める割合は 81.0%）、1,500g 以上 2,500g 未満が 4 件（同 19.0%）であった。第 4 期において、初めて 1,500g 未満の極低出生体重児の預け入れがあったが、第 5 期では 0 件（0%）であった。

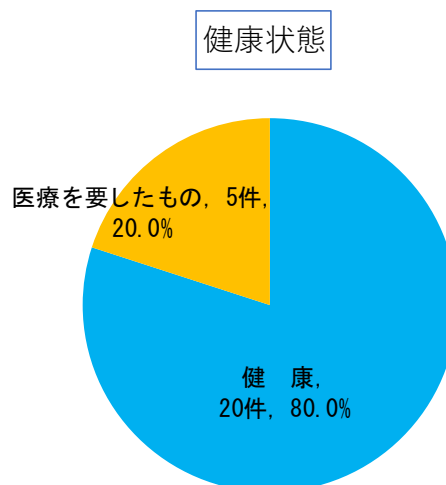
子どもの健康状態は、預け入れの際の医師による健康チェックの結果、異常のなかったものが 20 件（80.0%）、精密検査等何らかの医療行為を要するものが 5 件（20.0%）であった。

身体的虐待については、預け入れられた段階で子どもへの身体的な虐待の痕跡が確認できた事例はなかった。

【図 2-5】



【図 2-6】



【表 2-3】

		(単位: 件、%)	
		第5期	
項目	細項目	件数	構成割合
新生児の体重	1,500g未満 (極低出生体重児)	0	0.0
	1,500以上2,500g未満 (低出生体重児)	4	19.0
	2,500g以上	17	81.0
	計	21	100.0
健康状態	健康	20	80.0
	医療を要したもの	5	20.0
	計	25	100.0

オ 病院から「両親に宛てた手紙」の持ち帰り

病院から「両親に宛てた手紙」が持ち帰られていた事例が 20 件（80.0%）あった。

カ 遺留品

預け入れられた子どもの着衣以外の「物」が残されていた事例は、全 25 件のうち 24 件（96.0%）であった。このうち親からの手紙が 7 件（28.0%）あり、その他にはオムツ、バスタオル等があった。

キ 父母等からの事後接触（【表 2-4】参照）

預け入れ後、父母等から 【表2-4】

の事後接触があったものは25件中、11件（44.0%）であった。接触の時期については、当日から1月未満であった。

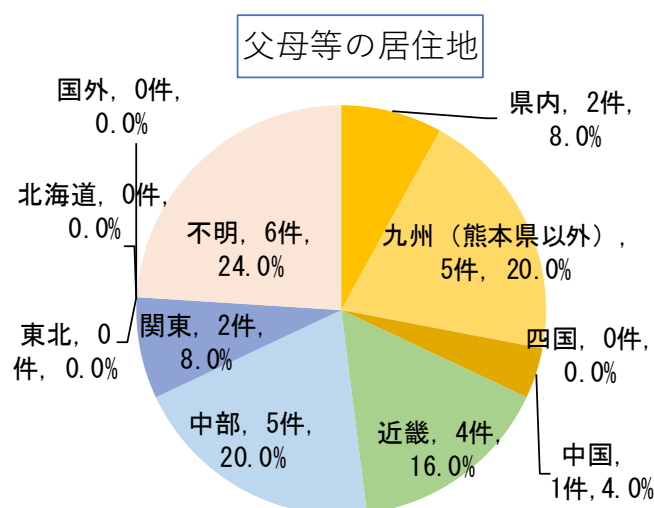
			第5期	
項目	細項目		件数	構成割合
事後接触	接触の有無	父母等からの事後接触の有無	11	44.0
	接触の時期	当日	3	27.3
		2日目～1週間未満	4	36.4
		1週間以上～1月未満	4	36.4
		1月以上	0	0.0
		計	11	100.0

（2）家族等の状況

ア 父母等の居住地（【図 2-7】【表 2-5】参照）

子どもの父母等の居住地は、25件のうち19件（76.0%）判明している。その内訳は、熊本県内が2件（8.0%）、熊本県以外の九州地方が5件（20.0%）、中国地方が1件（4.0%）、近畿地方が4件（16.0%）、中部地方が5件（20.0%）、関東地方が2件（8.0%）、東北地方と北海道は0件（0%）、また国外から預け入れは0件（0%）であった。

【図 2-7】



【表2-5】

		第5期	
項目	細項目	件数	構成割合
父母等の居住地	県内	2	8.0
	九州（熊本県以外）	5	20.0
	四国	0	0.0
	中国	1	4.0
	近畿	4	16.0
	中部	5	20.0
	関東	2	8.0
	東北	0	0.0
	北海道	0	0.0
	国外	0	0.0
	不明	6	24.0
	計	25	100.0

イ 母親の状況（【図 2-8】【図 2-9】【表 2-6】参照）

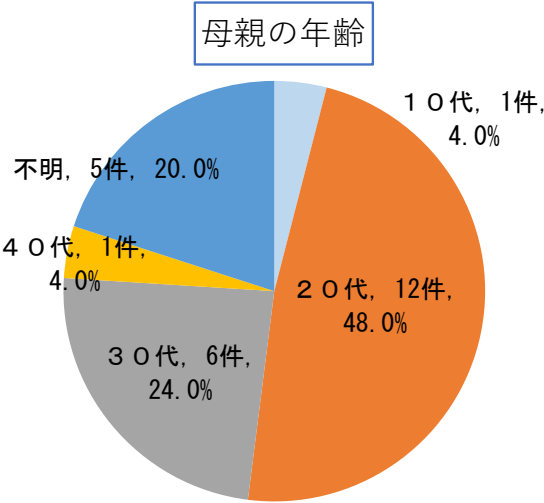
判明した母親の状況について、年齢は、10代1件（4.0%）、20代12件（48.0%）、30代6件（24.0%）、40代1件（4.0%）と10代から40代まで幅広い年代にわたっている。

婚姻状況は、未婚が9件（36%）、既婚（婚姻中）が8件（32.0%）、離婚が3件（12.0%）であった。

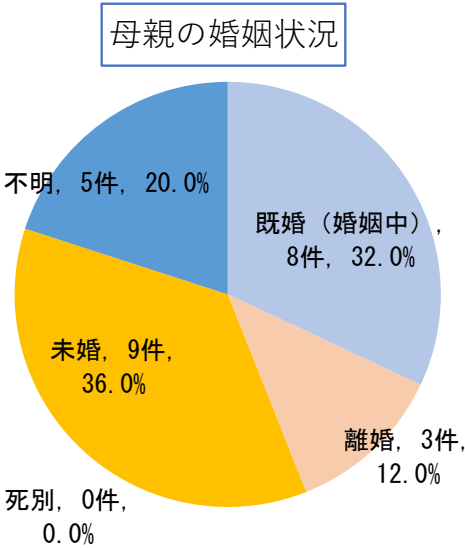
なお、これは母親の婚姻状況であって、必ずしも子どもの実父との関係を示すものではない。

また、預け入れ者の身元が判明していない場合でも、細項目が判明していれば計上している（以降同様）。

【図 2-8】



【図 2-9】



【表2-6】

（単位：件、％）

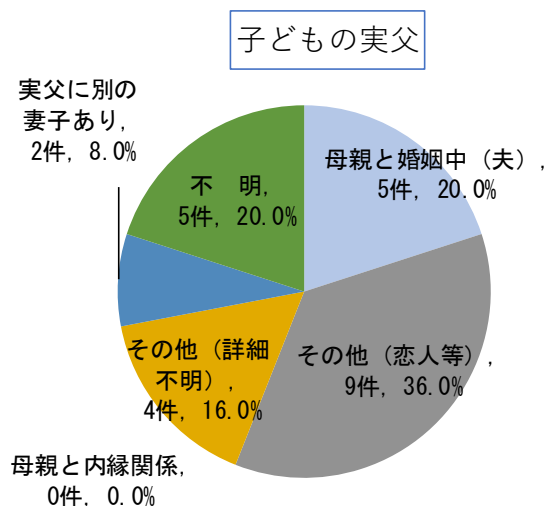
項目	細項目	第5期	
		件数	構成割合
母親の年齢	10代	1	4.0
	20代	12	48.0
	30代	6	24.0
	40代	1	4.0
	不明	5	20.0
	計	25	100.0
母親の婚姻状況 ※第3期より「死別」を追加	既婚(婚姻中)	8	32.0
	離婚	3	12.0
	死別	0	0.0
	未婚	9	36.0
	不明	5	20.0
	計	25	100.0

ウ 父親、きょうだいの状況（【図 2-10】【図 2-11】【表 2-7】参照）

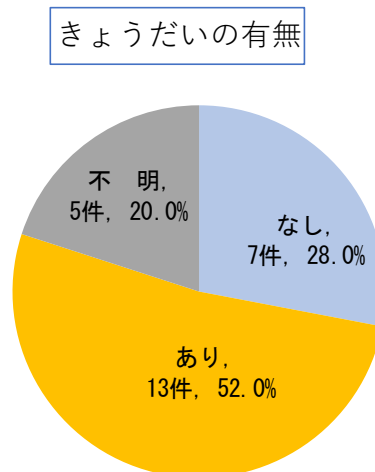
判明した父親の状況について、その他（恋人等）が9件（36.0%）で最も多く、母親と婚姻中（夫）が5件（20.0%）、その他（詳細不明）が4件（16.0%）、実父に別の妻子ありが2件（8.0%）であった。

判明したきょうだいの状況について、預け入れられた子どもにきょうだいがいる事例が13件（52.0%）で、そのうち7件がきょうだい3人以上の事例であった。

【図 2-10】



【図 2-11】



【表 2-7】

		（単位：件、％）	
		第5期	
項目	細項目	件数	構成割合
子どもの実父	母親と婚姻中（夫）	5	20.0
	母親と内縁関係	0	0.0
	その他（恋人等）	9	36.0
	その他（詳細不明）	4	16.0
	実父に別の妻子あり	2	8.0
	不明	5	20.0
	計	25	100.0
きょうだいの状況	なし	7	28.0
	あり	13	52.0
	（うち3人以上）	7	28.0
	不明	5	20.0
	計	25	100.0

(3) 預け入れの経緯

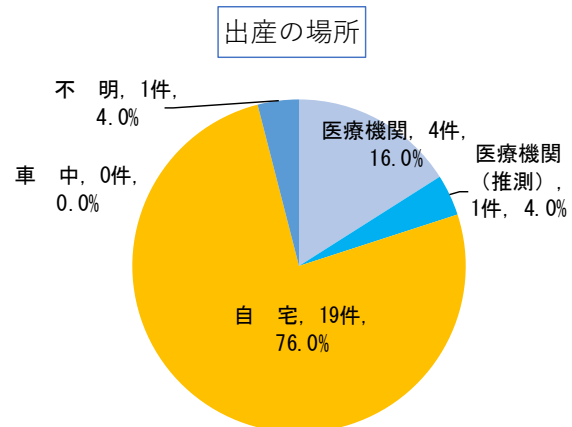
ア 出産の場所

(【図 2-12】【表 2-8】 参照)

25 件中、医療機関で出産した事例が 4 件 (16.0%)、自宅出産等 (孤立出産) 事例が 19 件 (76.0%) であった。

なお、預け入れ者と接触できず出産の状況が確認できない場合、子どもの臍の緒の処理状況及び採血跡等により医療機関か自宅分娩かを判断する。また、生後日数が経過し、これにより確認できない場合は、不明となる。

【図 2-12】



【表 2-8】

(単位: 件、%)

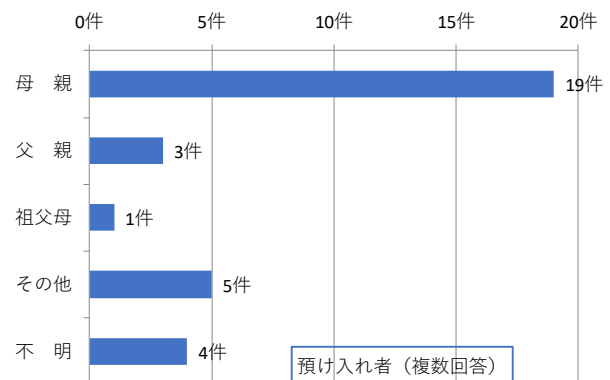
項目	細項目	第5期	
		件数	構成割合
出産の場所	医療機関	4	16.0
	医療機関(推測)	1	4.0
	自宅	19	76.0
	車中	0	0.0
	不明	1	4.0
	計	25	100.0

イ 子どもを預け入れに来た者 (【図 2-13】【表 2-9】 参照)

【図 2-13】

母親が預け入れに来た事例が 19 件 (76.0%) あった。なお、母親が一人で預け入れに来た事例 (きょうだい児を同伴した事例 4 件を含む) が 13 件、父母で預け入れに来た事例が 2 件、友人等と来た事例が 3 件あった。

祖父母が来た事例は 1 件 (4.0%) であった。



【表 2-9】

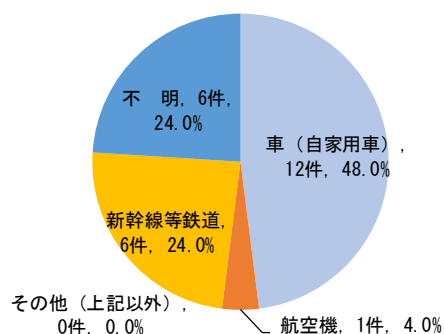
(単位: 件、%)

項目	細項目	第5期	
		件数	構成割合
預け入れに来た者 (複数回答)	母親	19	76.0
	父親	3	12.0
	祖父母	1	4.0
	その他	5	20.0
	不明	4	16.0
	計	32	—

ウ 主たる移動（交通）手段（【図 2-14】【表 2-10】 参照）

ゆりかごまでの移動手段としては、第 3 期以前の検証同様、車（自家用車）が 12 件（48.0%）で最も多く、以降、新幹線等鉄道 6 件（24.0%）、航空機 1 件（4.0%）になっている。預け入れ者の居住地が遠い場合、公共交通機関の利用割合が高くなっている。

主たる移動（交通）手段



【表2-10】

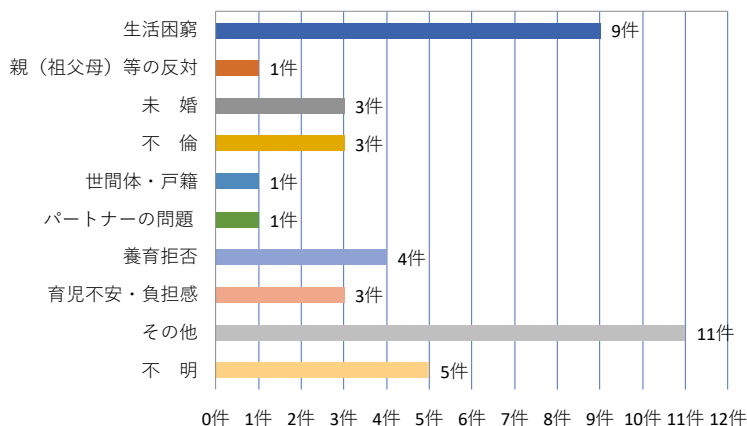
項目	細項目	第5期	
		件数	構成割合
ゆりかごまでの主たる移動（交通）手段	車（自家用車）	12	48.0
	航空機	1	4.0
	新幹線等鉄道	6	24.0
	その他（上記以外）	0	0.0
	不 明	6	24.0
	計	25	100.0

エ ゆりかごに預け入れた理由（複数回答。【図 2-15】【表 2-11】 参照）

【図 2-15】

ゆりかごに預け入れた理由は、生活困窮 9 件（36.0%）、養育拒否 4 件（16.0%）、未婚、不倫、育児不安・負担感がそれぞれ 3 件（12.0%）、世間体・戸籍、パートナーの問題、親（祖父母）等の反対がそれぞれ 1 件（4.0%）となっている。

ゆりかごに預け入れた理由（複数回答）



【表2-11】

項目	細項目	第5期	
		件数	構成割合
ゆりかごに預け入れた理由（第2期以降複数回答） （預け入れに来た者からの聞き取りなどを基に分類）	生活困窮	9	36.0
	親（祖父母）等の反対	1	4.0
	未 婚	3	12.0
	不 倫	3	12.0
	世間体・戸籍	1	4.0
	パートナーの問題	1	4.0
	養育拒否	4	16.0
	育児不安・負担感	3	12.0
	その他	11	44.0
	不 明	5	20.0
	計	41	—

2 ゆりかごの預け入れ状況の特徴

(1) 預け入れ時の状況

ア 預け入れられた子どもの人数（【表 2-12】参照）

第5期の預け入れは25件で、月平均預け入れ件数は、0.69であった。また、第1期から第4期は下表のとおりであり、第1期から見ると減少傾向である。なお、これまでを通しての月平均預け入れ件数は1.04件であった。

【表2-12】

項 目	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	合 計
	件数	件数	件数	件数	件数	件数
預け入れ件数	51	30	20	29	25	155
月平均預け入れ件数	1.76	1.25	0.67	0.81	0.69	1.04

(単位:件)

イ 預け入れ前の家族等への相談について

自宅出産等（孤立出産）の19件中、母親が一人で預け入れに来た事例（きょうだい児を同伴した事例4件を含む）が13件、さらに妊娠や出産の事実を誰にも話さないままに預け入れに至ったと思われる事例は4件であった。その中には、妊娠したことにすら同居の家族は気付かず、相談もできずに一人で自宅出産等（孤立出産）をしていた事例も見られる等、母親が一人で悩む状況が推察できた。

ウ 預け入れの理由について（【表 2-13】参照）

預け入れの理由について複数回答となった第2期以降、生活困窮の構成割合は、その他や不明を除くと最多であり、第5期では36.0%である。また、養育拒否が4件、未婚、不倫、育児不安・負担感がそれぞれ3件であり、第2期以降、一定の割合を占めて続けている。親（祖父母）等の反対を理由とする預け入れの割合は、第3期まで5%前後であり、第4期は20.7%と増加したが、第5期では4.0%であった。パートナーの問題は1件（4.0%）と減少した。

第5期ではその他の割合が44.0%と増加しており、その内訳は、実母の疾患、地元の行政機関との関係不良等であった。

【表2-13】

項目	細項目	第1期		第2期		第3期		第4期		第5期		合 計	
		件数	構成割合	件数	構成割合	件数	構成割合	件数	構成割合	件数	構成割合	件数	構成割合
ゆりかごに預け入れた理由 (第2期以降複数回答) (預け入れに来た者からの聞き取りなどを基に分類)	生活困窮	7	13.7	9	30.0	6	30.0	12	41.4	9	36.0	43	27.7
	親(祖父母)等の反対	1	2.0	2	6.7	1	5.0	6	20.7	1	4.0	11	7.1
	未 婚	3	5.9	9	30.0	6	30.0	9	31.0	3	12.0	30	19.4
	不 倫	5	9.8	4	13.3	4	20.0	4	13.8	3	12.0	20	12.9
	世間体・戸籍 (に入れたくない)	3	5.9	6	20.0	1	5.0	7	24.1	1	4.0	26	16.8
	パートナーの問題	2	3.9	6	20.0	4	20.0	10	34.5	1	4.0	23	14.8
	養育拒否	2	3.9	2	6.7	2	10.0	4	13.8	4	16.0	14	9.0
	育児不安・負担感					0	0.0	5	17.2	3	12.0	8	5.2
	その他	4	7.8										
	強 姦	0	0.0	5	16.7	1	5.0	3	10.3	11	44.0	26	16.8
	母親のうつ・精神障がい	1	2.0										
	友人の勧め	1	2.0										
	不 明	14	27.5	4	13.3	8	40.0	7	24.1	5	20.0	38	24.5
	計	51	100.0	47	—	33	—	67	—	41	—	239	—

(単位:件、%)

エ 乳幼児の預け入れ事例について（【表 2-14】参照）

新生児の預け入れを想定した施設にもかかわらず、これまでに乳児 19 件（全体の 12.3%）の預け入れ事例があった。第 5 期では 4 件（16.0%）であった。

幼児についてはこれまでに 8 件（全体の 5.2%）の預け入れがあった。第 5 期では幼児の預け入れは 0 件であった。

【表 2-14】

		第 1 期		第 2 期		第 3 期		第 4 期		第 5 期		合 計	
項目	細項目	件数	構成割合	件数	構成割合	件数	構成割合	件数	構成割合	件数	構成割合	件数	構成割合
年 齢	新生児 (生後 1ヶ月未満)	43	84.3	21	70.0	19	95.0	24	82.8	21	84.0	128	82.6
	※(うち早期新生児 (生後 7日未満))	23	45.1	17	56.7	10	50.0	19	65.5	18	72.0	87	56.1
	乳 児 (生後 1ヶ月～生後 1年未 満)	6	11.8	5	16.7	1	5.0	3	10.3	4	16.0	19	12.3
	幼 児 (生後 1年～就学前)	2	3.9	4	13.3	0	0.0	2	6.9	0	0.0	8	5.2
	計	51	100.0	30	100.0	20	100.0	29	100.0	25	100.0	155	100.0

オ 子どもの健康状態について（【表 2-15】参照）

第 5 期で医療を要した子どもは、5 人であった。これらの事例では、低体温の事例がみられるが、この背景には、自宅出産等（孤立出産）や長距離移動、ゆりかごの扉の中に入れない預け入れが影響していると考えられる。

【表 2-15】

		第 1 期		第 2 期		第 3 期		第 4 期		第 5 期		合 計	
項目	細項目	件数	構成割合	件数	構成割合	件数	構成割合	件数	構成割合	件数	構成割合	件数	構成割合
健康状態	健 康	47	92.2	28	93.3	11	55.0	15	51.7	20	80.0	121	78.1
	医療を要したもの	4	7.8	2	6.7	9	45.0	14	48.3	5	20.0	34	21.9
	計	51	100.0	30	100.0	20	100.0	29	100.0	25	100.0	155	100.0

カ 障がいのある子どもの事例について（【表 2-16】参照）

障がいがある子どもが預け入れられた事例が 3 件（12.0%）あった。このうち、少なくとも 2 件は医療機関において診断を受けていた事例であった。全体に占める障がいのある子どもの割合は、これまでとほぼ変わらない状況である。

【表 2-16】

		第 1 期		第 2 期		第 3 期		第 4 期		第 5 期		合 計	
項 目		件数	構成割合	件数	構成割合	件数	構成割合	件数	構成割合	件数	構成割合	件数	構成割合
障がいのある子どもの預け入れ		5	9.8	3	10.0	3	15.0	3	10.3	3	12.0	17	11.0

（2）家族等の状況

ア 親の判明について（【表 2-17】参照）

預け入れ状況の年度公表時点で親が判明したのは、第 1 期で 78.4%、第 2 期では、86.7%、第 3 期では 60.0%、第 4 期では 72.4%に対し、第 5 期では 80.0%で、判明の割合が上がっており、その場での預け入れ者との相談、あるいは、その後の社会調査や児童相談所間の連携により身元判明につながっているものの、第 1 期、第 2 期より低い状況である。

親が判明しない要因として、預け入れ者と接触できなかったこと、全国の児童相談所や

家族に知られたくないため身元を明かさない等が挙げられる。さらには、病院側があえて積極的に預け入れ者との接触を行わない方針をとっていたことも影響しているものと考えられる。

なお、専門部会は、病院に対し、子どもの出自を知る権利の確保のために、でき得る限り預け入れ者と接触を試みるよう求めている。

【表2-17】

	第1期		第2期		第3期		第4期		第5期		合 計	
	各年度等公表時点		各年度等公表時点		各年度等公表時点		各年度等公表時点		各年度等公表時点			
	件数	構成割合	件数	構成割合	件数	構成割合	件数	構成割合	件数	構成割合	件数	構成割合
身元判明	40	78.4	26	86.7	12	60.0	21	72.4	20	80.0	119	76.8
身元不明	11	21.6	4	13.3	8	40.0	8	27.6	5	20.0	36	23.2
合 計	51	100.0	30	100.0	20	100.0	29	100.0	25	100.0	155	100.0

イ 子どもの父親、きょうだいについて（【表 2-18】 参照）

妻子がある父親の子どもを出産した事例、婚姻中に夫以外の者の子どもを出産した事例があった。

きょうだいについては、第1期において、きょうだい「あり」が47.1%、第2期以降、その割合はやや減少していたが、第5期では52.0%とこれまでの最多の割合となった。

【表2-18】

		第1期		第2期		第3期		第4期		第5期		合 計	
項目	細項目	件数	構成割合	件数	構成割合	件数	構成割合	件数	構成割合	件数	構成割合	件数	構成割合
子どもの実父	母親と婚姻中(夫)	7	13.7	9	30.0	0	0.0	6	20.7	5	20.0	27	17.4
	母親と内縁関係	4	7.8	1	3.3	1	5.0	1	3.4	0	0.0	7	4.5
	その他(恋人等)	12	23.5	7	23.3	4	20.0	8	27.6	9	36.0	40	25.8
	その他(詳細不明)	9	17.6	5	16.7	3	15.0	3	10.3	4	16.0	24	15.5
	実父に別の妻子あり	8	15.7	4	13.3	4	20.0	2	6.9	2	8.0	20	12.9
	不 明	11	21.6	4	13.3	8	40.0	9	31.0	5	20.0	37	23.9
	計	51	100.0	30	100.0	20	100.0	29	100.0	25	100.0	155	100.0
きょうだいの状況	な し	16	31.4	14	46.7	5	25.0	9	31.0	7	28.0	51	32.9
	あ り	24	47.1	12	40.0	7	35.0	13	44.8	13	52.0	69	44.5
	(うち3人以上)	8	15.7	8	26.7	7	35.0	10	34.5	7	28.0	40	25.8
	不 明	11	21.6	4	13.3	8	40.0	7	24.1	5	20.0	35	22.6
	計	51	100.0	30	100.0	20	100.0	29	100.0	25	100.0	155	100.0

ウ その他

第1期、第2期では、父母共に日本に居住する外国人という事例が、第3期では、父親が日本に居住する外国人、第4期では父母共に国外に居住する外国人、第5期では父母共に外国人という事例があった。

(3) 預け入れの経緯

ア 自宅出産等（孤立出産）事例について（【表 2-19】 参照）

自宅出産等（孤立出産）の割合は、19件（76.0%）と高い割合を占めている。なお、第1期は16件（31.4%）、第2期は9件（30.0%）、第3期は12件（60.0%）、第4期は25件（86.2%）であった。

自宅出産等（孤立出産）の事例には、経済的な理由による未受診や、家族にも相談ができずに出産を迎えたものがあった。出産後の処置を自分で行い、臍の緒をハサミで切る等

の事例もあった。子どもが低体温の状態であるなど、新生児にとって非常に危険な状態が見られた事例もあった。

自宅出産等（孤立出産）事例（不明事例を除く）のほとんどが、妊婦健康診査未受診で、母子健康手帳の交付も受けていなかった。

また、あらかじめインターネットで調べてゆりかごに預けようと考え、自宅出産等（孤立出産）した事例が複数見られた。

【表2-19】

(単位:件、%)

項目	細項目	第1期		第2期		第3期		第4期		第5期		合 計	
		件数	構成割合	件数	構成割合	件数	構成割合	件数	構成割合	件数	構成割合	件数	構成割合
出産の場所	医療機関	24	47.1	17	56.7	5	25.0	4	13.8	4	16.0	54	34.8
	医療機関(推測)	4	7.8	1	3.3	1	5.0	0	0.0	1	4.0	7	4.5
	自 宅	15	29.4	8	26.7	12	60.0	23	79.3	19	76.0	77	49.7
	車 中	1	2.0	1	3.3	0	0.0	2	6.9	0	0.0	4	2.6
	不 明	7	13.7	3	10.0	2	10.0	0	0.0	1	4.0	13	8.4
	計	51	100.0	30	100.0	20	100.0	29	100.0	25	100.0	155	100.0

イ 遠距離の移動について

生後7日未満で預け入れに来た事例が第5期では18件(72.0%)あった。中には自宅で出産し、その日のうちに母親自身が遠距離を移動して預け入れに来る等、母子ともに危険な状態が懸念される事例が複数見られた。

(4) ゆりかごの預け入れ状況公表項目一覧

(【表2-20】【表2-21】【表2-22】参照)

ゆりかご預け入れに係る第1期(平成19年5月10日から平成21年9月30日まで)、第2期(平成21年10月1日から平成23年9月30日まで)、第3期(平成23年10月1日から平成26年3月31日まで)、第4期(平成26年4月1日から平成29年3月31日まで)、第5期(平成29年4月1日から令和2年3月31日まで)の状況は次のとおりである。

【表2-20】

(単位:件、%)

			第1期		第2期		第3期		第4期		第5期		合 計	
項目	細項目		件数	構成割合	件数	構成割合	件数	構成割合	件数	構成割合	件数	構成割合	件数	構成割合
預け入れ件数			51	100.0	30	100.0	20	100.0	29	100.0	25	100.0	155	100.0
発見日時	曜日別	日 曜	8	15.7	4	13.3	3	15.0	8	27.6	8	32.0	31	20.0
		月 曜	4	7.8	4	13.3	3	15.0	5	17.2	3	12.0	19	12.3
		火 曜	7	13.7	2	6.7	1	5.0	1	3.4	2	8.0	13	8.4
		水 曜	7	13.7	5	16.7	3	15.0	3	10.3	3	12.0	21	13.5
		木 曜	10	19.6	4	13.3	0	0.0	5	17.2	4	16.0	23	14.8
		金 曜	8	15.7	1	3.3	5	25.0	1	3.4	3	12.0	18	11.6
		土 曜	7	13.7	10	33.3	5	25.0	6	20.7	2	8.0	30	19.4
	時間帯別	0～6時	8	15.7	6	20.0	3	15.0	3	10.3	3	12.0	23	14.8
		6～12時	6	11.8	2	6.7	3	15.0	3	10.3	7	28.0	21	13.5
		12～18時	17	33.3	12	40.0	9	45.0	7	24.1	7	28.0	52	33.5
	18～24時	20	39.2	10	33.3	5	25.0	16	55.2	8	32.0	59	38.1	
性 別	男	28	54.9	12	40.0	10	50.0	16	55.2	14	56.0	80	51.6	
	女	23	45.1	18	60.0	10	50.0	13	44.8	11	44.0	75	48.4	
年 齢	新生児 (生後1ヶ月未満)	43	84.3	21	70.0	19	95.0	24	82.8	21	84.0	128	82.6	
	※(うち早期新生児 (生後7日未満))	21	41.2	17	56.7	10	50.0	19	65.5	18	72.0	85	54.8	
	乳 児 (生後1ヶ月～生後1年未満)	6	11.8	5	16.7	1	5.0	3	10.3	4	16.0	19	12.3	
	幼 児 (生後1年～就学前)	2	3.9	4	13.3	0	0.0	2	6.9	0	0.0	8	5.2	
	※第3期より「早期新生児(生後7日未満)」を追加したため、第1期・第2期についても表示													
新生児の体重	1,500g未満 (超低出生体重児)	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	4.2	0	0.0	1	0.8	
	1,500以上2,500g未満 (低出生体重児)	7	16.3	1	4.8	3	15.8	6	25.0	4	19.0	21	16.4	
	2,500g以上	36	83.7	20	95.2	16	84.2	17	70.8	17	81.0	106	82.8	
健康状態	健 康	47	92.2	28	93.3	11	55.0	15	51.7	20	80.0	121	78.1	
	医療を要したもの	4	7.8	2	6.7	9	45.0	14	48.3	5	20.0	34	21.9	
身体的虐待の疑い	虐待の疑いのあった件数		0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
病院からの手紙の持ち帰り	手紙の持ち帰りの件数		36	70.6	23	76.7	18	90.0	22	75.9	20	80.0	119	76.8
遺留物	有の件数	置かれていたもの (着衣以外)の件数	37	72.5	16	53.3	10	50.0	12	41.4	24	96.0	99	63.9
	親の手紙	父母等からの 手紙のあった件数	21	41.2	8	26.7	5	25.0	10	34.5	7	28.0	51	32.9
戸 籍		熊本市が戸籍 を作成した件数	14	27.5	4	13.3	8	40.0	9	31.0	5	20.0	40	25.8
事後接触	接触の有無	父母等からの事後 接触の有無	13	25.5	6	20.0	1	5.0	7	24.1	11	44.0	38	24.5
	接触の時期	当日	3	23.1	3	50.0	0	0.0	3	42.9	3	27.3	12	31.6
		2日目～1週間未満	6	46.2	2	33.3	1	100.0	4	57.1	4	36.4	17	44.7
		1週間以上～1月未満	2	15.4	1	16.7	0	0.0	0	0.0	4	36.4	7	18.4
		1月以上	2	15.4	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	2	5.3

【表2-21】

(単位:件、%)

項目	細項目	第1期		第2期		第3期		第4期		第5期		合 計	
		件数	構成割合	件数	構成割合	件数	構成割合	件数	構成割合	件数	構成割合	件数	構成割合
父母等の居住地 ※第4期より 「国外」を追加	県 内	0	0.0	6	20.0	2	10.0	2	6.9	2	8.0	12	7.7
	九州(熊本県以外)	13	25.5	7	23.3	5	25.0	7	24.1	5	20.0	37	23.9
	四 国	1	2.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	0.6
	中 国	4	7.8	1	3.3	2	10.0	1	3.4	1	4.0	9	5.8
	近 畿	4	7.8	4	13.3	1	5.0	1	3.4	4	16.0	14	9.0
	中 部	7	13.7	1	3.3	0	0.0	3	10.3	5	20.0	16	10.3
	関 東	11	21.6	7	23.3	1	5.0	3	10.3	2	8.0	24	15.5
	東 北	0	0.0	0	0.0	0	0.0	3	10.3	0	0.0	3	1.9
	北海道	0	0.0	0	0.0	1	5.0	0	0.0	0	0.0	1	0.6
	国 外							1	3.4	0	0.0	1	0.6
	不 明	11	21.6	4	13.3	8	40.0	8	27.6	6	24.0	37	23.9
父母等引取り	父母等が引き取った件数	7	13.7	4	13.3	0	0.0	4	13.8	1	4.0	16	10.3
母親の年齢	10 代	6	11.8	4	13.3	2	10.0	3	10.3	1	4.0	16	10.3
	20 代	21	41.2	13	43.3	4	20.0	7	24.1	12	48.0	57	36.8
	30 代	10	19.6	8	26.7	3	15.0	9	31.0	6	24.0	36	23.2
	40 代	3	5.9	1	3.3	3	15.0	2	6.9	1	4.0	10	6.5
	不 明	11	21.6	4	13.3	8	40.0	8	27.6	5	20.0	36	23.2
預け入れに来た者 (複数回答)	母 親	38	74.5	22	73.3	12	60.0	21	72.4	19	76.0	112	72.3
	父 親	10	19.6	6	20.0	2	10.0	8	27.6	3	12.0	29	18.7
	祖父母	12	23.5	5	16.7	1	5.0	0	0.0	1	4.0	19	12.3
	その他	12	23.5	5	16.7	3	15.0	7	24.1	5	20.0	32	20.6
	不 明	6	11.8	4	13.3	8	40.0	7	24.1	4	16.0	29	18.7
出産の場所	医療機関	24	47.1	17	56.7	5	25.0	4	13.8	4	16.0	54	34.8
	医療機関(推測)	4	7.8	1	3.3	1	5.0	0	0.0	1	4.0	7	4.5
	自 宅	15	29.4	8	26.7	12	60.0	23	79.3	19	76.0	77	49.7
	車 中	1	2.0	1	3.3	0	0.0	2	6.9	0	0.0	4	2.6
	不 明	7	13.7	3	10.0	2	10.0	0	0.0	1	4.0	13	8.4
母親の婚姻状況 ※第3期より 「死別」を追加	既婚(婚姻中)	10	19.6	12	40.0	3	15.0	9	31.0	8	32.0	42	27.1
	離 婚	13	25.5	3	10.0	3	15.0	4	13.8	3	12.0	26	16.8
	死 別					1	5.0	0	0.0	0	0.0	1	0.6
	未 婚	17	33.3	11	36.7	5	25.0	9	31.0	9	36.0	51	32.9
	不 明	11	21.6	4	13.3	8	40.0	7	24.1	5	20.0	35	22.6
ゆりかごまでの 主たる移動(交通)手 段	車(自家用車)	21	41.2	13	43.3	9	45.0	11	37.9	12	48.0	66	42.6
	航空機	7	13.7	3	10.0	2	10.0	2	6.9	1	4.0	15	9.7
	新幹線等鉄道	15	29.4	9	30.0	2	10.0	6	20.7	6	24.0	38	24.5
	その他(上記以外)	0	0.0	0	0.0	2	10.0	1	3.4	0	0.0	3	1.9
	不 明	8	15.7	5	16.7	5	25.0	9	31.0	6	24.0	33	21.3

【表2-22】

(単位:件、%)

		第1期		第2期		第3期		第4期		第5期		合 計		
項目	細項目	件数	構成割合	件数	構成割合	件数	構成割合	件数	構成割合	件数	構成割合	件数	構成割合	
家庭の状況	ひとり親家庭	11	21.6	2	6.7	4	20.0	7	24.1	10	40.0	34	21.9	
	婚姻世帯									7	28.0	7	4.5	
	その他	40	78.4	28	93.3	16	80.0	22	75.9	8	32.0	114	73.5	
きょうだいの状況	あ り	24	47.1	12	40.0	7	35.0	13	44.8	13	52.0	69	44.5	
	(うち3人以上)	8	15.7	8	26.7	7	35.0	10	34.5	7	28.0	40	25.8	
	な し	16	31.4	14	46.7	5	25.0	9	31.0	7	28.0	51	32.9	
	不 明	11	21.6	4	13.3	8	40.0	7	24.1	5	20.0	35	22.6	
子どもの実父	母親と婚姻中(夫)	7	13.7	9	30.0	0	0.0	6	20.7	5	20.0	27	17.4	
	母親と内縁関係	4	7.8	1	3.3	1	5.0	1	3.4	0	0.0	7	4.5	
	その他(恋人等)	12	23.5	7	23.3	4	20.0	8	27.6	9	36.0	40	25.8	
	その他(詳細不明)	9	17.6	5	16.7	3	15.0	3	10.3	4	16.0	24	15.5	
	実父に別の妻子あり	8	15.7	4	13.3	4	20.0	2	6.9	2	8.0	20	12.9	
	不 明	11	21.6	4	13.3	8	40.0	9	31.0	5	20.0	37	23.9	
ゆりかごに 預け入れた理由 (第2期以降は複数回答) (預け入れにきた者からの 聞き取りなどを基に分類)	生活困窮	7	13.7	9	30.0	6	30.0	12	41.4	9	36.0	43	27.7	
	親(祖父母)等の反対	1	2.0	2	6.7	1	5.0	6	20.7	1	4.0	11	7.1	
	未 婚	3	5.9	9	30.0	6	30.0	9	31.0	3	12.0	30	19.4	
	不 倫	5	9.8	4	13.3	4	20.0	4	13.8	3	12.0	20	12.9	
	世間体・戸籍	世間体	3	5.9	6	20.0	1	5.0	7	24.1	1	4.0	26	16.8
		戸籍 (に入れたくない)	8	15.7										
	パートナーの問題	2	3.9	6	20.0	4	20.0	10	34.5	1	4.0	23	14.8	
	養育拒否	2	3.9	2	6.7	2	10.0	4	13.8	4	16.0	14	9.0	
	育児不安・負担感					0	0.0	5	17.2	3	12.0	8	5.2	
	その他	その他	4	7.8	5	16.7	1	5.0	3	10.3	11	44.0	24	15.5
		強 姦	0	0.0										
		母親のうつ・精神障がい	1	2.0										
		友人の勧め	1	2.0										
	不 明	14	27.5	4	13.3	8	40.0	7	24.1	5	20.0	38	24.5	

※項目「ゆりかごに預け入れた理由」の細項目整理

第1期(県検証)で13細項目で公表。その後、下記のとおり、細項目整理及び計上方法の見直しを行い整理した。

第2期(13→9細項目)

- ・「世間体」「戸籍(に入れたくない)」⇒「世間体・戸籍」
- ・「強姦」「母親のうつ・精神障がい」「友人の勧め」⇒「その他」
- ・主たる理由ひとつの単数回答 ⇒ 当てはまる細項目を複数選ぶ複数回答

第3期(9→10細項目)

- ・追加 ⇒ 「育児不安・負担感」

※項目「出産の場所」の細項目整理

第3期において下記のとおり整理した。細項目数に変動はない。

- ・医療機関 → 病院、助産院等での出産
- ・医療機関(推測) → 子どもの状態から医療機関と推測されるもの
- ・自宅 → 医療機関以外で、車中を除く。
- ・車中 → 車中での出産
- ・不明 → 不明なもの

※項目「父母等の居住地」の細項目整理

第4期において下記のとおり整理した。(10→11細項目)・追加 ⇒ 「国外」

※項目「家庭の状況」の細項目整理

第5期において下記のとおり整理した。(2→3細項目)・追加 ⇒ 「婚姻世帯」

※第1期の数値は、県検証報告書で報告された数値を、平成22年3月31日現在で時点修正したもの。

3 預け入れられた子どものその後の養育状況（【図 2-16】【表 2-23】参照）

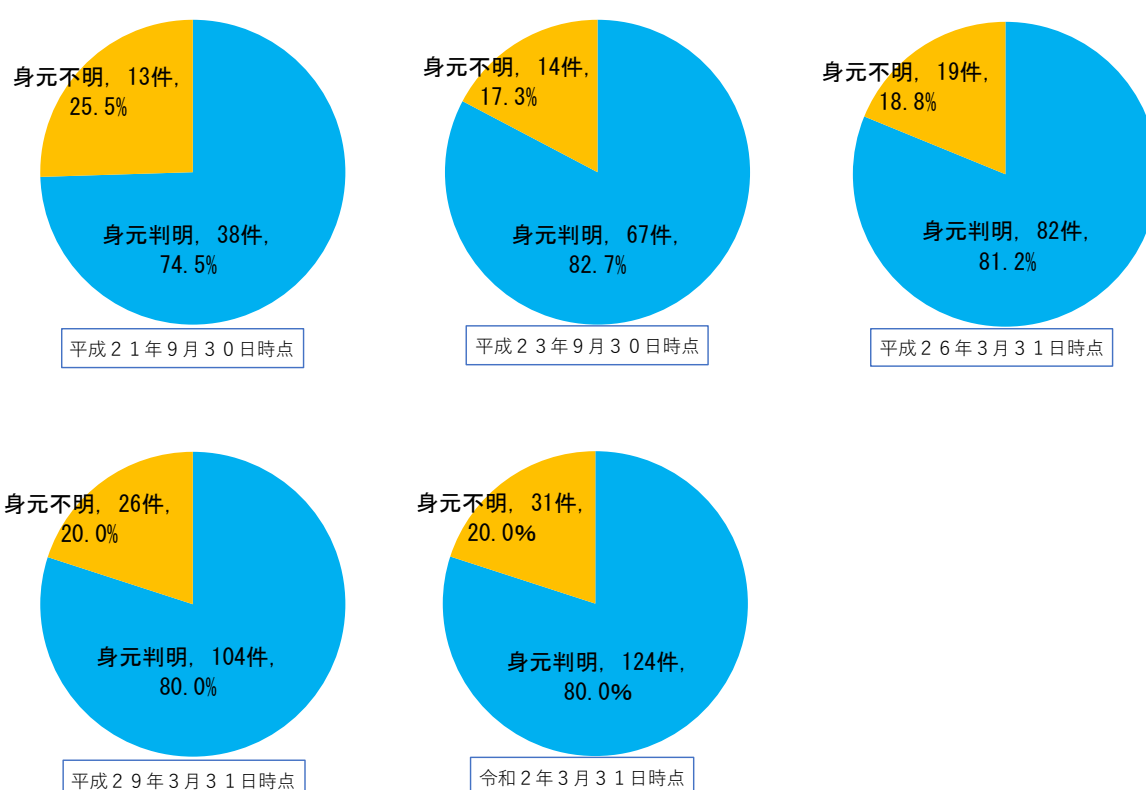
ゆりかごに預け入れられた後の子どもの養育状況について、平成 29 年 4 月 1 日から、令和 2 年 3 月 31 日までの間に預け入れがなされた全 155 事例の令和 2 年 3 月 31 日時点における状況を検証した。

155 件のうち、身元が判明した事例は 124 件で、判明した割合は 80.0%、身元が不明の事例は 31 件で割合は 20.0%となっている。

以下、身元判明及び身元不明の事例別に養育状況をみていく。

【図 2-16】

預け入れられた子どものその後の身元判明の状況



【身元判明・身元不明件数の年度ごと推移】

【表2-23】

(単位:件、%)

期	年度等	時点	平成21年9月30日時点		平成23年9月30日時点		平成26年3月31日時点		平成29年3月31日時点		令和2年3月31日時点	
			件数	構成割合	件数	構成割合	件数	構成割合	件数	構成割合	件数	構成割合
第1期	平成19年度	身元判明	10	58.8	11	64.7	11	64.7	11	64.7	11	64.7
		身元不明	7	41.2	6	35.3	6	35.3	6	35.3	6	35.3
		計	17	100.0	17	100.0	17	100.0	17	100.0	17	100.0
	平成20年度	身元判明	22	88.0	22	88.0	22	88.0	22	88.0	22	88.0
		身元不明	3	12.0	3	12.0	3	12.0	3	12.0	3	12.0
		計	25	100.0	25	100.0	25	100.0	25	100.0	25	100.0
	平成21年度前半	身元判明	6	66.7	8	88.9	9	100.0	9	100.0	9	100.0
		身元不明	3	33.3	1	11.1	0	0.0	0	0.0	0	0.0
		計	9	100.0	9	100.0	9	100.0	9	100.0	9	100.0
	平成21年度後半	身元判明			6	100.0	6	100.0	6	100.0	6	100.0
		身元不明			0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
		計			6	100.0	6	100.0	6	100.0	6	100.0
第2期	平成22年度	身元判明			15	83.3	16	88.9	16	88.9	16	88.9
		身元不明			3	16.7	2	11.1	2	11.1	2	11.1
		計			18	100.0	18	100.0	18	100.0	18	100.0
	平成23年度前半	身元判明			5	83.3	5	83.3	5	83.3	5	83.3
		身元不明			1	16.7	1	16.7	1	16.7	1	16.7
		計			6	100.0	6	100.0	6	100.0	6	100.0
	平成23年度後半	身元判明					2	100.0	2	100.0	2	100.0
		身元不明					0	0.0	0	0.0	0	0.0
		計					2	100.0	2	100.0	2	100.0
	平成24年度	身元判明					8	88.9	8	88.9	8	88.9
		身元不明					1	11.1	1	11.1	1	11.1
		計					9	100.0	9	100.0	9	100.0
第3期	平成25年度	身元判明					3	33.3	4	44.4	4	44.4
		身元不明					6	66.7	5	55.6	5	55.6
		計					9	100.0	9	100.0	9	100.0
	平成26年度	身元判明							8	72.7	8	72.7
		身元不明							3	27.3	3	27.3
		計							11	100.0	11	100.0
	平成27年度	身元判明							10	76.9	10	76.9
		身元不明							3	23.1	3	23.1
		計							13	100.0	13	100.0
	平成28年度	身元判明							3	60.0	3	60.0
		身元不明							2	40.0	2	40.0
		計							5	100.0	5	100.0
第4期	平成29年度	身元判明									4	57.1
		身元不明									3	42.9
		計									7	100.0
	平成30年度	身元判明									7	100.0
		身元不明									0	0.0
		計									7	100.0
	令和元年度	身元判明									9	81.8
		身元不明									2	18.2
		計									11	100.0
合 計		身元判明	38	74.5	67	82.7	82	81.2	104	80.0	124	80.0
		身元不明	13	25.5	14	17.3	19	18.8	26	20.0	31	20.0
		計	51	100.0	81	100.0	101	100.0	130	100	155	100

(1) 身元が判明した事例 (【図 2-17】【表 2-24-1】【表 2-24-2】参照)

ア 判明事例における養育状況

身元が判明した事例においては、親の居住地の児童相談所にケース移管され、ケース移管を受けた親の居住地の児童相談所は、通常の要保護児童の場合の対応と同様に、社会調査等を行い、子どもの家庭環境を把握したうえで、子どもにとって最善の利益を第一に考え、援助を行っている。

身元が判明した 124 件のうち、令和 2 年 3 月 31 日時点においては、乳児院等施設で養育されているものが 26 件 (21.0%) (判明事例 124 件における割合、以下同じ)、里親のもとで養育されているものが 17 件 (13.7%)、家庭に引取られたものが 27 件 (21.8%) となっている。最も多いのは特別養子縁組が成立した事例で 50 件 (40.3%) である。

なお、現在里親のもとで養育されている事例のうち、特別養子縁組等を前提として里親

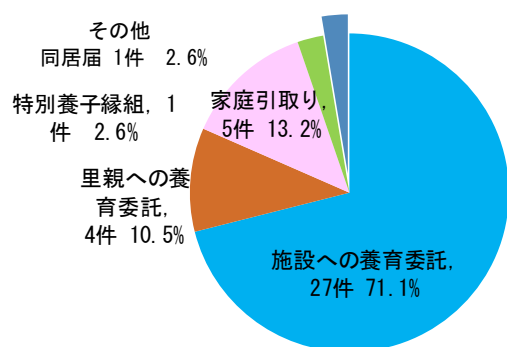
委託しているものも複数ある。

イ 養育状況の推移

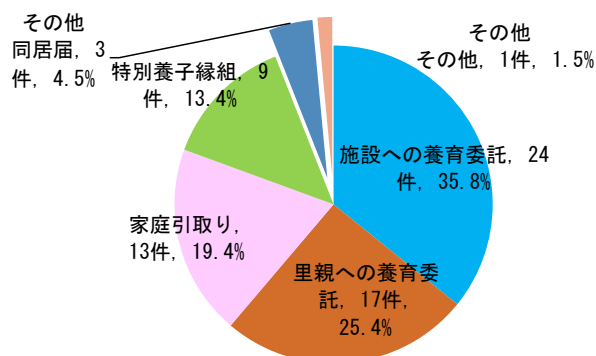
身元判明事例についてこれまでの養育状況を比較すると次のとおりとなる。

【図 2-17】

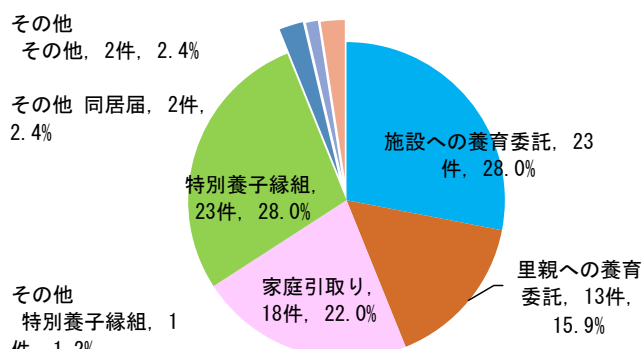
身元判明の事例における養育状況の推移



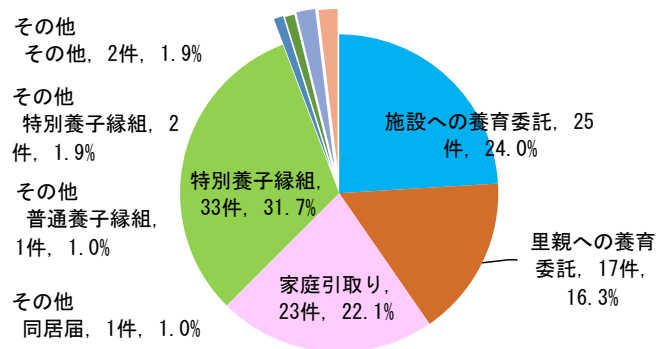
【平成21年9月30日時点】



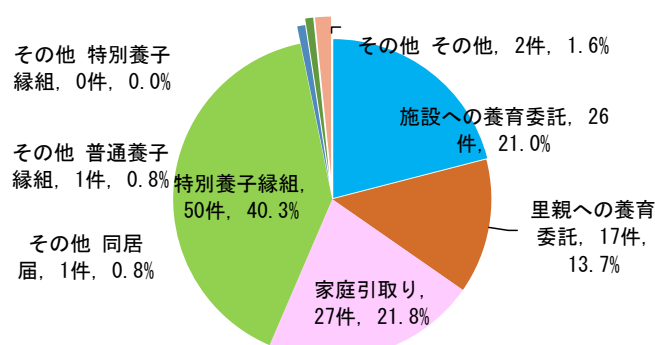
【平成23年9月30日時点】



【平成26年3月31日時点】



【平成29年3月31日時点】



【令和2年3月31日時点】

乳児院等施設へ養育委託されているものについては、第1期で71.1%であったものが、第2期以降は徐々に減少し、第5期は21.1%となっている。これは、乳児院等の施設で養育されていた子どもについて、主に里親への養育委託へ移行が進んだためである。

特別養子縁組が成立した事例は第1期で1件（2.6%）であったものが、第2期以降に徐々に増加し、第5期は50件（40.3%）となっている。これらの事例のほとんどは、児

童相談所による特別養子縁組を前提とした里親委託を経ている。

家庭引取りに繋がった事例は、第2期以降は全体の20%前後で推移している。身元が判明した事例のうち、約80%は実親以外による養育が行われていることになる。

なお、家庭引取りとなった主な経緯は、次のとおりである。

- ・ 夫以外の男性との子どもであったが、児童相談所等と相談し、戸籍の問題などを解決しながら家庭引取りとなった。
- ・ 妊娠・出産をだれにも相談しておらず、預け入れ時から養育できるかどうか悩んでいたが、親族などの支援を受けながら家庭において養育することとなった。

但し、第3期までには、家庭引取りとなったものの数年後に、母親による無理心中により母子が死亡した事例があった。また、第4期には、保護者が子どもの多動性・衝動性の受容が難しく、子どもに手を上げる状況が出現し再措置となった事例や、きょうだい全員がネグレクト状態となり、同意の上施設入所になった事例があったことから、家庭引取りについては慎重な対応が求められるところである。

各期の養育状況については、次頁の表に示すとおりである。

【身元判明事例における子どもの養育状況別推移】

【表2-24-1】 ①は平成21年9月30日時点、②は平成23年9月30日時点、③は平成26年3月31日時点 ④は平成29年3月31日時点 ⑤は令和2年3月31日時点を指す。

子どもの 養育状況		時点	19年度		20年度		21年度		22年度		23年度		24年度		25年度		26年度		27年度		28年度		29年度		30年度		R1年度		全体	
			件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合
乳児院等施設 への養育委託	①	6	60.0	16	72.7	5	83.3																					27	71.1	
	②	5	45.5	5	22.7	4	28.6	6	40.0	4	80.0																24	35.8		
	③	3	27.3	4	18.2	2	13.3	4	25.0	3	42.9	4	50.0	3	100.0												23	28.0		
	④	4	36.4	4	18.2	2	13.3	4	25.0	1	14.3	2	25.0	1	25.0	3	37.5	1	10.0	3	100.0					25	24.0			
	⑤	4	36.4	5	22.7	2	13.3	4	25.0	0	0.0	2	25.0	0	0.0	1	12.5	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	3	42.9	5	55.6	26
里親への 養育委託	①	2	20.0	2	9.1	0	0.0																				4	10.5		
	②	3	27.3	8	36.4	2	14.3	4	26.7	0	0.0																17	25.4		
	③	4	36.4	4	18.2	4	26.7	0	0.0	0	0.0	1	12.5	0	0.0												13	15.9		
	④	2	18.2	3	13.6	1	6.7	1	6.3	2	28.6	1	12.5	2	50.0	1	12.5	4	40.0	0	0.0					17	16.3			
	⑤	2	18.2	2	9.1	1	6.7	1	6.3	1	14.3	0	0.0	0	0.0	1	12.5	2	20.0	2	66.7	0	0.0	1	14.3	4	44.4	17	13.7	
家庭に引き 取り、養育	①	1	10.0	3	13.6	1	16.7																				5	13.2		
	②	0	0.0	5	22.7	3	21.4	4	26.7	1	20.0																13	19.4		
	③	0	0.0	5	22.7	3	20.0	5	31.3	3	42.9	2	25.0	0	0.0												18	22.0		
	④	0	0.0	5	22.7	3	20.0	4	25.0	3	42.9	2	25.0	0	0.0	3	37.5	3	30.0	0	0.0					23	22.1			
	⑤	0	0.0	5	22.7	3	20.0	4	25.0	4	57.1	2	25.0	0	0.0	4	50.0	3	30.0	0	0.0	1	25.0	1	14.3	0	0.0	27	21.8	
特別養子縁組 の成立	①	0	0.0	1	4.5	0	0.0																				1	2.6		
	②	1	9.1	4	18.2	4	28.6	0	0.0	0	0.0																9	13.4		
	③	2	18.2	9	40.9	5	33.3	5	31.3	1	14.3	1	12.5	0	0.0												23	28.0		
	④	3	27.3	10	45.5	8	53.3	5	31.3	1	14.3	3	37.5	1	25.0	1	12.5	1	10.0	0	0.0						33	31.7		
	⑤	3	27.3	10	45.5	8	53.3	6	37.5	2	28.6	4	50.0	4	100.0	2	25.0	5	50.0	1	33.3	3	75.0	2	28.6	0	0.0	50	40.3	
その他	①	1	10.0	0	0.0	0	0.0																				1	2.6		
	②	2	18.2	0	0.0	1	7.1	1	6.7	0	0.0																4	6.0		
	③	2	18.2	0	0.0	1	6.7	2	12.5	0	0.0	0	0.0	0	0.0												5	6.1		
	④	2	18.2	0	0.0	1	6.7	2	12.5	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	10.0	0	0.0						6	5.8		
	⑤	2	18.2	0	0.0	1	6.7	1	6.3	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	4	3.2	
小 計	①	10	100.0	22	100.0	6	100.0																				38	100.0		
	②	11	100.0	22	100.0	14	100.0	15	100.0	5	100.0																67	100.0		
	③	11	100.0	22	100.0	15	100.0	16	100.0	7	100.0	8	100.0	3	100.0												82	100.0		
	④	11	100.0	22	100.0	15	100.0	16	100.0	7	100.0	8	100.0	4	100.0	8	100	10	100.0	3	100.0						104	100.0		
	⑤	11	100.0	22	100.0	15	100.0	16	100.0	7	100.0	8	100.0	4	100.0	8	100	10	100.0	3	100.0	4	100.0	7	100.0	9	100.0	124	100.0	

【身元判明事例中「その他」の内訳】

【表2-24-2】 ①は平成21年9月30日時点、②は平成23年9月30日時点、③は平成26年3月31日時点 ④は平成29年3月31日時点⑤は令和2年3月31日時点を指す。

子どもの 養育状況		時点	19年度		20年度		21年度		22年度		23年度		24年度		25年度		26年度		27年度		28年度		29年度		30年度		R1年度		全体		
			件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	
その他	その他	①	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0																			0	0.0	
		②	1	50.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0																	1	25.0	
		③	1	50.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	50.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0												2	40.0
		④	1	50.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	50.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0						2	33.3
		⑤	1	50.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	2
	同居届	①	1	100.0	0	0.0	0	0.0																						1	100.0
		②	1	50.0	0	0.0	1	100.0	1	100.0	0	0.0																	3	75.0	
		③	1	50.0	0	0.0	1	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0											2	40.0	
		④	0	0.0	0	0.0	1	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0					1	16.7	
		⑤	0	0.0	0	0.0	1	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	25.0	
	普通養子 縁組 の成立	①	0	0.0	0	0.0	0	0.0																					0	0.0	
		②	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0															0	0.0	
		③	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0											0	0.0	
		④	1	50.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0					1	16.7	
		⑤	1	50.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	25.0	
	特別養子 縁組 の成立	①	0	0.0	0	0.0	0	0.0																					0	0.0	
		②	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0																	0	0.0	
		③	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	50.0	0	0.0		0	0.0	0	0.0												1	20.0	
		④	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	50.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	100.0	0	0.0					2	33.3	
		⑤	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	
	小計	①	1	100.0		0	0.0	0	0.0																				1	100.0	
		②	2	100.0	0	0.0	1	100.0	1	100.0	0	0.0																4	100.0		
		③	2	100.0	0	0.0	1	100.0	2	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0												5	100.0		
		④	2	100.0	0	0.0	1	100.0	2	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	100.0	0	0.0				6	100.0		
		⑤	2	100.0	0	0.0	1	100.0	1	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	4	100.0	

(2) 身元不明の事例（【図 2-18】【表 2-25】 参照）

ア 不明事例における養育状況

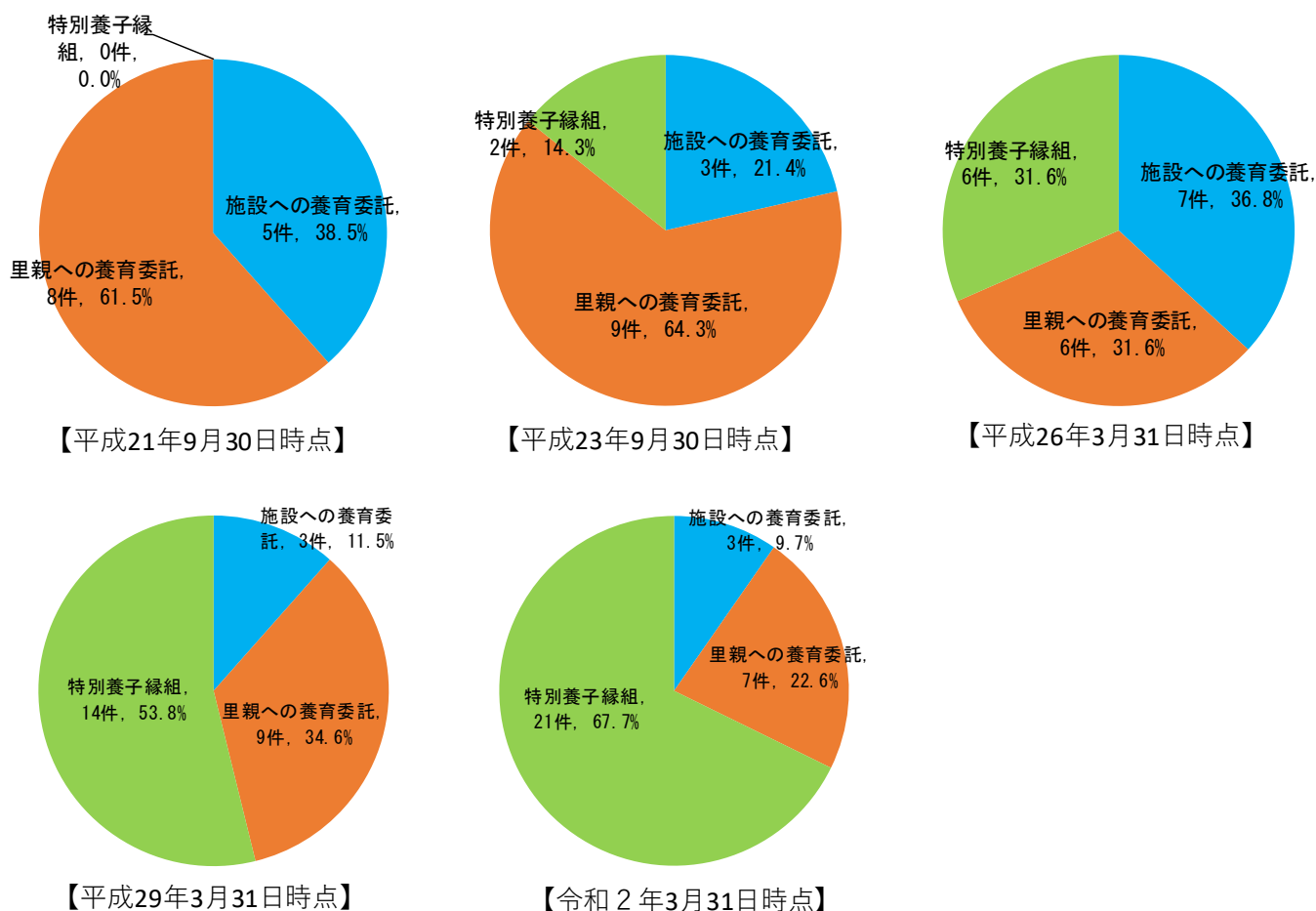
身元が判明していない31件については、令和2年3月31日時点で乳児院等施設へ養育委託されているものが3件（9.7%）、里親への養育委託が7件（22.6%）、また特別養子縁組が成立した事例が21件（67.7%）となっている。

イ 養育状況の推移

身元が判明していない事例について、養育状況を比較すると次のとおりとなる。

【図 2-18】

身元不明の事例における養育状況の推移



まず、乳児院等施設へ養育委託されているものは、平成21年9月30日時点で5件（38.5%）、平成29年3月31日時点で3件（11.5%）、令和2年3月31日現在では3件（9.7%）と全体に占める割合は減少傾向にある。身元判明の事例の状況と同じように、施設で養育委託されていた子どもが里親委託へ移行している。また、その里親委託から、特別養子縁組の成立へと繋がっている事例や、特別養子縁組に向けて手続きを進めているものが複数ある。

特別養子縁組が成立した事例は、平成21年9月30日現在において見られなかったが、平成23年9月30日現在では2件（14.3%）、平成26年3月31日現在では6件（31.6%）、平成29年3月31日現在では14件（53.8%）、令和2年3月31日現在では21件（67.7%）と増加している。各期の養育状況については、次頁の表に示すとおりとなる。

【身元不明事例における子どもの養育状況別推移】

【表2-25】 ①は平成21年9月30日時点、②は平成23年9月30日時点、③は平成26年3月31時点 ④は平成29年3月31日時点 を指す。

子どもの 養育状況	時点	19年度		20年度		21年度		22年度		23年度		24年度		25年度		26年度		27年度		28年度		29年度		30年度		R1年度		全体	
		件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合
乳児院等施設 への養育委託	①	1	14.3	1	33.3	3	100.0																					5	38.5
	②	0	0.0	1	33.3	0	0.0	1	33.3	1	100.0																	3	21.4
	③	0	0.0	1	33.3	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	6	100.0													7	36.8
	④	0	0.0	1	33.3	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	20.0	0	0	0	0.0	1	50.0							3	11.5
	⑤	0	0.0	1	33.3	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	20.0	0	0.0	0	0.0	1	50.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	3	9.7
身元 不明	里親への 養育委託	①	6	85.7	2	66.7	0	0.0																				8	61.5
		②	5	83.3	1	33.3	1	100.0	2	66.7	0	0.0																9	64.3
		③	4	66.7	0	0.0	0	0.0	1	50.0	0	0.0	1	100.0	0	0.0												6	31.6
		④	3	50.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	100.0	1	20.0	0	0	3	100.0	1	50.0						9	34.8
		⑤	3	50.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	100.0	1	20.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	2	100.0	7
特別養子縁組 の成立	①	0	0.0	0	0.0	0	0.0																					0	0.0
	②	1	16.7	1	33.3	0	0.0	0	0.0	0	0.0																	2	14.3
	③	2	33.3	2	66.7	0	0.0	1	50.0	1	100.0	0	0.0	0	0.0													6	31.6
	④	3	50.0	2	66.7	0	0.0	2	100.0	1	100.0	0	0.0	3	60.0	3	100	0	0.0	0	0.0							14	53.8
	⑤	3	50.0	2	66.7	0	0.0	2	100.0	1	100.0	0	0.0	3	60.0	3	100.0	3	100.0	1	50.0	3	100.0	0	0.0	0	0.0	21	67.7
小 計	①	7	100.0	3	100.0	3	100.0																					13	100.0
	②	6	100.0	3	100.0	1	100.0	3	100.0	1	100.0																	14	100.0
	③	6	100.0	3	100.0	0	0.0	2	100.0	1	100.0	1	100.0	6	100.0													19	100.0
	④	6	100.0	3	100.0	0	0.0	2	100.0	1	100.0	1	100.0	5	100.0	3	100	3	100.0	2	100.0							26	100.0
	⑤	6	100.0	3	100.0	0	1.0	2	100.0	1	100.0	1	100.0	5	100.0	3	100	3	100.0	2	100.0	3	100.0	0	0.0	2	100.0	31	100.0

表2-26】 ①は平成21年9月30日時点、②は平成23年9月30日時点、③は平成26年3月31日時点 ④は平成29年3月31日時点⑤は令和2年3月31日時点を指す。

一見すると身元判明と身元不明で子どもの養育状況に違い（例えば、「乳児院等施設への養育委託」の割合）があるように見えるが、身元不明に「家庭に引取り、養育」がないことが影響しており上表のみでの単純比較は困難。

【図 2-27】

※表中の人数は、身元の調査中の児童は含まないため、年度の預け入れ数と合計が一致しないことがある。

預け入れ後の身元の判明・不明、養育状況の推移

単位：人

		身元	養育状況	H 21.9時点	H 23.9時点	H 26.3時点	H 29.3時点	R 2.3時点
平成 19 年度	17	判 明	施設入所措置	6	5	3	4	4
			里親委託	2	3	4	2	2
			特別養子縁組	10	11	11	3	3
			家庭引取り	1	0	0	0	0
			その他	1	2	2	2	2
		不 明	施設入所措置	1	0	0	0	0
			里親委託	7	6	4	3	3
			特別養子縁組	0	1	2	3	3
				17	17	17	17	17
平成 20 年度	25	判 明	施設入所措置	16	5	4	4	4
			里親委託	2	8	4	3	3
			特別養子縁組	22	22	22	10	22
			家庭引取り	3	5	5	5	5
			その他	0	0	0	0	0
		不 明	施設入所措置	1	1	1	1	1
			里親委託	3	3	0	0	3
			特別養子縁組	0	1	2	2	2
				25	25	25	25	25
平成 21 年度	15	判 明	施設入所措置	5	4	2	2	2
			里親委託	0	2	4	1	1
			特別養子縁組	6	14	15	8	15
			家庭引取り	1	3	3	3	3
			その他	0	1	1	1	1
		不 明	施設入所措置	3	0	0	0	0
			里親委託	3	1	0	0	0
			特別養子縁組	0	0	0	0	0
				9	15	15	15	15
平成 22 年度	18	判 明	施設入所措置	-	6	4	4	4
			里親委託	-	4	0	1	1
			特別養子縁組	-	15	16	5	16
			家庭引取り	-	4	5	4	4
			その他	-	1	2	2	1
		不 明	施設入所措置	-	1	0	0	0
			里親委託	-	3	2	0	2
			特別養子縁組	-	0	1	2	2
					18	18	18	18
平成 23 年度	8	判 明	施設入所措置	-	4	3	1	0
			里親委託	-	0	0	2	1
			特別養子縁組	-	5	7	1	7
			家庭引取り	-	1	3	3	4
			その他	-	0	0	0	0
		不 明	施設入所措置	-	1	0	0	0
			里親委託	-	1	0	0	1
			特別養子縁組	-	0	1	1	1
					6	8	8	8

		身元	養育状況	H 21.9時点	H 23.9時点	H 26.3時点	H 29.3時点	R 2.3時点
平成 24 年度	9	判 明	施設入所措置	-	-	4	2	2
			里親委託	-	-	1	1	0
			特別養子縁組	-	-	1	3	4
			家庭引取り	-	-	2	2	2
			その他	-	-	0	0	0
		不 明	施設入所措置	-	-	0	0	0
			里親委託	-	-	1	1	1
			特別養子縁組	-	-	0	0	0
						9	9	9
平成 25 年度	9	判 明	施設入所措置	-	-	3	1	0
			里親委託	-	-	0	2	0
			特別養子縁組	-	-	0	1	4
			家庭引取り	-	-	0	0	0
			その他	-	-	0	0	0
		不 明	施設入所措置	-	-	6	1	1
			里親委託	-	-	0	1	1
			特別養子縁組	-	-	0	3	3
						9	9	9
平成 26 年度	11	判 明	施設入所措置	-	-	-	3	2
			里親委託	-	-	-	1	1
			特別養子縁組	-	-	-	1	2
			家庭引取り	-	-	-	3	3
			その他	-	-	-	0	0
		不 明	施設入所措置	-	-	-	0	0
			里親委託	-	-	-	0	0
			特別養子縁組	-	-	-	3	3
							11	11
平成 27 年度	13	判 明	施設入所措置	-	-	-	1	0
			里親委託	-	-	-	4	2
			特別養子縁組	-	-	-	1	4
			家庭引取り	-	-	-	3	3
			その他	-	-	-	1	1
		不 明	施設入所措置	-	-	-	0	0
			里親委託	-	-	-	3	0
			特別養子縁組	-	-	-	0	3
							13	13
平成 28 年度	5	判 明	施設入所措置	-	-	-	3	0
			里親委託	-	-	-	0	2
			特別養子縁組	-	-	-	0	1
			家庭引取り	-	-	-	0	0
			その他	-	-	-	0	0
		不 明	施設入所措置	-	-	-	1	1
			里親委託	-	-	-	1	0
			特別養子縁組	-	-	-	0	1
							5	5

		身元	養育状況		H 21.9時点	H 23.9時点	H 26.3時点	H 29.3時点		R 2.3時点	
平成 29 年度	7	判 明	施設入所措置	-	-	-	-	-	4	0	
			里親委託		-	-	-	-		0	
			特別養子縁組		-	-	-	-		3	
			家庭引取り		-	-	-	-		1	
			その他		-	-	-	-		0	
		不 明	施設入所措置	-	-	-	-	-	3	0	
			里親委託		-	-	-	-		0	
			特別養子縁組		-	-	-	-		3	
								-		7	
		平成 30 年度	7	判 明	施設入所措置	-	-	-	-	-	7
里親委託	-				-		-	-	1		
特別養子縁組	-				-		-	-	2		
家庭引取り	-				-		-	-	1		
その他	-				-		-	-	0		
不 明	施設入所措置			-	-	-	-	-	0	0	
	里親委託				-	-	-	-		0	
	特別養子縁組				-	-	-	-		0	
								-		7	
令和 元 年度	11			判 明	施設入所措置	-	-	-	-	-	9
		里親委託	-		-		-	-	5		
		特別養子縁組	-		-		-	-	0		
		家庭引取り	-		-		-	-	0		
		その他	-		-		-	-	0		
		不 明	施設入所措置	-	-	-	-	-	2	1	
			里親委託		-	-	-	-		1	
			特別養子縁組		-	-	-	-		0	
								-		11	
			155			51	81	101	130		155

第3章 妊娠・出産にかかる相談体制と対応状況

慈恵病院と、熊本県・熊本市における妊娠・出産に係る相談の対応状況等について整理を行った。なお、本章における相談件数、分類は各相談機関の集計によるものである。

1 慈恵病院での相談対応の状況

慈恵病院では、平成14年から定期的に期間を限定して実施していた「妊娠かつとう（悩み）相談」を、ゆりかごの計画を機に充実させ、ゆりかご開設前の平成18年11月から24時間無料電話相談（SOS赤ちゃんとお母さんの妊娠相談）を開始した。この電話相談は、24時間365日体制で対応している。

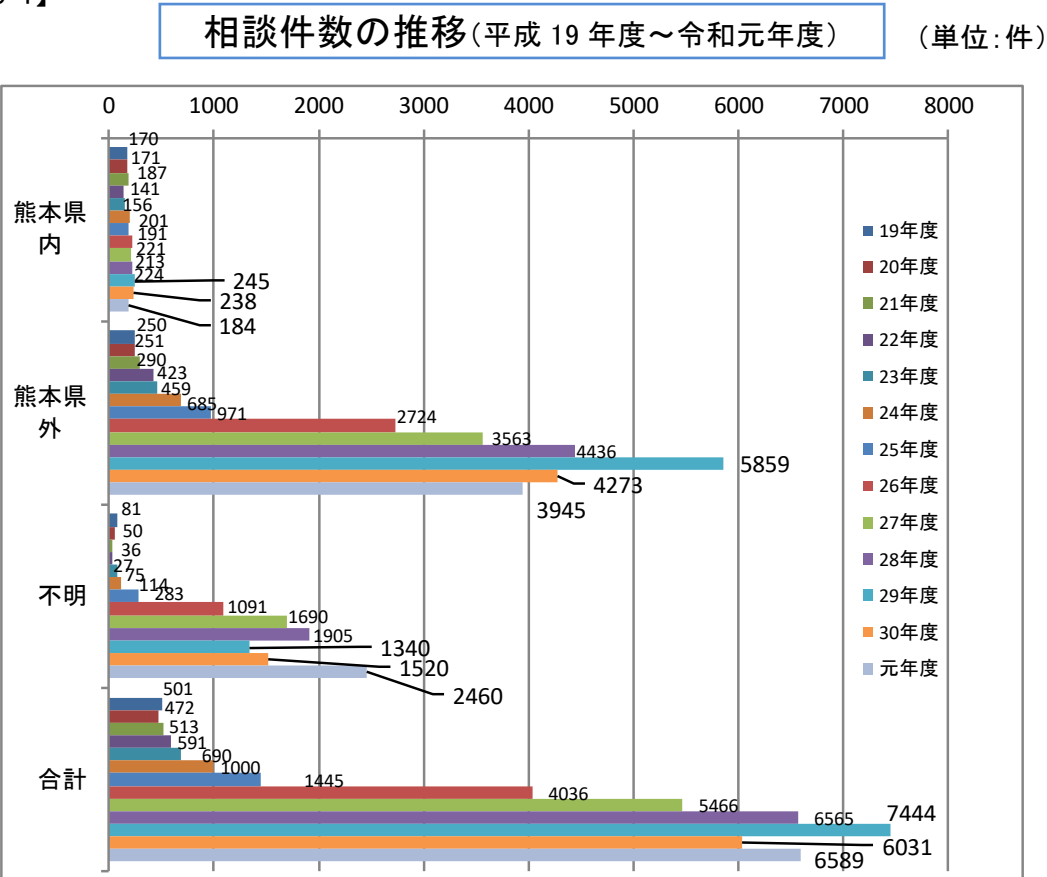
相談は全国から寄せられ、相談件数は増加している。電話相談に限らず、来院による相談や、緊急な対応を必要とする深刻な事例なども見られる。こうした相談の中には、ゆりかご事例とも共通する背景を持つ者も多く、ゆりかご事例の潜在層ともいえる相談が含まれている。

(1) 相談対応の実績

ア 相談件数の推移（【図3-1】参照）

慈恵病院に寄せられた新規の相談件数は平成29年度7,444件、平成30年度6,031件、令和元年度6,589件、合わせて20,064件の相談が寄せられており、増加が続いている。

【図3-1】

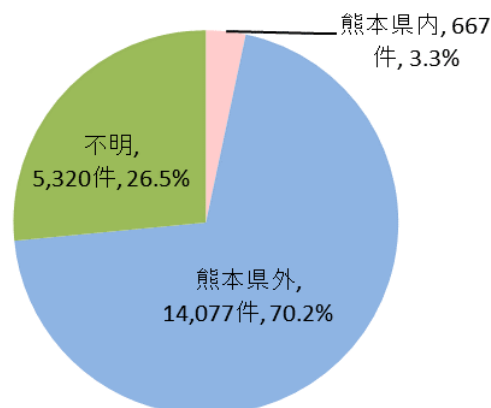


イ 相談者の居住地域（【図 3-2】参照）

相談者の居住地域は、県内からは 667 件（3.3%）、県外からは 14,077 件（70.2%）、不明が 5,320 件（26.5%）であり、県内に比べ県外から多くの相談が寄せられている。

【図 3-2】

相談者の居住地域



ウ 相談方法、相談時間帯（【図 3-3】

【図 3-4】参照）

① 相談方法

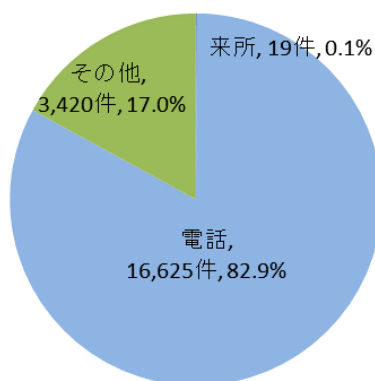
方法別相談件数は、電話 16,625 件（82.9%）、来所 19 件（0.1%）、その他 3,420 件（17.0%）となっている。

② 相談時間帯

時間帯別相談件数は、9 時から 17 時までが 9,007 件（44.9%）と約半数を占め、次いで 17 時から 24 時までが 7,724 件（38.5%）、0 時から 9 時までが 3,333 件（16.6%）であり、深夜から早朝の時間帯も一定の相談がある状態が継続している。

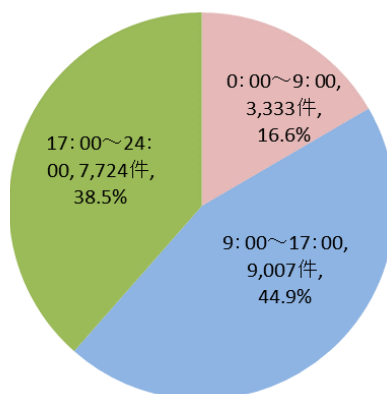
【図 3-3】

相談方法



【図 3-4】

相談時間帯



エ 相談者の状況

① 相談してきた者

母親本人が 16,108 件（80.3%）と最も多く約 8 割を占め、次いで夫・パートナー 3,007 件（15.0%）、家族・知人 494 件（2.5%）等となっている。

② 相談者の年齢

相談者の年齢別件数は、年齢順に、15 歳未満 140 件（0.7%）、15～18 歳未満 1,608 件（8.0%）、18～20 歳未満 2,277 件（11.3%）、20 歳代 6,085 件（30.3%）、30 歳代 2,678 件（13.3%）、40 歳代 686 件（3.4%）、50 歳以上 93 件（0.5%）等となっている。

③ 未婚・既婚の別（婚姻の有無）

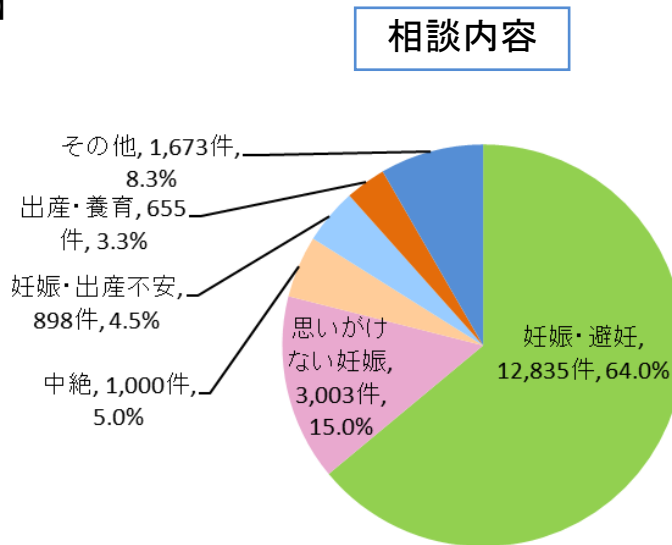
未婚・既婚別件数では、未婚 10,090 件（50.3%）、既婚（婚姻中）4,683 件（23.3%）、離婚 447 件（2.2%）の順になっている。

オ 相談内容及び対応状況（【図 3-5】参照）

① 相談内容

相談内容別件数は、妊娠・避妊に関する相談が 12,835 件（64.0%）と最も多く約 6 割を占め、次いで思いがけない妊娠についての相談が 3,003 件（15.0%）、中絶についての相談が 1,000 件（5.0%）、妊娠・出産前後の不安に関する相談が 898 件（4.5%）、出産・養育についての相談が 655 件（3.3%）、等となっている。

【図 3-5】



② 対応状況

対応状況では、傾聴・助言が 9,972 件（49.7%）と最も多く、次いで情報提供 5,729 件（28.6%）、他機関紹介 3,919 件（19.5%）、緊急対応 242 件（1.2%）、来所案内 134 件（0.7%）等となっている。

（2）相談事例への緊急的対応（緊急対応・緊急面談）（【表 3-1】参照）

病院相談事例の中で緊急的対応を行った事例は、平成 29 年度 18 件、平成 30 年度 177 件、令和元年度 47 件、合計 242 件であった。

このうち、陣痛が既に始まっている等、何らかの「緊急対応」を必要としたものが 80 件、最初の電話相談を受けずに、直接来院し（本人又は家族同行、紹介など）、面接面談を希望した場合や、産科で妊婦健診受診中に不安定になるなど、面談の必要を感じ、急遽、面談を行った場合などの「緊急面談」を行ったものが 162 件となっている。なお、平成 30 年度の件数が多くなっているが、これは慈恵病院の統計処理の取扱いの違いによるもので、全体的な相談傾向に大きな変化はないとのことであった。

なお、ゆりかごのインターホンを押した相談事例（ゆりかごの利用はなし）は、平成 29 年度 2 件、平成 30 年度 1 件、令和元年度 2 件、合計 5 件であった。

【表3-1】

(単位:件)

	第4期				第5期			
	26年度	27年度	28年度	合計	29年度	30年度	R1年度	合計
緊急対応	24	11	8	43	9	43	28	80
緊急面談	4	9	4	17	9	134	19	162
合計	28	20	12	60	18	177	47	242

緊急対応・緊急面談を行ったもののうち特筆すべき事例は、次のとおりである。

- ◆相談事例 1 : 自宅出産のリスクを伝え医療機関受診を促したが、自宅出産した事例。経済的理由により妊娠を家族に知られたくない未受診の妊婦が、家族に知られず養子縁組ができる方法について相談があった。産後は、子どもの顔を見て、自身での養育を決意した。
- ◆相談事例 2 : 経済的理由から未受診である臨月の妊婦が、飛込出産を受け入れてくれる医療機関や、出産への不安についてメール・電話相談した事例。居住地の行政へ繋がり、母子健康手帳交付・医療機関受診について支援し、医療機関での出産となった。家族、パートナーの理解・支援を得て自身で養育している。
- ◆相談事例 3 : メール相談をしていた未受診の妊婦が、自宅で破水したため慈恵病院を受診し出産した事例。早産のため、子どもはNICUのある医療機関へ搬送となった。同居の家族は妊娠に気づいていたが、実母は心配をかけたくないため妊娠を否定し言い出せずにいた。家族の支援を得られ家庭養育となった。
- ◆相談事例 4 : 自宅出産後、ゆりかごの利用についてメール相談した事例。家族に知られたくないことと、きょうだい児を児童相談所に取りられる不安で相談できなかった。居住地の医療機関、養子縁組あっせん団体と連携し、受診に繋がった。子どもは特別養子縁組となった。
- ◆相談事例 5 : 実母が自身の親と口論後、子どもを連れてインターホンを押し、相談した事例。家族との話し合いの結果、行政に繋ぐことができ、子育てサービス等を利用しながら育児に取り組むことができるようになった。
- ◆相談事例 6 : 破水した経産婦が、児童扶養手当が停止になることを懸念し、医療機関での出産や救急車要請を拒否した事例。高速道路を利用して来院後、慈恵病院で出産した。養育についてパートナーとの相談を促した結果、居住地自治体による支援に繋がり家庭養育となった。
- ◆相談事例 7 : 自宅出産後、きょうだい児を連れて来熊。ゆりかごの扉を開けたが、扉の中に入れる前に職員と話をし、相談に繋がった事例。不倫での妊娠で、経済的に養育は無理だがどうしても中絶はできなかった。子どもは特別養子縁組となった。
- ◆相談事例 8 : 未婚の経産婦が、行政に相談することで家族や職場に妊娠が発覚することを恐れ自宅出産した後、ゆりかごへの預け入れについて電話相談した事例。出産後の移動に伴う母子の危険性等について説明をし、児童相談所への相談を促したところ、本人が相談し、子どもは保護された。
- ◆相談事例 9 : きょうだい児を未受診で飛び込み出産し、親から次の妊娠を反対されていたため相談できず、妊娠後期まで未受診であった事例。電話相談を機に、親へ相談し、医療機関

を受診し、母子健康手帳交付へ繋がった。居住地行政は継続的に支援をしていた。

- ◆相談事例 10：性的暴行によって妊娠し、恐怖心から自宅に引きこもっており、未受診である妊婦からメール相談があった事例。中絶と警察への相談の意思を確認し、居住地の「性暴力被害者支援センター」へ連絡し支援が開始された。
- ◆相談事例 11：グループホーム入所中の母が、自室で出産した直後に電話相談した事例。行政に出産が知られると生活保護が受けられなくなるといふ、周囲に言えず、慈恵病院が手配したタクシーで来院した。行政・グループホーム等の関係機関に繋がり、子どもは特別養子縁組となった。
- ◆相談事例 12：未婚の第5子妊娠中の未受診妊婦からの相談事例。家族の反対と経済的理由により、誰にも知られない出産と、特別養子縁組を希望する電話相談があった。居住地近くの養子縁組民間あっせん事業所に繋ぎ、事業所の支援で救急車を要請し医療機関で出産した。
- ◆相談事例 13：1か月健診でEPDS（エジンバラ産後うつ病質問票）高値だった産婦が、育児に非協力的な夫や義母の過干渉がストレスで不眠が続き、虐待をするかもしれない子どもを連れて来院相談した事例。医療機関の受診に同行し、行政へ繋ぎ子育て支援サービス等の利用を促す等、行政と連携して支援を継続した。
- ◆相談事例 14：保険証等を所持せず家出し、居所不定となった未受診の臨月妊婦からインターホン相談があった事例。来院後に陣発し出産。行政と連携し、住民票取得等の行政手続きと自立に向けた支援を行った。子どもは特別養子縁組となった。
- ◆相談事例 15：市販の妊娠検査薬が陰性だったため妊娠と思わず自宅出産となった事例。赤ちゃんが出てきたことに驚き、電話相談し救急車搬送となった。子どもは家庭で養育している。

（3）相談事例での特別養子縁組の状況（【表 3-2】参照）

慈恵病院には、特別養子縁組で養親となることを希望する相談も寄せられており、相談件数は平成 29 年度、平成 30 年度、令和元年度の合計で 623 件となる。またこれらのうち 46 件については、養子縁組あっせん事業¹を行う者を介して特別養子縁組の手続きを行っていたが、平成 30 年 7 月養子縁組あっせん事業許可を受けたことに伴い、平成 30 年度以降ほとんどの事例を慈恵病院新生児相談室（民間あっせん事業所）が担っている。

（単位：件）

【表3-2】

		第4期			第5期			
年度		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	R1年度	合計
特別養子縁組相談件数		166	129	104	187	271	165	623
うち、特別養子 縁組事例件数	慈恵病院での出産	17	16	11	14	4	10	28
	他院での出産	16	15	15	5	9	4	18
	計	33	31	26	19	13	14	46

¹ 養子縁組あっせん事業とは、18歳未満の自己の子を他の者の養子とすることを希望する者及び養子の養育を希望する者の相談に応じ、その両者の間にあって、連絡、紹介その他養子縁組（特別養子縁組を含む。）の成立のために必要な媒介的活動を反復継続して行う行為をいう。（平成 26 年 5 月 1 日雇児発 0501 第 3 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）

(4) 慈恵病院における相談及び事例の特徴

慈恵病院における相談事例の平成 29 年度から令和元年度の 3 か年度の特徴は次のとおりである。

- ア 相談数の増加が続いており、平成 29 年度は 7,444 件と過去最多となった。
- イ 県内地域からの相談が 667 件 (3.3%)、熊本県外からの相談が 14,077 件 (70.2%) あり、広域の相談が増加傾向である。
- ウ 相談時間帯では、17 時～24 時は 7,724 件 (38.5%)、0 時～9 時は 3,333 件 (16.6%) であり、熊本市の相談対応と比べて夜間の相談の割合が高い。
- エ 相談内容では、依然、妊娠・避妊に関する相談が 12,835 件 (64.0%) と最も多く、次いで思いがけない妊娠が 3,003 件 (15.0%) を占めている。
- オ 特別養子縁組相談は第 5 期に大きく増加している。
- カ 緊急対応・緊急面談の事例の中には、ゆりかごの事例と同じく自宅出産に関わるひっ迫した事例が見られた。

2 熊本県・熊本市での相談対応の状況

熊本県では、ゆりかご開設に併せて、中央児童相談所に出産・養育についての相談専用の電話回線を設けるとともに、県女性相談センター「妊娠とこころの電話相談²」を含め、匿名での出産・養育に関する相談への対応を図った。

熊本市においては、ゆりかごの開設と同時期に、24 時間の電話相談「妊娠に関する悩み相談³」を開設した。また、平成 29 年度からは、産前・産後母子支援事業⁴を開始し、「妊娠に関する悩み相談電話」、緊急的な住まいの提供及びアウトリーチ等を含めた相談対応を行っている。その他、各区役所保健子ども課等においても妊娠・出産に関する相談に対応している。

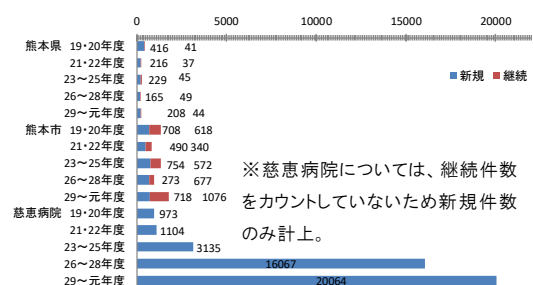
このように、熊本県、熊本市ともに電話相談及び来所相談による相談体制を図り対応にあたっている。以降の件数等については、熊本県の電話相談「妊娠とこころの相談」および熊本市の「妊娠に関する悩み電話相談」等に寄せられた相談件数を計上している。

(1) 相談対応の実績

ア 相談件数の推移 (【図 3-6】参照)

平成 29 年度から令和元年度の相談件数は、合計で熊本県 252 件 (新規 208 件、継続 44 件)、熊本市 1,794 件 (新規 718 件、継続 1,076 件) となっている。

【図 3-6】



² 電話相談対応時間 (電話相談：月曜～土曜 9：00～20：00)

³ 妊娠に関する悩み相談 (電話相談：24 時間／来所相談：月曜～金曜 8：30～17：15)

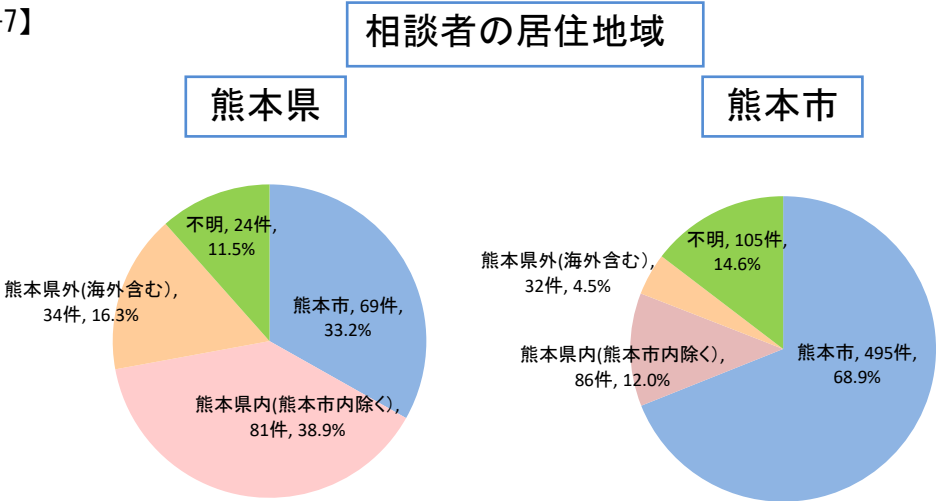
⁴ 産前・産後母子支援事業 (特定妊婦等への支援の強化に向けて、産科医療機関や母子生活支援施設等において既存資源との連携・活用等により特定妊婦等への支援を提供する事業。)

イ 相談者の居住地域（【図 3-7】 参照）（新規相談分）

熊本県では、熊本市内を除く熊本県内から 81 件（38.9%）、熊本市内からの相談が 69 件（33.2%）、熊本県外から 34 件（16.3%）となっている。

熊本市では、熊本市内からの相談が 495 件（68.9%）と最も多く、次いで熊本市内を除く熊本県内から 86 件（12.0%）、熊本県外から 32 件（4.5%）となっている。

【図 3-7】



ウ 相談方法、相談時間帯

① 相談方法（【表 3-3】 参照）

方法別相談件数は、熊本県では電話での相談が 235 件（93.3%）、来所での相談が 17 件（6.7%）、熊本市では電話での相談が 1,327 件（74.0%）、来所での相談が 243 件（13.5%）となっている。

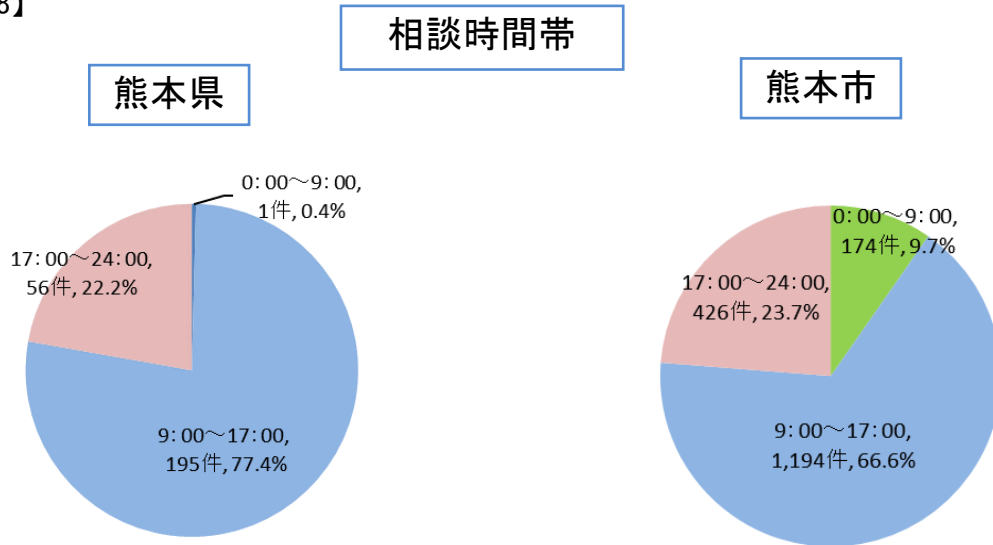
【表 3-3】

			29年度		30年度		R元年度		合計	
			件数	%	件数	%	件数	%	件数	%
相談方法	熊本県	来所	0	0	17	20.2	0	0	17	6.7
		電話	68	100	67	79.8	100	100	235	93.3
		その他	0	0	0	0	0	0	0	0
		計	68	100	84	100	100	100	252	100
	熊本市	来所	88	18.7	99	13.6	56	9.4	243	13.5
		電話	350	74.3	555	76.4	422	70.7	1327	74.0
		その他	33	7	72	9.9	119	19.9	224	12.5
		計	471	100	726	100	597	100	1794	100

② 相談時間帯（【図 3-8】 参照）

時間帯別相談件数は、熊本県では、9時から17時までが195件（77.4%）、17時から24時まで（20時終了）が56件（22.2%）となっている。熊本市では、9時から17時までが1,194件（66.6%）、17時から24時までが426件（23.7%）、0時から9時までが174件（9.7%）となっている。

【図 3-8】



エ 相談者の状況

① 相談してきた者

熊本県では、母親本人が 238 件 (94.4%) と最も多く、次いで家族・知人が 8 件 (3.2%) 等となっている。

熊本市においても母親本人が 1,144 件 (63.8%) と最も多く、次いで家族・知人 99 件 (5.5%) 等となっている。

② 相談者の年齢

熊本県では、15 歳未満が 3 件 (1.4%)、15～18 歳未満が 26 件 (12.5%)、18～20 歳未満が 17 件 (8.2%)、20 歳代が 53 件 (25.5%)、30 歳代が 58 件 (27.9%)、40 歳代が 20 件 (9.6%)、50 歳以上が 0 件 (0.0%) 等となっている。

熊本市では、15 歳未満が 8 件 (1.1%)、15～18 歳未満が 46 件 (6.4%)、18～20 歳未満が 54 件 (7.5%)、20 歳代が 248 件 (34.5%)、30 歳代が 115 件 (16.0%)、40 歳代が 106 件 (14.8%)、50 歳以上が 2 件 (0.3%) 等となっている。

③ 未婚・既婚の別（婚姻の有無）

熊本県では、未婚が 93 件 (44.7%)、既婚（婚姻中）が 98 件 (49.7%)、離婚が 3 件 (2.4%) 等となっている。

熊本市では、未婚が 354 件 (49.3%)、既婚（婚姻中）が 256 件 (35.7%)、離婚が 42 件 (5.8%) 等となっている。

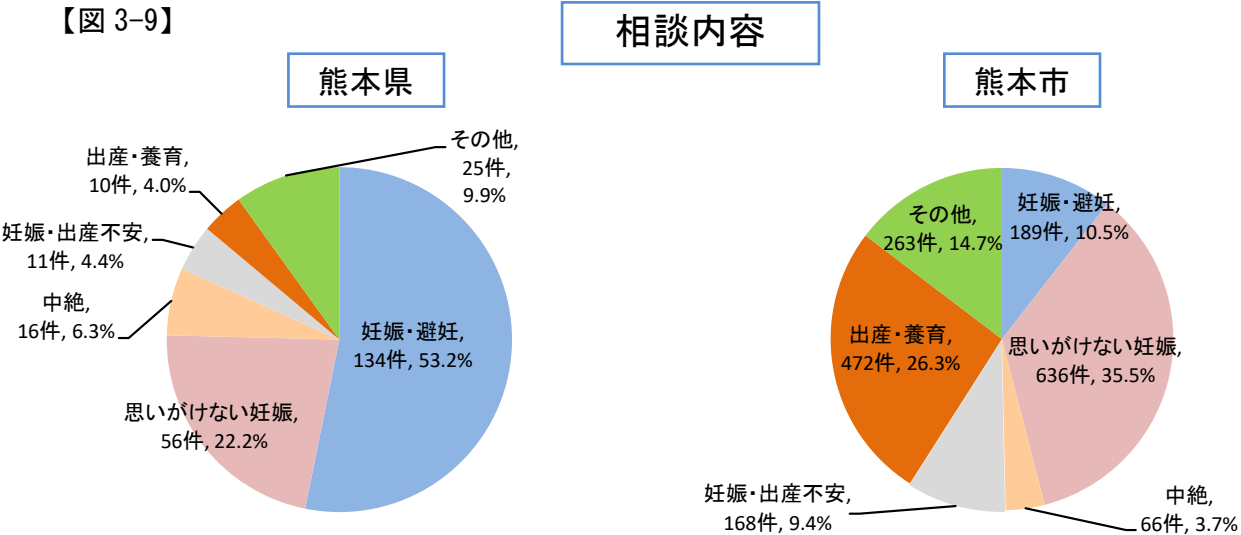
オ 相談内容及び対応状況

① 相談内容（【図 3-9】【表 3-4】参照）

熊本県では妊娠・避妊に関する相談が 134 件 (53.2%) と最も多く、次いで思いがけない妊娠についての相談が 56 件 (22.2%)、中絶についての相談が 16 件 (6.3%)、妊娠・出産前後の不安に関する相談が 11 件 (4.4%)、出産・養育についての相談が 10 件 (4.0%) 等となっている。

熊本市では、思いがけない妊娠についての相談が 636 件（35.5%）と最も多く、次いで、出産・養育についての相談が 472 件（26.3%）、妊娠・避妊に関する相談が 189 件（10.5%）、妊娠・出産前後の不安に関する相談 168 件（9.4%）、中絶についての相談 66 件（3.7%）等となっている。

【図 3-9】



【表 3-4】

(単位: 件、%)

		29年度		30年度		R元年度		合計		
		件数	構成割合	件数	構成割合	件数	構成割合	件数	構成割合	
相談内容	熊本県	妊娠・避妊	37	54.4	25	29.8	72	72	134	53.2
		思いがけない妊娠	12	17.6	33	39.3	11	11	56	22.2
		中絶	5	7.4	7	8.3	4	4	16	6.3
		妊娠・出産不安	6	8.8	3	3.6	2	2	11	4.4
		出産・養育	3	4.4	3	3.6	4	4	10	4.0
		その他	5	7.4	13	15.5	7	7	25	9.9
		計	68	100	84	100	100	100	252	100
	熊本市	妊娠・避妊	69	14.6	76	10.5	44	7.4	189	10.5
		思いがけない妊娠	87	18.5	372	51.2	177	29.6	636	35.5
		中絶	31	6.6	14	1.9	21	3.5	66	3.7
		妊娠・出産不安	54	11.5	24	3.3	90	15.1	168	9.4
		出産・養育	171	36.3	182	25.1	119	19.9	472	26.3
		その他	59	12.5	58	8	146	24.5	263	14.7
		計	471	100	726	100	597	100	1794	100

② 対応状況

熊本県では、傾聴・助言が 245 件（97.2%）と最も多く、次いで他の相談機関紹介が 4 件（1.6%）、情報提供が 1 件（0.4%）等となっている。

熊本市では、傾聴・助言が 974 件（54.3%）と最も多く、次いで情報提供が 343 件（19.1%）、来所案内 44 件（2.5%）、緊急対応 30 件（1.7%）等となっている。

（2）行政への相談の特徴

熊本県・熊本市に対する相談についての平成 29 年度から令和元年度の特徴は次のとおりである。

ア 熊本県の相談は、熊本市内を含めた熊本県内からが 150 件（72.1%）、熊本市の相談は、熊本市内からが 495 件（68.9%）あり、それぞれの居住自治体の相談窓口を利用した人が過半数であった。

イ 相談時間帯では、9 時～17 時の時間帯が慈恵病院の同時時間帯と比べて多く、県では 195 件（77.4%）、市では 1,194 件（66.6%）となっている。また熊本市の相談では、0 時～9

時の時間帯が174件（9.7%）となっている。

ウ 相談者の年齢別では、県・市とも20歳未満からの相談は1～2割程度であった。県では20歳代と30歳代からの相談がそれぞれ53件（25.5%）、58件（27.9%）で全体の約半数を占めた。市では20歳代からの相談が248件（34.5%）と最多であり、30歳代からの相談の115件（16.0%）を大きく上回った。

エ 相談内容別では、県は妊娠・避妊についての相談が最も多く、市は思いがけない妊娠についての相談が最も多かった。市では、出産・養育についての相談は472件（26.3%）であり、その割合は3機関（慈恵病院、県、市）の中で最も多かった。

オ 県の相談件数は第5期に入っては緩やかに増加傾向であり、市の相談数は平成30年度に増加したものの令和元年度はやや減少している。

第4章 ゆりかご事例と相談事例から見える諸課題

県検証報告書（第1期）以降、ゆりかご事例と相談事例の分析を通じて多くの課題が示されているが、第5期においても、これまで示された課題とほぼ同様の課題が認められた。当専門部会では、これまでの課題を踏まえ、さまざまな意見が出されたが、ここでは、第5期において認められた特徴的な事例や新たな課題を取り込んで整理を行った。

1 ゆりかごに預け入れる以前の課題

（1）公的相談機関のあり方について

依然として、慈恵病院の相談件数が多い状況が続いており、妊娠・出産に一人で思い悩み、身近な者や公的な相談機関に相談できない女性が全国に多く存在すること、その受け皿として行政の相談窓口が十分に機能していないのではないかということも明らかとなってきた。

預け入れ事例については、第5期においても、預け入れる以前に公的相談機関が何らかの関わりを持っていた事例が複数見られた。これらの事例においては、相談者に関わっていた公的相談機関の提案や対応を受け入れられない、もしくは妊娠そのものを知られたくないという状況において、地域のその他の支援機関にも結び付かないまま、預け入れに至ったものと考えられる。

このような事例を防ぐためには、妊娠・育児相談に対して緊急対応できる窓口の充実や周知啓発の必要性も感じられる。地域における妊娠期から子育て期までの切れ目のない相談支援体制の充実が重要であり、本人が置かれた状況を総合的に把握し、具体的な問題解決に繋がるような相談対応が望まれる。

◆事例A：婚姻関係のない実父との間の子どもを医療機関で出産、実父の認知なし。

実母と実父で子どもを養育していたが、経済的な理由で養育が困難として、地元の児童相談所に相談をしていた。生活保護は受給要件を満たさないと言われ、乳児院への入所については実母の希望と合わなかった。特別養子縁組については実父母間の意見が合わなかった。そのような状況のなか、経済的、精神的に余裕がないとして、実母と実父が預け入れをした。

◆事例B：地元の役場に知り合いがおり、出産を知られたくないとの理由で、行政への相談ができず、自宅出産した第6子を預け入れた。なお、第5子は児童相談所が受理し、措置入所中であつたが、児童相談所との関係が悪いと申し立てた。

◆事例C：ひとり親世帯。第3子と第4子は、自宅出産し死産した。第2子、第5子について地元の児童相談所が受理していたが、預け入れの約3か月前に支援は終結していた。預け入れに至った第6子の妊娠・出産は、児童相談所も含めて誰にも知られていなかった。預け入れの原因は、経済的困窮である。

（２）妊娠期・出産期からの支援体制について

妊娠期から出産期に至る時期は、その後の親子関係、ひいては子どもの人格形成のスタートの重要な時期であるが、ゆりかご事例、病院相談事例においては、この時期の母親は多くの問題を抱えているという特徴がある。特に未成年、生活苦、予期しない妊娠/計画していない妊娠¹、産後うつが疑われる場合等リスクの高い親、障がい児を妊娠・出産した親等への支援に関する課題が見られる。このため、それぞれの抱える問題に応じた細やかな対応と支援体制の充実が求められる。

これまでで、最も自宅出産等（孤立出産）が多かった第４期に続き、第５期も高い割合（76.0%）となっている。母親が自分で出産後の処置を行うなど、自宅出産等（孤立出産）は生命の危険性を伴うものであることから、自宅出産等（孤立出産）の危険性を周知し、これをできるだけ減らす方策が必要である。

また、平成 28 年度の児童福祉法の改正において、要支援児童等²と思われる者に日頃から接する機会の多い医療機関等が、要支援児童等と思われる者を把握した場合には、当該者の情報を現在地の市町村に提供するように努めなければならないとされたところである。第５期では、産科医療機関を複数回受診していた事例や、退院後すぐに預け入れをした事例、養子縁組民間あっせん機関に相談をしていた事例もあった。

母子に関わる機関においては、相談者の背景や養育に対する思い等を丁寧に聞き取りながらも、ゆりかごへの預け入れや遺棄の可能性を念頭に置くべきである。また、相談者又はその子どもが要支援児童等と思われる事例を把握する必要性と、そうした相談事例を必要な支援に繋げるために、相談者の居住地の市町村に対し積極的な相談、情報提供を行い、母子の安全な妊娠・出産を確保することの重要性を広く周知する必要がある。

◆事例Ｄ：子どもの障がいなどの理由から、実父母と祖父母は、施設入所や特別養子縁組は難しいと考え預け入れに至った。医療機関において出産したものの、妊娠中に子どもに障がいがあることが分かっていた。実母には精神疾患があり、祖母の介護もあることから、子どもの養育ができないと考えた。

◆事例Ｅ：不倫により妊娠、妊婦健診を受け、医療機関において出産した。養子縁組民間あっせん機関に相談していたが、民法の規定で現夫の戸籍に入ることが、就籍や特別養子縁組の支障となると知り、預け入れに至った。

（３）妊娠・出産に対する意識・理解について

自分が望んでない妊娠・出産に対して、特に若年者の事例の場合、「思いがけない出来

¹ 様々な事情により、妊婦やそのパートナーが、妊娠を継続することや子どもを産み育てることを前向きに受け止められず、支援を必要とする状況や状態にあること。この言葉は生まれてくる子どもに向けられる言葉では決してなく、支援や援助を必要とする妊婦を認識し、如何なる支援を行うべきかを考えるための言葉である。（「子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について（第 13 次報告）」より引用）

² 要保護児童（保護者に監護させることが不適当であると認められる児童（児童福祉法第 6 条の 2 第 8 項）、保護者のない児童（現に監督保護している者がいない児童）（児童福祉法第 6 条の 2 第 8 項））、要支援児童（保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童（児童福祉法第 6 条の 2 第 5 項））及び特定妊婦（出産後の養育について出産前において特に支援が必要と認められる妊婦（児童福祉法第 6 条の 2 第 5 項））。

事」として対処しようとする傾向が見られる。心の準備も無く、自分の命を継承する者が生まれてくることに喜びを持ってないまま出産に至った事例が少なくない。母親の年齢別出産割合は10代・20代が約3割であるのに対し、これまでにゆりかごへ預け入れた10代・20代の母親の割合は5割強を占めている。

こうした背景には、若い世代の妊娠・出産に対する基本的な知識が不足しているという実態がある。

このため、家庭や学校をはじめ、さまざまな機会を捉えて、若年層から命を大切にす教育や性教育をさらに充実していくとともに、あわせて、妊娠・出産・育児に関する福祉制度や公的相談窓口の周知を積極的に進めることが必要である。

特に性教育について、既存の性教育では妊娠してしまった後の対応については取り扱わないこととされている。妊娠後の対応の仕方、相談方法、人工妊娠中絶、自宅出産等（孤立出産）の危険性などは全く教えられていない。性教育の中で、妊娠してしまったらどうするかという妊娠後の対応についても教えていくことが望ましい。

◆事例F：未婚の学生で同級生との間で妊娠したが、交際の支障になると考え妊娠を告げていない。1人で自宅出産した後、友人らと預け入れた。

（4）子どもの父親の当事者としての自覚について

父親がゆりかごへの預け入れを勧めたり、妊娠の事実を知らない等、父親の側が妊娠・出産に対して当事者としての自覚を持ちえていない例も少なくない。

父親自身が、妊娠・出産・育児の問題は自らの問題でもあることを自覚することが必要であり、そのことについて社会に強く訴えていくとともに、そのための教育や啓発に力を入れていくことが重要である。

◆事例G：未婚であり、当初は人工妊娠中絶するつもりだったが、交際相手である実父との話し合いで子どもを育てる話も出ていた。しかし、実父の浮気でもめているうちに中絶ができない時期になり、1人で自宅出産した後、預け入れに至った。

2 ゆりかごへの預け入れに伴う危険性

（1）ゆりかごに預け入れるまでの経過における危険性【新規】

ゆりかごの扉の中に預け入れられて以降の子どもの安全確保については、病院において設備面及び受け入れ態勢の両面において十分な体制がとられており、開設当初から現在に至るまで、子どもの安全にかかわる問題は発生していない。

一方、ゆりかごに預け入れることを前提として、自宅出産（孤立出産）をし、自分で出産後の処置を行った事例等、長距離移動と同様、生命の危険性を伴う事例も複数見られた。特に第4期以降、自宅出産等（孤立出産）の割合が高い。

こうした自宅出産等（孤立出産）の影響もあると推測されるが、第4期以降、生後7日未満の早期新生児の割合が増加している。

ゆりかご設置当初から、ゆりかごに預け入れられるまでの過程において、母子の身体的な安全が懸念されるという問題が指摘されていた。第5期においても、産後間もない母親と子どもが、ゆりかごを目指して長距離を移動してくるという事例が複数見られた。特に、出産直後を含め浅い日数で長距離を移動することについては、母子ともに生命が危険にさらされる可能性が高い。さらに、実母が就労している間、生後間もない子どもを車内や室内に放置していた事例もあった。

この13年間の利用状況から、予期しない妊娠/計画していない妊娠、自宅出産等（孤立出産）、生まれた子どもの存在を周囲に隠した状況での就労・日常の活動、長距離移動を経た預け入れ、という一連の行動がセットになってきていることが明らかとなった。

これが自宅出産等（孤立出産）の危険性を知った上での行動なのか、自己都合による自宅出産等（孤立出産）なのか、安易な預け入れなのかは不明であるが、妊娠後ゆりかごへの預け入れを目標設定することで、多少の危険をおかしてでも目標であるゆりかごへ向かっている心理がうかがわれる。

預け入れ以前のこのような過程は設置当初は想定されていなかった利用状況である。ゆりかごが母子の生命の危険性を脅かしかねないものとして存在している可能性もある。

特に、第4期において、死亡した子どもが預け入れられるという大変残念な事例が発生した。これを受け、平成27年1月、自宅出産等（孤立出産）の危険性についての提言を公表し、国及び自治体や関係機関に対し周知を図ったところであるが、依然として自宅出産等（孤立出産）危険な過程を経た預け入れが続いていることは憂慮される。

今後も引き続き、ゆりかご運用にかかる問題として、これらの危険性について十分な注意喚起を行う必要がある。

加えて、子どもの視点から、ゆりかごへの預け入れを前提に妊婦健診を受けない行為は、胎児にとって必要なケアを受けさせない点で「虐待」と捉えてもよい状況である。専門家の立会いのない自宅出産等（孤立出産）を含め、医療機関等の関係機関がこうした状況を把握した場合には、「虐待」又は「特定妊婦」ととらえた上で、自治体へ通告する必要がある。

◆事例H：自宅で出産後、数時間後に出発。10時間以上かけて実母一人で自家用車を運転し、預け入れをした。

◆事例I：自宅の風呂場で出産後、実母は翌日出勤し、その間子どもは、洗濯カゴの中にタオルを重ねた上に置き、外から見えないように、洗濯カゴにタオルをかけた状態で日の当たらない場所に駐車した車中に置いていた。

◆事例J：自宅出産後、仕事に出るために、本児を8時間程度自宅に置いていた。

（2）ゆりかごの扉の中に入れない場合の危険性【新規】

ゆりかごの預け入れの仕組みは、ゆりかごの扉を開け、保護者への手紙を取り、子どもを奥のベッドに寝かせることを前提としているが、第4期では、ゆりかごの扉の開け

方が分からなかったため、子どもを地面に置く事例があった。第5期でも、子どもがゆりかごの扉の中ではなく屋外に置かれ、当時の環境下において子どもが低体温となる危険な状況での預け入れ事例があった。

ゆりかごは、子どもをゆりかごの扉の中に預け入れることで安全であるとされているため保護責任者遺棄罪には当たらないとされてきたが、預け方次第では子どもの安全は担保できないということを社会に認識してもらう必要がある。また、このような危険な預け入れが起きないように、具体的な再発防止策を図る必要がある。

◆事例K：実母は、ゆりかごの扉を開けることに対する恐怖や罪悪感から、子どもをゆりかご近くの屋外に置いた。実母から慈恵病院の事務所あてに、ゆりかごに預けた旨の電話があったものの、発見まで約30分を要した。子どもは低体温の状態であった。

(3) 実母へのケアができないことによる危険性【新規】

第5期では、25事例中、19件が自宅出産等（孤立出産）であった。預け入れ後に、実母に対する診察ができた事例もあるが、実母との接触ができない場合や診察を拒否する場合は、産後の身体的ケアは行われないうままである。

また、様々な事情があり預け入れに至った実母には福祉的なケアが必要であると考えられる。経済的支援や保健福祉サービスの活用等ができないことや、追い詰められた状況で妊娠・出産し、子どもを手放すという体験をした実母に対する心理的なケアが行えないことは、実母への福祉の観点から大きな問題である。

預け入れ者に接触できないことは、実母の産後の身体面の安全性が担保できないことであり、預け入れに至った根本的な問題を解決する機会が失われることでもある。同じような予期せぬ妊娠・出産を繰り返さないためにも、実母へのケアは必要であり、預け入れ者との接触の重要性について今一度考える必要がある。

◆事例L：実母にはⅡ度の裂傷と子宮内血液貯留があり処置の必要があったが、実母は処置を拒否した。

◆事例M：出産の翌日に、関西地方から来て預け入れた。病院職員と接触しているが、実母の診察や相談には至らなかった。

(4) 医学的課題【新規】

これまでに、預け入れ時に子どもが医療を要した事例は34件（21.9%）であった。このうち、生後1週間以内の早期新生児は21件、車中を含む自宅出産等（孤立出産）は25件であった。なお、第5期では、25事例中、5例（20.0%）が低体温などの理由により医療を要しており、すべてが生後1週間以内の早期新生児で、かつ自宅出産の事例であった。自宅出産した子どもをゆりかごに連れてくることにより、低体温などの医療を要する状態が生じていることが推察される。

なお、医療を要した子どもの健康上の予後については、先天性の疾患等の事例を除き、預け入れ時の状況が影響した事例は確認されていない。しかし、今後の子どもの成長の過程で影響が明らかになることも考えられることから、引き続きゆりかごに預け入れられた子どものその後の状況については、確認を行っていく必要がある。

3 ゆりかごの運用面と対応における課題

(1) 慈恵病院の対応

ア 設備・施設の運用、初期対応について

平成 23 年 1 月 23 日から産科・小児科棟の新設に伴い、ゆりかごの施設も新病棟に移動した。

慈恵病院は、平成 26 年 10 月に発生した新生児の死体遺棄事件を受け、平成 27 年 5 月に事件性のある預け入れへの対応及び職員の安全対策を目的とし、「こうのとりのゆりかご」近くに防犯カメラを設置した。カメラの映像を確認するのは、事件性があると警察が判断し、警察から記録提出の要請があった場合で、かつ、病院内の「ゆりかご委員会」で記録提出の承認を得た場合のみとされ、通常の預け入れ事例には適用されないため、子どもの出自を明らかにするものではなく、限定的な運用となっている。

イ 幼児の預け入れ事例について

ゆりかごは新生児を想定して運用されているが、これまでに幼児が 8 件（第 1 期 2 件、第 2 期 4 件、第 4 期 2 件）預け入れられている。預けられた時点での最高年齢となるのは、推定年齢が 3 歳の事例であり、この場合、自分がゆりかごに預けられたことを記憶している。第 5 期では幼児の預け入れはなかったものの、幼児の預け入れはその後の愛着形成や人格の発達上も影響が大きく出る懸念があるため、このような事例を回避するために、引き続き、ゆりかごは新生児を預ける施設で、幼児を預ける施設ではないことの周知を徹底すべきである。

ウ 預け入れ者との面接、身元判明について

これまでゆりかごに預け入れられた事例の半数以上は、ゆりかごの預け入れの際にその場での預け入れ者との面接に繋がり、身元が判明している。

一方、身元が判明しなかった事例は、第 1 期で 11 件(21.6%)、第 2 期で 4 件(13.3%)、第 3 期で 8 件 (40.0%)、第 4 期で 8 件 (27.6%)、第 5 期で 6 件 (24.0%) の割合で推移している。

病院は当初匿名での預け入れを前面に出していたが、その後、ホームページやゆりかごの扉の表示を変更したことにより、預け入れることなく相談に結びついた事例もある。病院が預け入れ者に接触できた事例について、病院が一生懸命対応されていることは理解する。その一方で、預け入れ時に病院職員が駆けつけたにもかかわらず、相談に繋がらず身元の判明ができていない事例がある。

身元が判らないということは、預け入れられた子どもの出自をはじめとした、その後の養育や医療に必要な情報が全くないということである。

第1章で記載したように、慈恵病院はゆりかごの扉の前にメッセージカードの記載台を設置し、子どもの出自にかかる情報を少しでも残してもらうための取組を行っている。

今後も、慈恵病院は、できるだけ子どもの出自を把握する必要性を預け入れ者に理解してもらうための努力を行うとともに、これまで以上に預け入れ者との接触に努め、接触が困難な場合でも、何かひとつでも手がかりを残してもらうための方策等の検討を行うことが必要である。

(2) 特異な預け入れ事例等について

ア 障がいのある子どもの預け入れ事例について

第1期から第5期までの13年間に預け入れられた全155件の事例中、障がいのある子どもが預け入れられた事例は17件であり、各期において預け入れが見られる。このうち、少なくとも9件は医療機関で告知や治療を受けていた。子どもに障がいがあることが預け入れの理由となった事例もあり、障がいの受け入れ困難、愛着形成の不足、障がいのある子の子育てへの不安、支援の不足などが原因と考えられる。決して少ないとは言えない状況であり、障がい告知後の医療機関の関わりや説明の在り方に関する課題である。

また、預け入れられた当時は確認できなかったが、養育の過程で新たに障がいの確認された事例がある。但し、保護者が預け入れ時に、この障がいを認識して預け入れに至ったのかは不明である。

障がい者の権利擁護に向けた取組みとして、平成16年の「障害者基本法」の改正において、障がい者に対する差別の禁止が基本的理念として明示され、さらに、平成23年の同法改正の際には、基本原則として、同法第4条第1項に、「何人も、障害者に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。」こと等が規定された。

さらに、この差別の禁止の基本原則を具体化する形で、全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害者差別の解消を推進することを目的として、平成25年6月に「障害を理由とする差別解消の推進に関する法律」が制定された。我が国は、本法の制定を含めた一連の障がい者施策に係る取組の成果を踏まえ、平成26年1月に障害者の権利に関する条約を締結した。

障害者の権利に関する条約では、第3条で、固有の尊厳、個人の自律（自己の選択を行う自由を含む。）、障がいのある児童がその同一性を保持する権利の尊重等を一般原則としている。また、第23条では、締結国は、障がいのある児童が家庭生活について平等の権利を有することを確保すること等が記されている。

しかしながら、この13年間の預け入れ事例に対する援助過程においては、障がいがあることで、特別養子縁組希望者が見つからず施設入所を継続している事例や、子どもの持つ発達課題への対応が難しく、里親委託を行ったが不調に終わった事例、家庭引取り後、再度施設入所に至った事例もみられており、援助を行っている児童相談所において、対応に苦慮している状況や、障がいのある子どもであるが故の担当者としてのジレンマが聞かれている。

また、障がいのある子どもの預け入れの多くは医療機関での出産であり、障がいの程度は幅広く、重度から比較的軽度の障がいまで様々であった。特に後者については出産した医療機関や診断・治療を行った医療機関での両親への関わりや説明が不十分な可能性もある。再発防止の観点からも、ゆりかご利用に至った情報をこのような医療機関へフィードバックする必要がある。その上で親と子どもの再統合、育児支援、医学的支援を行うことが重要である。

また、預け入れ以降の問題として、ゆりかごへ預け入れられた障がい児や治療を要する子どもは、預け入れにより、預け入れ前の健康や医療に関する情報が遮断されてしまうため、その診断・治療に関する情報が無いか少ないことが多い。新たな診断・治療には、検査の負担、治療の中断、薬物の副作用、アレルギーのリスク等を考慮すると治療上の危険性を伴う可能性もあり、子どもの安全確保に関し非常に重大な問題である。また、このため子どもの養育先の決定に時間を有した事例もあった。預けられた子どもの身元を特定し様々な医学的な情報を繋ぎ合わせる必要があるが、このことは預け入れ者を匿名にすることと矛盾しないと考えるべきであり、預け入れられた子どもや預けた家族の両方を救う観点から、積極的に身元の特定を行うべきと考える。

◆事例N：外国人と思われる男女が、障がいのある乳児を預け入れた。乳児は預け入れ後に手術を行った。

◆事例D（再掲）：子どもの障がいなどの理由から、実父母と祖父母は、施設入所や特別養子縁組は難しいと考え預け入れに至った。医療機関において出産したものの、妊娠中に子どもに障がいがあることが分かっていた。実母には精神疾患があり、祖母の介護もあることから、子どもの養育ができないと考えた。

（３）児童相談所及び関係機関の対応

ア 保護者を探す努力について

預け入れに際し、預け入れ者との相談に繋がらなかった場合には、遺留品や残された手紙等の情報を手がかりとして児童相談所が身元判明のための社会調査を行っている。第３期以降、身元判明の割合が上がっているものの、第１期、第２期に比べ、預け入れ時に接触できず、情報が全くなく手がかりがつかめない事例が多数見られた。

なお、遺留品等については、目録を作成のうえ、子どもとともに乳児院等施設の措置先に預けられ保管される。また、現金については、子ども名義の通帳に預金される。

イ 就籍手続きについて

第１期では、子どもの身元が不明のため熊本市が就籍手続きを行った後に、親が出生届を提出していたことが判明し、二重戸籍となった事例があった。このため、親による戸籍の訂正手続きを要した。第２期以降は、就籍までには十分な調査期間を経たうえで行っており、二重戸籍の問題は発生していない。しかし、身元不明の場合は、二重戸籍となる危険性は常に存在する。

また、身元が判明した場合であっても、保護者との連絡がとれない等の理由により、未だ就籍できていない事例がある。子どもの最善の利益のために何らかの方法で就籍手続きを進める必要がある。

(4) 預け入れ状況等の公表について

預け入れ状況の公表にあたっては、子どもの人権を守ることを第一とすべきであり、公表内容には十分な配慮が必要である。一方では、ゆりかごへの預け入れの問題点（危険性）について広く理解を促し、安易にゆりかごへ預け入れがされないような報道が必要であり、今後とも公表のあり方について慎重に判断していく必要がある。

なお、ゆりかごの呼称については、マスメディアの中には「赤ちゃんポスト」の表現を用いているところがあるが、実際に子どもを養育している関係者から子どもを「物」のように扱う印象を与えるといった呼称に対する懸念が出されており、継続して表現の見直しを求めている。

4 預け入れられた子どものその後の援助に関する課題

◆は児童状況調査における各児童相談所からのその後の援助に関する意見

(1) 児童相談所での保護・援助について

全国各地からゆりかごへの預け入れがある。このため、熊本市児童相談所は、平成22年度の全国児童相談所長会議において、預け入れられた子どもの社会調査とケース移管後の子どもの状況についての調査への協力を依頼している。全国の児童相談所の理解と協力により子どもの状況について、一定の現況把握ができているものの、中には匿名性について身分を明かす必要がないと誤解している保護者もいるため、その後の援助に繋がりにくい事例もある。

引き続き、熊本市児童相談所は、全国の児童相談所の協力を得ながら、子どもの状況を把握していく必要がある。

◆ゆりかごに預け入れられた子どもの身元が明らかになることはないという誤解している人が多数いることを心配している。この誤解がケースワークに影響する。誤解されないようにホームページ等で広報が必要。

◆出生後間もない新生児を遠距離移動させることはリスクがあることや、保護者の所在地の児童相談所でもゆりかごと同様の支援が受けられることを広報してほしい。

(2) 子どもの健全な成長の確保について

ゆりかご設置当初から課題として挙げられていたが、身元が判明しない場合、措置された施設や里親において、子どもを養育していくうえで、必要な情報が得られないため、様々な支障や困難が出てくることが懸念される。

将来にわたって子どもの健全な成長を確保する上で、身元の判明は重要な課題である。

また、すべての子どもは、適切な養育環境で、安心して自分をゆだねられる養育者によって、一人ひとりの家庭養護及び個別的な状況が十分に考慮されながら養育されるべ

きである。既に、国の施策においても児童養護施設等の小規模化などの家庭養護が進められている。これにしたいが、できるだけ家庭的な環境において子どもが養育されるよう施設、里親、グループホーム（小規模住居型児童養育事業）における社会的養護の充実を更に推進していく必要がある。

- ◆身元不明の児童。本児は親のことを想像上で話をしている。施設では傾聴しているが、今後は生き立ちの整理、ライフストーリーワークの実施が必要。
- ◆身元が分からない本児は、自己への存在を否定的に捉えている。成長を支援するために、措置されていた乳児院の協力を得て、これまでの振り返りやアルバムを作成した。

（３）家庭引取りにおける措置解除の判断について

ゆりかごに預け入れられた事例は、預け入れ後に児童相談所が関わることになるが、その取り扱いは、あくまでも虐待事例となる。したがって、措置中の援助においても、措置解除の判断においても、虐待事例としての対応が求められる。

そのため、家庭引取りに向けて児童相談所等による丁寧な支援を行うとともに、入所措置の解除の際には、家庭での養育の可否について極めて慎重な判断が必要である。

- ◆母の離婚が未成立のままの妊娠・出産であったため、子どもの実父に相談できず預け入れした事例。児童相談所の促しにより、実父に話ができ、実父の親族の全面的な協力が得られるようになった事が、家庭引取りに繋がる大きな要因になった。
- ◆実母が引取りの意思を示し、親族からの協力を得ることが可能であることを確認。引取りに向け、児童相談所と相談しながら母子の面会・外出・外泊を繰り返し行い、本児と家族との関係作りの支援を行うことができた。

（４）里親制度と特別養子縁組制度をめぐる課題について

ア 里親制度について

できるだけ早い時期から家庭的な環境で養護されることは、子どもの人格形成上、大変重要である。

里親制度について、県検証報告書（第１期）においても里親制度の周知・広報を含めた制度の充実を図る必要性が挙げられていたが、その後国においても家庭養護への政策転換が示され、里親制度の充実に向けた取り組みが推進されている。今後とも里親登録数を増やすための制度の周知・広報や、児童相談所をはじめとする行政機関等による里親支援の強化等をさらに進める必要がある。

- ◆障がいや基礎疾患がある児童。特別養子縁組里親の候補がなかなか見つからなかった。
- ◆委託先の里親は、本児がゆりかごに預けられたことが近隣に知られることに強い不安を持っており、関係者の守秘義務について説明しても、なお不安が強い。
- ◆里親から、本児が出自のことを知りたいときはどうすればいいか、どこまで知らせられるかと質問があり、その時期には児相が支援すると伝えている。

- ◆母が自宅出産であったため、戸籍の就籍に時間を要し、本児の予防接種や通院において、里親に必要以上の負担をかけることになった。

イ 特別養子縁組について

特別養子縁組に関しては、これまでの検証報告において、

- ・親が判明しない事例で特別養子縁組が認容されるのか、判断が難しい
- ・特別養子縁組あっせんの実態が見えない状況がある
- ・特別養子縁組に至った場合、その後の公的なフォローができにくい

など、多くの課題が示されていた。

また、親が判明しない事例における特別養子縁組については、第1期において成立した事例は無かったが、第2期においては2件、第3期では6件、第4期では14件、第5期においては21件成立しているものの、身元不明であるがゆえに縁組成立までに時間がかかることがある。

養子縁組については、平成28年度の児童福祉法改正において、養子縁組に関する相談・支援が、児童相談所の業務として法律上明確化された。また、「新しい社会的養育ビジョン」では、子どもの最善の利益を踏まえ、養育にかかる永続的解決（パーマネンシー保障）について計画的に進めることとされており、今後更に積極的に児童相談所が養子縁組に関わっていく必要がある。

ウ 預け入れ後相当の期間が経過してからの実親の判明について

第3期において、特別養子縁組成立後、また、特別養子縁組前提の里親委託中に実親が判明し、実親が子どもの引取りを希望する事例があった。身元不明の子どもの特別養子縁組については、このような問題が起こり得ることを念頭に置き進める必要がある。

エ 養子縁組あっせん事業について

平成28年12月9日、「民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律」が成立し、民間の事業者が養子縁組のあっせんを業として行うことについては、第二種社会福祉事業の届出制度から許可制度となり、養子縁組のあっせん業務の適正な運営を確保するための規制を設けた。全国で22事業者ある（令和2年11月12日時点）

このような民間及び国の養子縁組あっせん事業に関する積極的な動きがある中で、特別養子縁組後の子どもの思春期の時期に起こるであろうさまざまな問題への対応や縁組の告知等に対する支援の必要性やその方法に関し、国の検討会における特別養子縁組制度の利用促進の在り方検討³の中で、養親への研修や支援を充実させる必要性について報告がなされたところであるものの、引き続き課題として残っている。

³ 「特別養子縁組制度の利用促進の在り方について」（平成29年6月30日児童虐待対応における司法関与及び特別養子縁組制度の利用促進の在り方に関する検討会）より引用

5 措置解除後の子ども及び里親等に対する援助について

家庭引取りや法的に親子関係が確立する特別養子縁組成立後は、措置が解除されるため、原則として、児童相談所との繋がりには消えることにより、措置解除後の児童に対し児童相談所の調査が及ばず、その後の状況把握は困難な状況である。しかし、実親及び里親が行う養育において、成長に伴うさまざまな悩みを相談し、支援する機関として、児童相談所や里親会が必要とされているように、家庭引取りや特別養子縁組が成立した場合においても、子どもの成長に応じた適切な支援の在り方について「市区町村」要保護児童対策地域協議会の支援対象に加えること等を検討する必要がある。また、実親及び里親に対する精神的なケアについても同様の検討が必要である。

6 出自が不明であることの課題について

(1) 子どもについて

ア 子どもの出自を知る権利について

子どもは、独立した人格と尊厳を持ち、権利を享有し行使する主体であり、その権利は保障されなければならない。出自を知る権利は、人格を形成していく上での基礎となる権利であり、幸福の追求権として憲法上保障されるべき基本的人権である。また、我が国が批准している「児童の権利に関する条約」においても、子どもの出自を知る権利は、第7条第1項において、できる限り保障しなければならないと規定されているところである。

さらに、平成28年の児童福祉法の改正において、この「児童の権利に関する条約」の精神にのっとり、子どもを権利の主体と捉え、最善の利益を優先すべきことがより明確化されたところである。

このことは、民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る業務を行うための指針（平成29年1月29日厚生労働省告示第341号）においても、「児童の権利に関する条約第七条第一項において、児童はできる限りその父母を知る権利を有することとされている。このため、民間あっせん機関は、児童が、自らが養子であること等について、確実に養親から告知されるよう必要な支援を行うとともに、養子となった児童から、自らの出自に関する情報を知りたいとの相談があった場合には、丁寧に相談に応じた上で、当該児童の年齢その他の状況を踏まえ、自らの出自に関する情報を提供するのに適当なタイミングであるか否か等について、適切な助言を行いつつ、対応しなければならない。」として養子への対応について示されている。

また、里親委託などの社会的養育にある子どもについては、里親及びファミリーホーム養育指針（平成24年3月29日厚生労働省雇用均等・児童家庭局通知）において、「自己の生い立ちを知ることは、自己形成において不可欠である。真実告知は行うという前提に立ち、子どもの発達や状況に応じて伝え」としているほか、養子縁組を行った場合の真実告知の必要性も示している。また、「子どもにとっての実親は、子どもが自身を確認する上での源である」として、子どもと実親との関係性への配慮も求めている。

このように、養育者が実の親でなく別に実親がいることや、子どもの生い立ちについて子どもに伝えることは必要なことである。実親に関する情報は、この告知に不可欠な

情報であり、子どもの自己形成のために非常に重要な役割を持つといえる。

他方で、養子となった児童の実父母等のプライバシー等への配慮も必要となるが、養子となった児童の出自を知る権利を保障するためには、児童が知りたい情報が残されているということが前提であり重要である。

ドイツの内密出産制度に関しては、内密出産制度導入後、ベビー・クラッペ等の利用件数の減少及びそれに伴って医療的手当のない妊娠と自宅出産等（孤立出産）が減少したことも本制度のもたらした効果であるという。

しかしながら、匿名性に重きを置いたゆりかごの運用は、こうした子どもの権利を損なうことにも繋がりがねず、ゆりかごの仕組みに限界があると言わざるを得ない。

イ 子どもの成長等について

- ① ゆりかご設置当初から課題として挙げられていたが、子どもの身元が判明していない場合、子どもを養育していくうえで、その子ども特有の心身の状況について必要な情報を得られないこともあり、様々な支障や困難が出てくることが懸念される。

ゆりかごへ預け入れられた子どもは、身元が不明ということで、家族及び親族の遺伝性疾患のリスクを知ることができないため、予防、早期発見、早期治療といった対策をとることができない。

ゆりかごへ預け入れられた障がいのある子どもや治療を要する子どもは、その症状等に関する情報が無いか少ないことが多く、子どもの安全確保に関して困難となることが予想される。

- ② 身元が判明していない子どもにとって、誰にでも起こる思春期の葛藤に加えて、自らの出自が分からないというさらに大きな精神的衝撃に直面し、その後の人格形成への影響や長期的な悩みをもたらす可能性があることから、精神的なケアを継続して行う必要がある。

（２）父母について

子どもの身元が判明していない場合、実父母がゆりかごへ預け入れた理由が分からないため、同様の悩みを抱える人々に対する様々な支援や援助について検討することができない。預け入れた理由が分かれば、行政の窓口や関係機関等における相談や支援について、どこに重点を置けばいいのか検討することが可能となる。このことにより、同じような悩みを抱える人々が、子どもをゆりかごへ預け入れることなく育てることに繋がるかもしれない。

また、預け入れを行った実父母自身に、ゆりかごへの預け入れたことについて精神的禍根を残し、あるいは、子の成長に悩みが生じ得ることからすれば、それらに対する支援や治療を要する可能性がある。

（３）行政の手続きについて

できるだけ早い時期から家庭的な環境で養育されることは、子どもの人格形成上、大変重要なことであるが、出自が不明な場合、実父母が名乗り出る可能性があることから

養育里親及び特別養子縁組里親への委託には慎重にならざるを得ない状況にある。

7 国外からの預け入れにおける課題

国外からの預け入れにおいては、国と国との関係にある中で、言葉の問題や当該国固有の制度等が存在するため、各種調査の実施、関係機関との調整など、児童相談所における対応面での困難性が想定されるところであり、当該国はもとより国の協力が不可欠である。

また、預け入れ後は児童福祉法に基づく対応を行うこととなるが、国外の児童であることを念頭に、条約や法律にも留意しつつ、児童の権利擁護の観点から将来を見据えた慎重な対応が求められる。

8 ゆりかごが誤解されている側面

(1) 匿名性について

慈恵病院のホームページでは、ゆりかごを「匿名で赤ちゃんをお預かりする窓口」と説明しているが、実際に預け入れがあった場合は、預け入れ者の情報を運用上関わった者が知り得ることもあり、むしろ出自を知る権利を保障する観点から、これまでも病院に対し、預け入れ者との接触に努めていただくようお願いしているところである。

しかしながら、預け入れ者の中には、この匿名について、身分を一切明かす必要がないと考え預け入れにきた事例もあり、むしろ、匿名性があるゆえに預け入れに至った事例が少なくないのではないかと。これまでの運用で誤解されている点であり、このことにより、子どもの権利の根本である「子どもが権利の主体」であることが置き去りになっている。

(2) 預け入れ後の子どもの居場所について

(1)にあるように、ゆりかごを「匿名で赤ちゃんをお預かりする窓口」と説明していることから、いったん預け入れた子どもは、その後もずっと病院で預かってもらえるとの誤解を与えかねない。病院は一時的に保護するところであること、また、どうしても育てられない事情がある場合は、施設や里親の下で養育されることになること等について、よりわかりやすい周知を今後も検討する必要がある。

(3) 特別養子縁組について

先にも述べたとおり、特別養子縁組成立後、または、特別養子縁組前提の里親委託中に実親が判明し、実親が子どもの引取りを希望する事例が実際に起こっている。身元不明の子どもの特養子縁組については、このような問題が起こり得ることを念頭に置き手続きを進める必要があることから時間がかからざるを得ない。それは、子どものためだけではなく、実態として親がいないという状況下で必要な時間である。

第5章 ゆりかごへの評価

この章においては、第1期から第5期の全155事例の検証の結果得られたゆりかごへの評価について記述する。

1 子どもの人権・子どもの福祉の観点からの評価

(1) 生命の保障、生命・身体の安全の確保の面からの評価

ア ゆりかごへの預け入れにかかる危険性について

自宅出産等（孤立出産）や生後間もない子どもが長距離移動を伴う預け入れが続いており、預け入れまでの過程において母親及び子どもの生命にかかわる事故がいつ起こっても不思議ではない事例が数多く見られる。また、障がい児や治療を要する子どもの預け入れや、子どもをゆりかごの扉の外に置いた事例も複数発生している。こうした事例を総合的に考慮すれば、単にゆりかごの設備上の安全性のみをもって、子どもの生命・身体の安全性が確保されていると評価することは難しい。

これまでの検証でも触れられているように、ゆりかごに預け入れられたことによって直接的に子どもの生命が救われたということは明言できないが、結果的に生命の危険が回避できるという観点からは、「養育をつなぐ」という点において一定の意義が認められる。

しかしながら、ゆりかごに預け入れるために、生後間もない子どもと産婦が遠くから長時間かけて、飛行機・電車・自動車等を使い移動する事例や、ゆりかごの利用を前提とした自宅出産等（孤立出産）の事例、低体重等の理由により預け入れ後の治療を要する事例も続いている。また、実母の就労等を理由に子ども（とりわけ、新生児）を長時間放置するなど、ゆりかごに至るまでの間に母子が危険な状態にさらされている事例がある。加えて、第4期以降は自宅出産等（孤立出産）の割合が大幅に増えており、危険性は更に増していると言える。

医療の観点からは、早産や胎児発育不全等の子どもは、通常は保育器や新生児集中治療室等による管理が一般的であるが、ゆりかごに預け入れられた子どもは出産後にそのような対処が行われていないことが考えられ、発育への影響が心配される。

また、障がい児の預け入れ件数はこれまでに17件であるが、このうち、預け入れ時に医療を要した事例は9件、その後の養育においては、ほとんどの事例でリハビリや手術等の医療的ケアを要している。また、障がい児や治療を要する子どもは、ゆりかごへの預け入れにより、それまでの医療に関する情報が遮断される。このため、新たな診断・治療を行うための検査による負担、これまでの治療の中断、薬物の副作用やアレルギーのリスク等の治療上の危険性を伴う可能性もある。必要とされる薬物、医療行為、食事療法等の情報が無い場合、疾病・症状等によっては、重篤な状況に陥ることも考えられ、子どもの生命の安全に関わる重大な問題を含んでおり、危険性が高く、容認できるものではない。

ゆりかごは、開設時から「預け入れ時」の安全性が確保されていることをもって、刑法上

は危険性がなく、預け入れそのものをもって保護責任者遺棄罪には当たらないとして違法性を問わないという認識の下で運営されてきた。そしてこの間、死体遺棄に至った事案はあったが、保護責任者遺棄罪が適用されたものはなかった。

しかし、このように、子どもや母親の生命にかかわる事故がいつ起こっても不思議ではない事例が複数あり、結果的にゆりかごの存在が、危険な自宅出産等（孤立出産）を招いている可能性があることを考慮すれば、単にゆりかごの「設備上」の安全性が確保されていることをもって、安全性が確保されていると評価することは難しい。

ゆりかごへの預け入れを前提とした自宅出産等（孤立出産）や長距離移動等による母子の生命の危険性、医療に関する情報の遮断等、ゆりかごが開設されて 14 年経った現在もなおこうした様々な課題を抱え続けていることは憂慮される事態である。

利用実態を基に、保護責任者遺棄罪との関係を改めて検討する等、「預け入れ時」の安全性・違法性について法的に整理する必要がある。

また、専門家の立会いのない自宅出産等（孤立出産）を「虐待」ととらえた上で、医療機関等の関係機関がこれを把握した場合には、自治体へ通告する必要がある。

イ ゆりかごの扉の中に子どもを入れない場合の危険性について

ゆりかごに関連した行為であれば犯罪にならないという認識が社会に広まることに対し、強い懸念がある。預け入れの仕方によっては、保護責任者遺棄とも評価されうる危険な状態となることを社会に警告する必要がある。

ゆりかごの利用の仕方については、預け入れ者側よりも、預けられる子どもの側に立った視点が一番に優先されるべきである。

ゆりかごの設備は、預け入れ者が扉を開けて屋内の保育器に子どもを入れる仕組みとなっており、子どもの体温管理やブザーの作動による子どもの速やかな発見・保護が可能であることから、ゆりかごは安全であると認識されてきた。

第 5 期において、子どもがゆりかごの扉の外に置かれ、預け入れを知らせる電話により約 30 分後に低体温の状態で発見された事例があった。部会としては、この事例の保護者の預け入れ行為については、保護責任者遺棄とも評価されうる危険な状態であったと受け止めている。

この事例から、社会において、子どもをゆりかごの扉の中に入れなかった場合でも、ゆりかごに関連していれば犯罪にならないという認識が広まってしまふことが懸念される。

預け入れの仕方によっては、子どもに危険を生じさせ、保護責任者遺棄とも評価され犯罪に当たる可能性もあるという認識は重要であり、このことを社会に警告する必要がある。しかしながら、これは、子どもの命を大事にし、子どもを守ることが目的であり、母親を犯罪者にしようということではない。

ゆりかごの利用については、預け入れ者側よりも、預けられる子どもの側に立った視点が優先されるべきである。今回の事例のように、屋外に子どもが置かれることは、子どもの生命の危険を伴う遺棄であり、子どもの権利、福祉について問題がある。

(2) 出自を知る権利の保障の面からの評価

子どもの権利を保障する観点から、子どもが実の親を知る権利、自らの出自を知る権利は保障されなければならない、子どもの身元が判らない事態は避けなければならない。

子どもは、独立した人格と尊厳を持ち、権利を享有し行使する主体であり、その権利は保障されなければならない。この理念に立って、ゆりかごに預けられた子どもの人権を考えると、単に保護の対象としてさまざまな福祉を考えるにとどまらず、子どもとの意思疎通や意見交換の中から、それぞれの子に相応しい「最善の利益」を探求し、それを実現させていくための対応が求められる。

平成 28 年の児童福祉法改正において、子どもが権利の主体であることが明確化され、「新しい社会的養育ビジョン」では、子どもの出自を知る権利の重要性と、これを保障するための情報の保存の在り方について具体的に示されているところである。

ゆりかごの開設当時から慈恵病院とは平行線であるが、「新しい社会的養育ビジョン」のほか、第 4 章で示した民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る業務を行うための指針（平成 29 年 1 月 29 日厚生労働省告示第 341 号）においても、出自に関する情報の永年保存が求められているなど、平成 19 年のゆりかご開設当時に比して、子どもの出自を知る権利の保障のための取り組みの必要性が、より明らかとなっている。預け入れ者（実親）の希望は理解するものの、子どもの出自を知る権利等についてはできるだけ保全することが必要であるため、実親子関係を大事にしながら、子どもにとって何が大事かを考えて対応を行うべきである。

アイデンティティや自尊感情といった、子どもが生きる上での土台を形成するためには、出自に関する断片的な情報だけでなく、それぞれの子どもの胎生期・幼少期からのストーリーを伝えていくことが重要である。このため、今後の考え方として、ゆりかごに預け入れられた子どもに関わる全ての機関の関係者は、子どもが自分の実の親を知ろうと思ったとき、子どもがショックを受けることが想定される情報であっても、告知後の支援体制を準備したうえで、その子の求めに応じて、子どもの出自を知る権利を担保することができるよう、でき得る限りの努力を行っていかなければならない。情報源である慈恵病院や児童相談所をはじめ、子どもの代替養育を担う施設や里親等は、連携を図り、出自の情報を適切に集約、保全する必要がある。

この観点は、ゆりかごの運用全過程において十分に尊重されなければならないが、特に現時点で問題となるのは、預け入れ時において、預け入れ者と接触できる可能性があるにも関わらず子どもの出自が不明となる事例があることである。

身元が判らないまま預けられた子どもにとって、たとえ養育の環境が十分に整えられ、実親に育てられた場合よりもその子にとって幸福であったとされる場合でも、それをもって、自らの出自を知る権利が阻害されることへの代償とはならない。実親が不明であり、出自に悩む子どもをゆりかごが生みだす事態は早急に改善されなければならない。

また、昨今の医学の進歩により、家族及び親族の遺伝情報は、生命、健康の確保において重要な意味を持ち始めているが、ゆりかごへ預け入れられた子どもは、家族及び親族の遺伝性疾患のリスクを知ることができないため、予防、早期発見、早期治療といった対策をとる

ことができず、今後、遺伝医学の進歩とともに大きな問題となることが考えられる。

13年間のゆりかごの運用を経て、これまで関係機関の努力により、多くの事例で身元が判明しているが、その一方で、現時点までに身元が判明しない子どもも一定数存在する。

慈恵病院が努力していることは理解するが、さらにできるだけ預け入れ者との接触が多くなるような工夫が必要である。子どもに関わる機関は、身元不明の事例が皆無となるよう引き続き努力を続けていくとともに、今後預け入れがあった場合、身元の判明に繋げる手法を慈恵病院や関係機関とも十分に協議し、自らの出自を知るという子どもの権利の保障を目指していかなければならない。

なお、預け入れ者を匿名にすることと、子どもの出自を明らかにすることとは矛盾しないと考えべきである。預け入れ者の実名を運用上関わった者が知り得たとしても、それをいかなる機関・個人にも公表しないことで匿名性は維持されるからである。現時点までに身元が判明しない子どもが存在することに留意して、今後は制度上もでき得る限り子どもの出自に関する情報を確保できるような方法を工夫すべきである。

(3)「安易な預け入れにつながっていないか」との観点からの評価

預け入れることへの不安や葛藤が見られない、自己都合による預け入れとみなされる事例が見られ、預け入れの一部において安易な預け入れにつながっている面がある。

ゆりかごの設置当初から、妊娠を誰にも打ち明けられない閉塞感、孤独感の中で子どもの命を救うために止むなくゆりかごに預け入れるといった切羽詰まった預け入れがある一方で、実名での相談を忌避し、匿名で預け入れることで、自分のみの都合を優先する、いわゆる「安易な預け入れ」が見られた。

第5期においては、実母の職業上の理由で匿名を主張した事例、地元の行政機関や親族に出産を知られたくないため、預け入れた事例があった。また、未婚での出産であり世間体と経済面を理由に子どもの祖父母が預け入れをした事例や、不倫での妊娠による戸籍上の課題から預け入れた事例があった。

ゆりかごの存在が、職業や世間体を優先した判断や、戸籍や特別養子縁組に必要な手続きを自ら行うことを回避するための手段となっているといえる。

ゆりかごを2回利用した事例も複数見られた。最初の預け入れにより相談機関とのかかわりができたとしても、預け入れ者にとっては相談をするよりもゆりかごの利用の方が好都合であった可能性がある。予期せぬ妊娠に関する課題の解決を回避する手法として、ゆりかごが選択されていることが考えられる。

さらに、障がい児の預け入れの問題がある。生まれてきた子どもに障がいがあるということは、その親にとって簡単に受容できるものではなく、否定と肯定を繰り返しながら、時間をかけて受容へと向かうことが一般的であり、その過程において、ゆりかごの存在は、親の一時的な迷いを助長し、ゆりかごへの預け入れへ誘導する可能性が考えられる。

（４）ゆりかごの匿名性の観点からの評価

ゆりかごの匿名性は、母子にとっての緊急避難として機能し、さまざまな援助に結びつける入口となり得る。しかしながら、子どもの人権及び子どもの養育環境を整える面から最後まで匿名を貫くことは容認できない。また、匿名であることにより、親の心身のケアや、預け入れに至った課題解決のための支援に繋がらないという問題もある。

第５期においても、預け入れ者との接触により面談に繋がった事例はあるが、匿名を盾に身元について明かさなかった事例や、医学的な処置が必要であったにもかかわらず、処置を拒否した事例、地元の児童相談所に出産を知られたくないという理由で、ゆりかごは匿名で子どもを預けられると考えて預け入れた事例があった。

子どもの立場から見ると、預け入れ者の匿名性を貫くことは、子どもの出自を知る権利を保障できないことから容認できない。子どものアイデンティティや自尊心の確立に支障をきたすほか、遺伝に関する情報の取得、将来的な親子再統合の機会も一切失われてしまう。

母親側の観点からみると、預け入れ時に接触がない場合、本来ならば母親が受けられるケアや支援の機会から遮断されてしまうことになる。産後の心身のケアを行い、預け入れに至った複雑な事情（経済的、社会的な問題等）を解決し、予期せぬ妊娠・出産の再発を防止するため、医療や福祉に繋がる必要性があることから、預け入れ者に接触することは重要である。

匿名性が預け入れへの敷居を低くしている側面はあるにしても、子どもの権利の保障や、その後の母親に対する援助の上でも実名化は必要である。

このため、今後、預け入れにあたり実名化を前提とした上で預け入れ者の秘密を守るといった手法を取り入れる必要がある。この点において、ドイツで施行された内密出産制度が我が国でも整備されることが一つの解決策となると考えられることから、国に制度化を働きかけるべきである。

2 「相談業務と一体的に運用されるゆりかご」としての評価

当初の目的であった「相談業務と一体的に運用されるゆりかご（新生児相談室）」といった視点がより明確化された運用がなされている。

ゆりかごの特徴は、慈恵病院が実施している相談業務と一体的に運用されている点であり、「県検証報告書」からその点が評価されている。

ゆりかご設置にあたって、熊本市は医療法上の許可の際、留意事項の一つとして「相談機能の強化」の遵守を条件として付している。このため、当専門部会では、慈恵病院がゆりかごに預け入れにきた者と面接できた場合における面接・相談の内容や経過の検証のほか、慈恵病院における電話相談の内容、特に緊急対応・緊急面談の内容と経過についても検証を行ってきた。

慈恵病院の相談件数の推移を見ると、平成 19 年度は 501 件であったが、平成 24 年度は 1,000 件に達し、平成 26 年度に急増した。その後も増加傾向にある。地域別内訳を見ると、そのほとんどが熊本県外からの相談であり、差し迫った状況に置かれている人々が全国に多数存在していることを示している。

平成 25 年 11 月に慈恵病院を舞台としたドラマが放送され、ゆりかごの存在が改めて周知されたことを機にゆりかごへの預け入れ件数が増える懸念もあったが、結果として、以降預け入れ件数が増えることなく、相談件数の増加のみに繋がっている。

また、慈恵病院はホームページを整備し、SOS 妊娠相談のネット検索順位を上位にするよう工夫した結果、相談件数が増加しており、潜在的な相談をうまく拾い上げ、預け入れまでに至らず悩みの解決に繋がる支援ができています。今後はさらに、電話相談において支援機関の情報等をいかに伝え、その後の母子にとって最善の支援につないでいくのが課題である。

今回の検証内容からも、当初の目的であった「相談業務と一体的に運用されるゆりかご（新生児相談室）」といった視点がより明確化された運用がなされていることが確認できる。その点は積極的に評価することができる。

3 公的機関の対応の面からの評価

ゆりかごに預け入れられた子どもへの対応については、子どもにとっての最善の利益を優先するという観点から、公的機関によって乳児院等施設、里親、特別養子縁組等、家庭引取りといったそれぞれの事情に応じた養育先が選定される等の努力が払われている。

また、一民間病院に妊娠に関する相談が全国から多数寄せられている状況を考慮すれば、公的機関による相談・支援体制を充実させる必要がある。

預け入れられた子どもは遺棄されたものと判断され、親と分離され、まずは心身の安全が保たれる環境が確保されることになるが、その後には、子どもの最善の利益が図られるよう、施設での養育、里親への委託等の制度を利用しつつ、あわせて実親への援助を行うことになるが、実親との親子関係の再構築を目指してできる限りの努力が払われなければならない。

全国の児童相談所にケース移管する場合、ゆりかご利用に至った理由などの情報や支援方針について十分な引継ぎが必要である。

すでに児童相談所で支援を行っていた世帯からの預け入れ事例や、ゆりかごがなかったら児童相談所に相談していた事例があったことから、預け入れに至る問題が解決され、早期に相談対応できるような公的機関の努力が必要である。

身元が判明した事例では、乳児院等施設で養育されているものが21.0%、里親のもとで養育されているものが13.7%、家庭に引取られたものが21.8%となっている。また、特別養子縁組が成立した事例が40.3%である。身元の判明に至らなかった事例においても、乳児院等施設で養育、里親のもとで養育、特別養子縁組とそれぞれの事情に沿った養育先が選定されている。

このようにゆりかごは民間病院の取り組みではあるが、預け入れられた後の対応は病院の手を離れ、児童福祉法等に基づき、公的機関が関与した上で、子どもにとっての最善の方策が図られるよう努力されている。

地方の一民間病院である慈恵病院へ全国から妊娠に関する悩み相談が多数寄せられており、その件数は年々増加傾向が続いている。また、ゆりかごへの預け入れがないことが望ましいことであり、預け入れた理由を分析し対策を講ずることで、予期しない妊娠/計画していない妊娠、出産に悩む者への公的機関による支援・相談体制を充実させ、子どもをゆりかごに預け入れることのない社会を実現する必要がある。

第6章 今後の対応策 ー各機関への要望ー

依然として全国から子どもの預け入れが続いている現状からは、単に「こうのとりのゆりかご」が抱える課題だけでなく、子どもの養護に関するさまざまな問題も見えてくる。これらの課題に対する取り組みとして、以下のとおり各機関への要望をまとめた。

1 慈恵病院に対する要望

- ・ ゆりかごの運営と一体となっている相談業務についてさらに充実していただきたい。
- ・ 病院は、預け入れ者と積極的な接触は行わないと公言しているが、当専門部会の要望を真摯に受け止め、匿名にしたいという預け入れ者の気持ちに寄り添いつつも積極的な接触に努め、可能な限り相談に繋ぎ、子どもの権利を守るため身元判明に繋がるあらゆる努力を行っていただきたい。
- ・ 母子の安全確保のため、自宅出産等（孤立出産）の危険性や出産直後の長距離での移動の危険性の周知にさらに努めていただきたい。
- ・ ゆりかごの扉の外に子どもを置く事例のような、危険な預け入れが起こらないように防止策を図っていただきたい。
- ・ 預け入れ者または相談者の悩み、事情を聞き取り、当人はもとより、同様の悩みを抱える者に対する行政への支援へ活かせるようにしてほしい。
- ・ ゆりかごの運用に当たり、引き続き、熊本市とも十分に連携を取られたい。
- ・ 慈恵病院が受けた相談者への対応について、相談者の居住地の行政の窓口や医療機関と連携を取り、フィードバックを行い相談者への支援へ繋げてほしい。

2 熊本市に対する要望

- ・ 身元不明の子どもの出自を知る権利を保障するため、身元判明のために引き続き調査を徹底していただきたい。
- ・ 慈恵病院に対し、引き続き、許可時の留意事項を遵守するとともに、子どもの身元判明に繋がるよう預け入れ者との接触に最大限の努力を払うよう要請をしていただきたい。
- ・ 他の児童相談所に移管された子どもを含め、預けられた子どもの現在の状況の把握に十分努められたい。
- ・ 里親委託をさらに推進するとともに、子どもの養育を担っている里親についても、子どもの成長とともにさまざまな課題が出てくることから、そのような里親の支援を十分に行っていただきたい。
- ・ ゆりかごへの預け入れを考えている親や虐待のグレーゾーンの状況にある親への支援の仕組みを確立していただきたい。
- ・ 育児困難な世帯への支援（金銭的援助のみではなく、相談窓口やその他のサポートを含む）について特に検討していただきたい。
- ・ 第4章で述べた諸課題やゆりかごをとりまく状況について、国や全国の行政・関係機関等に対して周知していただきたい。
- ・ 特に、「こうのとりのゆりかご」自体の評価を行うことや、予期せぬ妊娠で悩む人々が相

話しやすい 24 時間 365 日対応の相談窓口の整備について、国に対し継続的に要望していただきたい。

- ・ 特別養子縁組成立後の親子への支援に関する施策について検討していただきたい。

3 国に対する要望

- ・ 支援を要する母子の把握や遺棄された子どもの身元判明に繋げるため、各医療機関で出生した子どもの出生届が完了しているかどうか、該当市町村へ確認できるような全国的なシステムの導入について検討いただきたい。
- ・ 事前に公的相談窓口等への相談があれば、預け入れを回避できた事例も多くあることから、妊娠・出産や子育てに関する相談窓口や支援制度についてさらなる周知・広報に努めていただきたい。
- ・ 障がいのある子どもの預け入れがあることを踏まえ、障がいのある子どもの子育てに対する援助の拡充を図っていただきたい。
- ・ ゆりかごへの預け入れが続いている現状に鑑みて、わが国でも内密出産制度を早急に検討していただきたい。
- ・ 子どもの出自を知る権利の保障についての法整備を検討していただきたい。
- ・ 国外からの預け入れには国際問題を伴い、一自治体では解決できない課題や問題を抱えることになると予想されることから、国外事例への対応において更なる協力をいただきたい。

4 全国の行政・関係機関に対する要望

- ・ ゆりかごへの預け入れ前に公的機関が関わっている事例が見られることから、機関相互の連携を図り、相談にあたって十分な受け入れ体制をもって臨んでいただきたい。
- ・ 相談窓口や支援の各種行政サービスについての情報を知らないがゆえに、ゆりかごへの預け入れに至った事例があると思われるので、周知・広報に努めていただきたい。
- ・ ゆりかごへ預け入れた子どもの調査にあたっては、関係する児童相談所においても積極的に協力いただきたい。
- ・ 子どもの養育にあたり、ゆりかごに預けられた経緯を十分に踏まえ、保護者の精神的ケアも含め、子どもの最善の利益を考えて対応していただきたい。
- ・ ゆりかごへの預け入れを考えている親や虐待のグレーゾーンにある親への支援の仕組みを確立していただきたい。
- ・ 育児困難な世帯への支援（金銭的援助のみではなく、相談窓口やその他のサポートを含む）について特に検討していただきたい。
- ・ 産科及び関係医療機関においては、妊娠中における障がいのある子どもや治療を要する子どもについて、保護者への告知を注意深く行うとともに、出産後の養育に関してもその情報を行政機関へ連絡する等、連携強化に努めていただきたい。
- ・ 行政機関・関係機関においては、要支援児童等について、ゆりかごへの預け入れや遺棄の可能性を念頭に置き、状況の把握や、安全な妊娠・出産に向けた支援を行っていただきたい。

おわりに

当専門部会では、6か月に1度に行われる短期的検証において、預け入れられた事例一つ一つについて、設置許可時の留意事項が遵守されているかを重点に検証してきた。この短期的検証における事例の検証内容を基本として、さらに預け入れ後の状況等、より広い視点からの検討を行い、中期的観点からの様々な議論を経て報告書のとりまとめに至ったものである。

ゆりかごの設置から13年以上が経過し、慈恵病院や公的機関等において一定の改善が図られた課題もあれば、身元が不明である子どもの出自を知る権利等、依然として解決が図られていない課題や専門家の立ち会いのない自宅出産等（孤立出産）の事例、ゆりかごの外に子どもが置かれた事例のほか、死亡した子どもが預け入れられるという大変残念な事例も発生しており、単にゆりかごの「設備上」の安全性のみをもってゆりかごの評価を行うのは難しい状況にきている。

特に出自を知る権利については、根本的な課題である。児童福祉法の第1条には「全て児童は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達ならびにその自立が図られることその他の福祉を著しく保障される権利を有する」とあるが、ゆりかごの仕組みは今のままでいいのか考えていかなければならない。

当初預け入れられた子どもは青少年期に達している。身元が判明していないゆりかごに預け入れられた子どもにとっては、誰にでも起こる思春期の葛藤に加えて、自らの出自が分からないというさらに大きな精神的衝撃に直面することになる。人格形成への影響その他の不利益を被ることも看過できない。また、里親委託や特別養子縁組が成立した子どもの養育者にとっても、将来にわたる大きな不安がある。そうした関係者の心中を察すると、慈恵病院や児童相談所等の関係者に対しては、改めて身元判明に向けた努力を求めるとともに、継続して子どもやその養育者へ支援の手を差し伸べていただくことを強く要望したい。

なお、今回の検証を行うにあたり、それぞれの児童相談所に移管された子どもの現況や支援の状況等の調査において、全国の児童相談所にご協力をいただいたことに心から感謝を申し上げる。

最後になるが、当専門部会では、この検証を通じてこれまで積み重ねてきた議論や課題の整理及び預け入れられた子どものその後の状況については、たとえゆりかごがなくなったとしても、ゆりかごに預け入れられた子どもがいる限り今後も継続する必要があると考えていることを申し添えて、この報告書を結ぶこととする。

こうのとりのゆりかご専門部会委員名簿

氏 名	役 職	分 野
部会長 山縣 文治	関西大学 人間健康学部教授	児童福祉
国宗 直子	弁護士	法律
上村 宏渕	熊本県養護協議会会長 (福) 龍山学苑理事長	福祉施設
安部 計彦	西南学院大学 人間科学部社会福祉学科教授	児童福祉
岩井 正憲	熊本大学医学部附属病院 総合周産期母子医療センター講師	小児科
城野 匡	熊本学園大学 社会福祉学部教授	精神科

こうのとりのゆりかご専門部会審議経過

開催年月日	事 項	内 容
平成 29 年 10 月 31 日	第 51 回専門部会	・ 預け入れ状況の検証 (対象期間：平成 29 年 4 月～9 月)
平成 30 年 4 月 27 日	第 52 回専門部会	・ 預け入れ状況の検証 (対象期間：平成 29 年 10 月～平成 30 年 3 月) 内密出産制度に関する動向についての意見交換
平成 30 年 10 月 25 日	第 53 回専門部会	・ 預け入れ状況の検証 (対象期間：平成 30 年 4 月～9 月)
平成 31 年 4 月 23 日	第 54 回専門部会	・ 預け入れ状況の検証 (対象期間：平成 30 年 10 月～平成 31 年 3 月)
令和 1 年 11 月 5 日	第 55 回専門部会	・ 預け入れ状況の検証 (対象期間：平成 31 年 4 月～令和元年 9 月)

開催年月日	事 項	内 容
		・ 第 5 期検証に関する審議
令和 2 年 2 月 12 日	第 56 回専門部会	・ 第 5 期検証に関する審議
令和 2 年 9 月 1 日	第 57 回専門部会	・ 預け入れ状況の検証 (対象期間：令和元年 10 月～令和 2 年 3 月) ・ 困窮妊婦保護室について ・ 内密出産についての意見交換
令和 2 年 11 月 27 日	第 58 回専門部会	・ 預け入れ状況の検証 (対象期間：令和 2 年 4 月～9 月) ・ 第 5 期検証報告書（素案）に関する審議
令和 3 年 3 月 15 日～ 26 日 (書面による審議)	第 59 回専門部会	・ 第 5 期検証報告書（素案）に関する審議

